

千々石ミゲル夫妻

伊木力墓所

〔第1次－第4次〕

発掘調査報告書

分析・考察編

2024年 3月

千々石ミゲル墓所調査プロジェクト

千々石ミゲル夫妻

伊木力墓所

〔第1次－第4次〕

発掘調査報告書

分析・考察編

2024年 3月

千々石ミゲル墓所調査プロジェクト

目 次

第6章 分析・考察

1. 伊木力墓石を千々石ミゲル夫妻墓石とした論拠 (大石一久)	1
(1) はじめに (2) 建塔地 (3) 墓石	1
(4) 銘文	2
(5) 墓石とその施主及び被葬者について	4
(6) 被葬者探しの最終章	18
(7) まとめ	25
〔資料紹介〕 ①寛永9年12月付け上鈴田村での「疱瘡」に関する資料 (大石一久)	28
②ミゲル夫妻は、疱瘡で亡くなったかもしれない (加藤茂孝)	30
2. 浅田家墓所 地中レーダー探査 テスト結果報告 (NPO法人 i- さいと 地中探査研究所 東憲章)	32
3. 千々石ミゲル墓所発見 木棺の復元 (栗田薫)	36
(1) 1号墓壙の長持の復元	36
はじめに	36
長持の復元	37
(2) 2号墓壙の木棺の復元	37
はじめに	37
釘の特徴	38
木棺構造の読み方	38
釘の使用状況	41
木棺の復元	44
木棺使用と想定できなかった釘	46
頭部側に密集した釘の謎	49
4. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所出土人骨 (分部哲秋・佐伯和信・弦本敏行)	51
(1) 人骨の遺存部位、頭位および埋葬姿勢	51
(2) 残存歯と年齢推定	51
(3) 出土人骨の分析 一人骨の性別	53
まとめ	57
5. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所出土品の科学的調査 (片多雅樹・近藤佳恵)	58
(1) はじめに (2) 出土品の保存処理	58
(3) ガラス製品	60
(4) 有機質資料	64
(5) まとめ	67
6. 千々石ミゲル夫妻墓所出土遺物について (後藤晃一・再録)	68
(1) 類例資料の検証	68
(2) ガラス板の検証	71

7. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所出土ガラス製品に関する一考察 (浅野ひとみ)	77
1. シード・ビーズ	82
2. ガラス片	83
8. 錠をかけた埋葬についての覚書再録 (田中裕介)	88
(1) 資料	88
(2) 年代	90
(3) 転用された家具 (4) 性格 (5) 中世の参考情報	91
第7章 調査指導委員会の検討	
1. 第3回千々石ミゲル墓所調査プロジェクト指導委員会議事録	93
2. 千々石ミゲル墓所調査指導委員会委員長・谷川章雄氏総括 (谷川章雄)	117
第8章 民間による発掘調査とその意義 (大石一久)	118
英文要旨 (有井宏子)	121
報告書抄録	

挿図目次

図 6-1-1	伊木力墓石全面拓本	3
図 6-1-2	慶安 2 年 銘馬場十郎兵衛妻など 3 名の墓石 波佐見町村木郷	5
図 6-1-3	慶安 2 年 銘馬場十郎兵衛妻など 3 名の墓石 波佐見町村木郷	5
図 6-1-4	寛永 8 年 銘自然石墓石 波佐見町村木郷	6
図 6-1-5	寛永 8 年 銘自然石墓石拓本 波佐見町村木郷	6
図 6-1-6	明暦 3 年 銘福田金右衛門墓石 波佐見町田ノ頭郷	7
図 6-1-7	明暦 3 年 銘福田金右衛門墓石拓本 波佐見町田ノ頭郷	7
図 6-1-8	先祖代々尊靈箱位牌 附録 1 19 枚目 自證寺	17
図 6-1-9	浅田氏先祖代々御法號誌	22
図 6-1-10	上鈴田人あらため市丞懸ノ事 (部分)	29
図 6-2-1	浅田家墓所 地中レーダー探査 アンテナ走査図	33
図 6-2-2	浅田家墓所 地中レーダー探査 タイムスライス	33
図 6-2-3	浅田家墓所 地中レーダー探査 探査結果 1	34
図 6-2-4	浅田家墓所 地中レーダー探査 探査結果 2	34
図 6-2-5	地中レーダー探査実施風景	35
図 6-3-1	1 号墓壇長持復元と遺体の位置の想定	36
図 6-3-2	木目痕別 釘出土方向	39
図 6-3-3	小口側から見た棺材の結合方法模式図	40
図 6-3-4	A 類 (E 類も含む) 釘の使用場所	42
図 6-3-5	B 類 (F 類も含む) 釘の使用場所	43
図 6-3-6	木棺に使用された釘の使用場所	45
図 6-3-7	2 号墓壇木棺の復元想定図	46
図 6-3-8	木棺使用と想定できなかった釘	47
図 6-3-9	頭部側空間の釘	48
図 6-4-1	千々石ミゲル夫妻伊木力墓所 2 号墓壇人骨平面図・側面図	52
図 6-4-2	近世人男性を基準とした歯冠サイズの偏差折線図	53
図 6-4-3	1 号墓壇人骨 (残存歯)	56
図 6-4-4	1 号墓壇人骨 (左側頭骨錐体部)	56
図 6-4-5	1 号墓壇人骨 (四肢長幹骨)	56
図 6-4-6	2 号墓壇人骨 (残存歯)	56
図 6-4-7	2 号墓壇人骨 (頭蓋骨)	56
図 6-4-8	2 号墓壇人骨 (左大腿骨)	56
図 6-5-1	第 3 次調査墓壇俯瞰写真と出土品検出状況実測図	58
図 6-5-2	3 次調査出土「棹通し金具 (No.84) (I-10)」の保存処理	59
図 6-5-3	4 次調査出土「釘」の保存処理	59
図 6-5-4	ガラス製玉類のレントゲン写真	60
図 6-5-5	ガラスビーズの顕微鏡写真	61
図 6-5-6	ガラス製品 No.50-2 の蛍光 X 線分析スペクトル (鉛ガラス)	62
図 6-5-7	ガラス製品 No.50-3 の蛍光 X 線分析スペクトル (アルカリガラス)	62
図 6-5-8	ガラス製品 No.50-13 の蛍光 X 線分析スペクトル (アルカリガラス)	62
図 6-5-9	板ガラス	63
図 6-5-10	ガラス製品 No.51 の蛍光 X 線分析スペクトル (アルカリガラス)	64
図 6-5-11	ガラス製品 No.52 の蛍光 X 線分析スペクトル (鉛ガラス)	64
図 6-5-12	No.100 の赤外線写真及び顕微鏡写真	65
図 6-5-13	有機質資料の顕微鏡写真	66
図 6-6-1-①、②、③	(1) 神の子羊図聖牌 (神戸市立博物館蔵)	69
図 6-6-1-2	(2) 神の子羊図聖牌 (神戸市立博物館蔵)	69
図 6-6-3	答打ちのキリスト図聖牌 (神戸市立博物館蔵)	70
図 6-6-4	玉のサイズ比較	70
図 6-6-5-①、②、③	(1) 丹生出土ガラス板 (日本二十六聖人記念館蔵)	72
図 6-6-6-①、②、③	(2) 丹生出土ガラス板 (日本二十六聖人記念館蔵)	72
図 6-6-7-①、②	(3) 磔刑のキリスト図 (片面 / 神の子羊図) 聖牌 (神戸市立博物館蔵)	73
図 6-6-8-①、②	(4) 十字架を担うキリスト図 聖牌 (神戸市立博物館蔵)	73
図 6-6-9-①、②	(5) 17 世紀のスペイン製聖遺物入 (日本二十六聖人記念館蔵)	74
図 6-6-10-①、②、③、④、⑤、⑥	千々石ミゲル妻墓所出土のガラス板	75

図 6-7-1	ヤコブ・ファン・ロー (1614-1670) 《ビーズとサンゴ工房》 (1629-1670) デンマーク国立美術館コペンハーゲン (Wikimedia より)	81
図 6-7-2	図 1 の拡大部分 (明度加工)	81
図 6-7-3	伊木力作例 シード・ビーズ (撮影: 片多雅樹)	83
図 6-7-4	伊木力作例 ガラス片 (撮影: 片多雅樹)	84
図 6-7-5	聖遺物入れガラス面、2 点、大分県丹生出土、3.5 × 2.8cm (日本二十六聖人記念館蔵、伊木力作例を下辺に重ねて加工、撮影・加工: 浅野ひとみ)	84
図 6-8-1	転用棺に使用された錠前	89
図 7-1 (3- ⑨)	2 号墓壙遺構実測図	96
図 7-2 (3- ⑩)	2 号墓壙木棺遺構実測図	96
図 7-3 (3- ⑫)	1 号墓壙 2 号墓壙 N-S 軸 断面層位図	96
図 7-4 (3- ⑬)	1 号墓壙 2 号墓壙 集石遺構合成図	96
図 7-5 (3- ⑭)	1 号墓壙 2 号墓壙 遺構合成図	97
図 7-6 (3- ⑯)	拡張区 断面層位図	97
図 7-7	諫早市発掘調査全体図	109
図 7-8	諫早市発掘調査拡大図	111
図 7-9	諫早市発掘調査合成図	112
図 7-10	諫早市発掘調査全体写真	112
図 7-11	諫早市発掘調査拡大写真	113

表目次

表 6-1-1	位牌・墓石一覧 (その 1)	13
表 6-1-1	位牌・墓石一覧 (その 2)	14
表 6-1-2	天正遣欧使節没年表	24
表 6-4-1	歯冠計測値の比較	54
表 6-4-2	頭蓋最大長の比較	55
表 6-4-3	大腿骨計測値	55
表 6-5-1	ガラス製品一覧	60

第6章 分析・考察

1. 伊木力墓石を千々石ミゲル夫妻墓石とした論拠

大石一久

(1) はじめに

平成15年12月14日(日)、埼玉県在住で千々石ミゲルとその子孫の調査を行っていた宮崎栄一氏より、ミゲルの4男・千々石玄蕃の墓石を実見していただきたいとの依頼をうけ、宮崎氏ならびに同墓石を管理している井手氏夫妻の立ち合いのもと調査を実施した。

調査の結果は、これまでいわれていた千々石玄蕃の墓石ではなく、玄蕃の両親つまり天正遣欧使節の一人千々石ミゲル(清左衛門)とその妻の墓石である可能性が極めて高い結論を得た。

以下、結論に至った経緯を述べるが、本稿は平成16年に発表した拙稿を今回あらたに加筆訂正した上で短くまとめたものである。拙著『千々石ミゲルの墓石発見』(長崎文献社)や『大村史談』第55号所収論考などと合わせてご一読いただければ幸いである(註1)。

(2) 建塔地

問題の墓石は、長崎県多良見町山川内井手則光氏宅裏の蜜柑畑に建つ。現在(調査時当時)は、その急傾斜の山肌が数段削平されて墓石管理者の一人井手氏の蜜柑畑となっているが、かつては墓石が建つ約10坪程度が削平されていたと考えられる。また井手氏によれば、昭和40年代前半におこった大水害前までは墓石を安置するための木造のお堂(祠)が建っていたが、大水害により上方の土砂が崩れ落ち、その被害でお堂は倒壊、問題の墓石も倒れかかっていたという。現在(平成15年当時)も、その大水害時の影響で建塔地の後方部分までは土砂で埋まって傾斜をなしている。ただ、幸いなことに墓石の位置は旧来のままで、仮に墓石の地下に遺構があるとすれば旧来同様そのままの状態が残っている可能性がある。なお、現在建つ木造祠の築造は、墓石の立て直しも含め、井手氏が平成9年に行ったものであり、以前は井手氏と近隣の野口氏・杉本氏計3軒で年に一回12月13日に炊き出しをして供養していたという。

ところで、墓石が建つ多良見町山川内は、江戸期の伊木力村(壱岐力村)であり、大村藩に属していた。伊木力村は、大村藩の総合調査書『郷村記』の[向地之部]伊木力村の項(註2)によれば、三面を険阻な山嶺で囲まれた地であり、「大山・曠野多く、田畠寡し」となっている。また、すぐ東南側の山嶺は佐賀藩諫早領との境をなしていたが、当地が大村領に属したのは丹後守大村純忠の代からといわれている(註3)。詳細は、『報告編』の「位置と環境」P15の項参照。

(3) 墓石

問題の墓石は、安山岩の自然石で現総高約180.0cm、最大横幅約120.0cm、最大厚27.0cmの大型に属する自然石墓石である。管理者・井手氏によれば、大水害が起こる前までは左側に3基の小型自然石墓石が立ち、問題の墓石の被葬者に追従した従者の墓という伝承があったという。ただ、現在(平成

15年当時)は水害の影響でなくなり、左手後方に残る一基の自然石墓石と思われるものを除き、当時の景観はない。

- 所在地：長崎県多良見町山川内 井手則光氏宅裏（蜜柑畑）・・・旧大村藩領伊木力（壹岐力）村
管理者：現在は、墓石前方に御自宅を構える井手則光氏らが行っている。
所有者：墓地部分約 20 坪程度は大村藩家老の御子孫・浅田氏所有地

■墓 種：自然石墓石（安山岩）

■法 量：最大背高 約 180cm（地上高）

最大横幅 120.0cm 下端横幅 約 100.0cm

最大厚 27.0cm

（4）銘文

銘文は、自然石墓石の表面と裏面に下記のように陰刻されている。肉眼でもある程度判読できるが、採拓した上でより正確に解読した（図6-1-1）。

【正面】

（右）	自性院妙信灵	十二日
（中央）	妙法	寛永九壬申年十二月
（左）	本住院常安灵	十四日

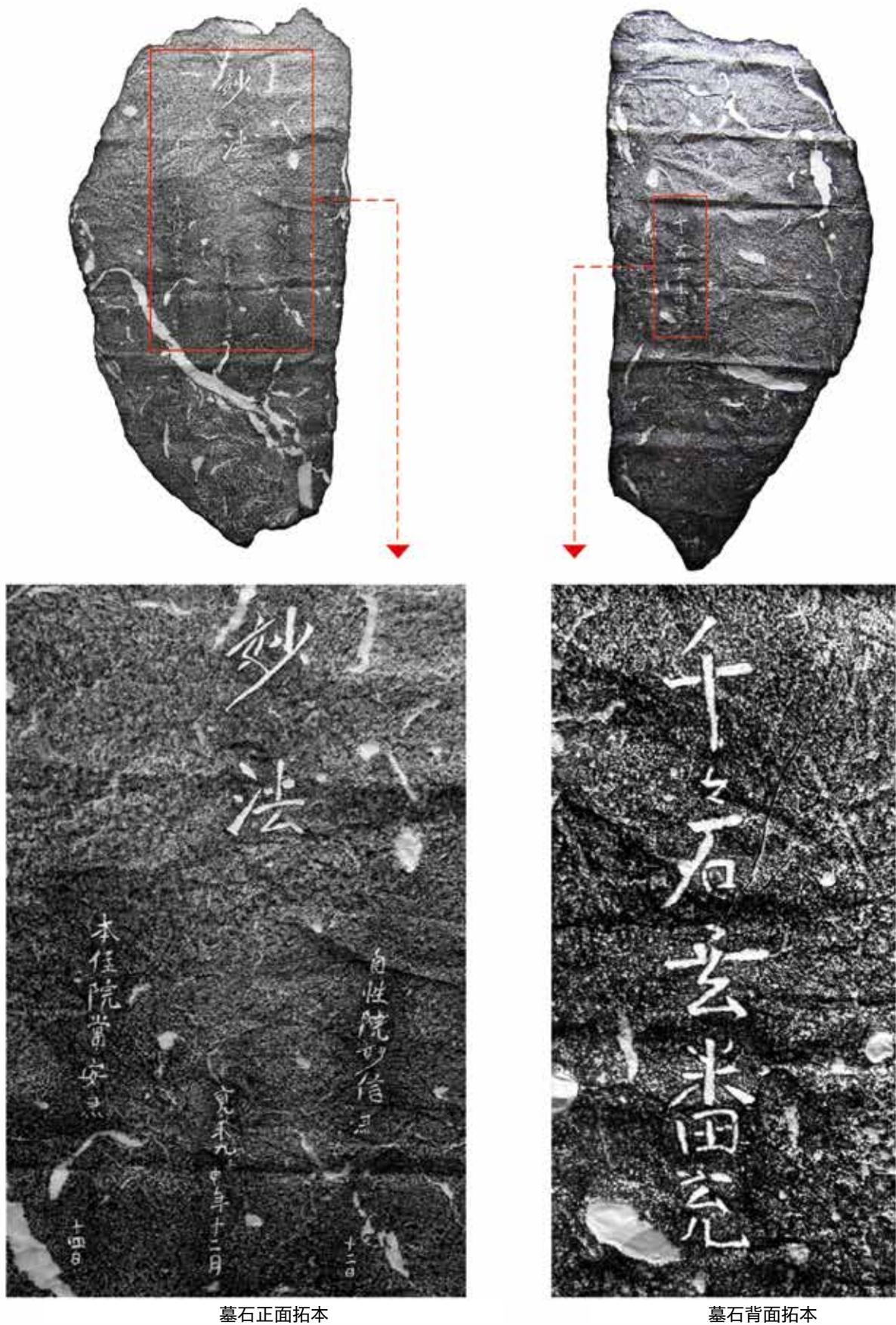
【背面】

（左下方） 千々石玄蕃允

陰刻された銘文が、墓石及び墓所の被葬者を探し出す最大の資料であることは言うまでもない。仮に墓石背面の左下方に「千々石玄蕃允」という俗名が陰刻されていなかったら、被葬者名はおろか墓石自体の由緒もわからなかったであろう。

ところで、1660年代（寛文期）頃までの自然石墓石は、同じ大村藩域でも城下周辺と城下から離れた地方とでは建塔状況が異なる。城下や城下に近接した周辺（ほぼ現在の長崎市）では少なく、城下から離れた地域で多く建塔されている傾向にある。大村城下（本経寺・長安寺・妙宣寺などの墓地や町墓など）では整形された有耳五輪塔や笠塔婆形式塔がほとんどで、その造立階層は上層の藩士クラスが大半と考えられる。それに対し、波佐見町など城下から離れた地域では自然石墓石が大部分を占め、整形された石塔（有耳五輪塔など）は少ない。その造立階層は、たとえ自然石墓石とはいえ、在地給人など地域の上位クラスが中心であることは言うまでもない。

なお、近世石塔も、中世石塔ほどではないが、藩・領によって石造文化は微妙に異なる（註4）。とくに大村藩域では、天正2年（1574）から慶長11年（1606）までがキリシタン時代であったがために、その間（天正・文禄・慶長期）は仏教に関わる石塔（以下、仏塔）は建塔されていない。いわば仏塔の空白時代であり、仏塔が再度登場するのは現段階では元和2年（1616）銘の有耳五輪塔が初源である。そのため、同じ近世の有耳五輪塔でも他の藩・領との形態は微妙に異なっており、石造文化の差異が認められる。



墓石正面拓本

墓石背面拓本

图 6-1-1 伊木力墓石全面拓本

上記の点を踏まえ、以下述べる伊木力墓石の類例として使用する近世石塔は、できるだけ大村藩域内の近世石塔に絞って挙げていくこととする。

(5) 墓石とその施主及び被葬者について

1) 形態ならびに銘文からみた自然石墓石の性格

ア) 墓石の性格と紀年銘

碑面に陰刻された紀年銘「寛永九年」は、銘文の彫出内容や自然石墓石という当時の墓石形式の面からも一致しており、寛永9年またそれに近い時期の造立と考えられる。

上記したように大村藩域における近世初期の墓塔は、キリシタン時代の仏塔空白時代を経て、禁教後最初に登場するのは元和2年(1616)銘の有耳五輪塔が初源である。次の寛永期になるとほぼ出揃うが、17世紀半ばころまでは整形された石塔（有耳五輪塔や馬耳型宝篋印塔など）を主体にして自然石墓石が併存する時期である。肥前地方に幅を広げると、一般家臣クラスはもちろんのこと藩主クラスの墓石でさえも自然石板碑形式がよく使用されている（註5）。

また、大村藩域の地方（じかた 大村から川棚・波佐見・宮村まで）に限定すれば、17世紀半ばまでの墓石約130基のうち自然石を使用した墓石は30基ほどで、城下から離れた波佐見町などで多く建塔されている。今後の調査で基数は増えると思われるが、全体としてみた場合、仏塔復活（元和）から17世紀半ばころまでは整形塔と自然石墓石が併存する時期であったことは間違いない。その点から、この寛永9年銘自然石墓石は、当時の墓石形式を踏襲したものといえることができる。

また、伊木力墓石の銘文彫出の仕方は専門石工による彫出と考えられ、しかも粗面のまま銘文を陰刻する手法は当地における江戸初期の特徴をよく示している。筆者が持つ肥前地方の石塔データから要点を示す。

①碑面の全体に対して、字体が小さい（拓本参照）

陰刻字体が碑面に対して小さいのは中世からの伝統と考えられ、傾向としては17世紀半ばころまでの特徴。陰刻の彫りが浅い点も、17世紀半ばころまでの自然石塔に認められる（下記する「ウ」「千々石玄蕃允」銘の解釈」の項参照）。

②整形することなく、碑面の凹凸をそのままに陰刻

この点は肥前地方における自然石墓石の17世紀半ばころまでの特徴で、それ以降（主に寛文年間以降）は碑面（額部を含む）を整形した上で陰刻する傾向が顕著となる。

これらのことから当墓石の銘文は後代に刻まれた銘ではなく、紀年銘（寛永9年12月）またはそれに近い時期に刻まれた銘文と考えられる。ただ、正面の銘文彫出面（一部鮮明）と裏面の銘文彫出面（陰刻面が墓石全体の風化面に同化）に風化度合いの差が認められるが、この違いは長らく正面側に倒れて土中に埋まっていたためではないかと考えられる。

以上のことから、伊木力自然石墓石の紀年銘・寛永9年12月は建塔時またはそれに近い時期の年号であり、形態としては肥前地方における江戸初期の墓石形式を踏襲したものと考えられる。

なお、江戸初期の石塔造立階層は、たとえ自然石墓石であろうとも、一部の上位階層（主に藩士、給人クラス）に限定されていた（註6）。とくに1630年代（寛永9年銘）は、大村藩においては仏塔が復活した矢先のことであり、かつ大型の墓石であることから、伊木力墓石に関わる被葬者または建塔者



図 6-1-2 慶安 2 年 銘馬場十郎兵工妻など
3 名の墓石 波佐見町村木郷



図 6-1-3 慶安 2 年 銘馬場十郎兵工妻など
3 名の墓石 折本 波佐見町村木郷

(施主) は上位の給人クラスに属していたと考えられる。

イ) 戒名 (法号) からみた墓石の性格

正面に陰刻された「自性院妙信」と「本住院常安」は、前者が女性(「妙」、後者が男性の戒名と考えられ、しかもそれぞれに寛永 9 年 12 月の「十二日」と「十四日」の年月日を刻んでいるところから、この自然石墓石はある夫妻のための墓石と考えられる。

ここで、「妙」陰刻戒名が女性である事例を挙げる。波佐見町村木郷の江ノ木場墓地に、3 名の故人を弔う砂岩製の墓石(図 6-1- 2・3 総高 85.5cm 最大幅 53.0cm 最大厚 25.0cm)がある。周囲を軽く粗削りしただけであり、状態としては自然石墓石に近い。銘文右端の戒名「涼容院妙誉信女」は、年月日「慶安二寅八月二十四日」(慶安の寅年は慶安 3 年 [1650])に続いて被葬者名として「馬場十郎兵工妻」となっている。つまり、戒名の「妙」に「信女」、その俗名が「馬場十郎兵工」の「妻」であることから「妙」と女性の関係がわかる。また、同じ江ノ木場墓地にある別の墓石(3 名列記 総高 85.5cm 最大幅 54.0cm)でも、延宝 8 年(1680)逝去で戒名「清心院妙松信女」、被葬者名として「同人妻」(馬場九郎右工門の妻)となっている。

ところで、一般には夫(男性)が右側、妻(女性)が左側に刻まれるが、伊木力墓石の場合は逝去年月日を基準にして寛政 9 年 12 月 12 日逝去の妻「自性院妙信」を右側に、同じ寛永 9 年 12 月 14 日逝去の夫「本住院常安」を左側に刻んだものと思われる。このような事例は、古くは千々石町女人堂跡の自然石板碑(14c 前半～半ばころ)などがある(註 7)。

また、中央上部に「妙法」、中央下方に「寛永九月十二月」を刻み、その左右に女性と男性の戒名とそれぞれの死亡日を陰刻していることは、最初から銘文の配列を意識した結果と思われる。このことは、「本住院常安」が 12 月 14 日に亡くなったあとに、2 人の墓石を一枚の自然石で製作したと考えられる。



図6-1-4 寛永8年 銘自然石墓石 波佐見町村木郷



図6-1-5 寛永8年 銘自然石墓石拓本
波佐見町村木郷

墓石の性格としては個人墓つまり私的な墓に属することは明らかであり、被葬者夫妻と施主（建塔者）の関係は一族内の者（とくに両親とその子息）の可能性が高い。

なお、当墓石の戒名は、位号（居士・大姉など）を用いず「灵」（異体字「ヨ」の下に部首「れっか」）を使用していることを付記しておく。

ウ)「千々石玄蕃允」銘の解釈

背面下方左端寄りに陰刻された「千々石玄蕃允」は、この墓石の建塔者・施主と考えられる。

通常、被葬者の俗名は、墓石の正面か左右の側面に刻む（註8）。兩名（夫婦）の場合でも、2名の俗名を正面または左右の側面に刻む。それに対して、施主銘は背面に刻む。とくに、伊木力墓石のような自然石墓石では、被葬者名は必ず正面に刻み、背面に刻むことはない。背面に刻むのは施主（建塔者）である。これらの諸点は、著者の近世石塔のデータから分析したが、ここでいくつか事例を挙げる。

波佐見町村木郷江ノ木場墓地にある寛永8年（1631）銘自然石墓石（総高 122.3cm 最大幅 36.0cm 図6-1-4・5）は、伊木力墓石の紀年銘より一年前の同じ自然石墓石であるが、正面に年月日（寛永八年三月二十四日）・戒名（種字ア 本地院覚了信重居士）を陰刻し、正面左端に「馬場十郎兵衛尉信重」と俗名を刻み、この墓石の被葬者名を示している。同じ江ノ木場墓地にある墓石で、上記した「慶安二寅八月二十四日」銘の墓石も被葬者名は3名とも正面に陰刻している（図6-1-2・3）。

伊木力墓石と同じ「妙法」を刻む自然石墓石としては、波佐見町田ノ頭郷墓地に福田金右衛門の自然石墓石（図6-1-6・7）がある。福田金右衛門は元和3年（1617）のイエズス会士コーロス徴収文書（註9）に出てくる「福田金衛門阿たん Antao」に比定される人物だが、金右衛門の墓石は砂岩製の自然石（総高 116.0cm 最大幅 52.0cm）で明暦3年（1657）の紀年銘を刻む。銘文は正面上部に大きく「妙法」を刻み、右端に年月日（「明暦三丁酉天九月十二日）、中央に戒名（「学要院常隆靈）、左端に俗名（「福



図 6-1-6 明暦 3 年 銘福田金右衛門墓石
波佐見町田ノ頭郷



図 6-1-7 明暦 3 年 銘福田金右衛門墓石拓本
波佐見町田ノ頭郷

田金右衛門尉頼勝) を陰刻して被葬者名を示している。

波佐見町村木郷の畑の原墓地にある慶安 4 年 (1651) 銘自然石墓石 (総高 162.0cm) は正面左端に被葬者名として「渋川宗栄」と刻み、同所の宝永 3 年 (1706) 銘自然石墓石 (総高 125.0cm) や享保 12 年 (1727) 銘自然石墓石 (総高 124.5cm) も正面左下方に被葬者の俗名を陰刻している。また、波佐見町永尾郷の明暦 2 年 (1656) 銘自然石墓石 (総高 130.0cm) では、正面中央に「歸命 釋 道心不退位」、その両側に年月日 (「明暦二年丙申歳 三月廿三日」)、左下方に小さく「俗名長崎用右衛門」として被葬者の俗名を正面に入れている。

大村市田下町の寛永 19 年 (1642) 銘自然石板状碑 (総高 163.0cm) は、戒名ではなく俗名 (「一瀬半右衛門尉」) を中央にして、その両側に年月日を陰刻している。この墓石はキリシタン墓地の中にあるもので、一瀬半右衛門尉も潜伏キリシタンであったがために戒名を忌避したと考えられる。

大村市内の町墓にある宝永 3 年 (1706) 銘の自然石墓石 (総高 134.0cm) は、正面中央に戒名「妙法實道院行心日嚙居士」、左下方に被葬者の俗名として「山川七郎右衛門尉権正之」と陰刻している。特例として、施主名を正面下方に横書き (右から) で陰刻した事例を 1 基確認している。寛永 20 年 (1643) 銘の圭頭型立石墓石 (総高 川棚町中組郷) で、正面下段に「施主高嶋市十郎」と小さく刻んでいる。正面に陰刻する俗名は被葬者という意識があったために「施主」の銘を故意に入れたと考えられる。

ところで、整形された墓塔 (有耳五輪塔、笠塔婆) でも被葬者の俗名は正面や側面に陰刻するのが通例だが、背面に被葬者名を刻む特例を 4 基確認している。

1 基は明暦 2 年 (1656) 銘の「北川次郎兵衛」雲頭竜型墓石 (総高 243.5cm 大村市古賀島町) で、正面に戒名のみを刻み、背面に逝去年月日 (「明暦二丙申歳十月十三日」) と「流人北川次郎兵衛一利」を併記している。また、同じ墓地内の延宝 7 年 (1679) 銘宝珠付き笠塔婆 (総高 214.0cm) も、背面

に「松田市左衛門尉長倫墓」と被葬者名を刻んでいる。ただ、前者には逝去年と「流人」、後者の笠塔婆背面には「墓」という属性を付記して被葬者名を特定し、正面戒名（被葬者）1名に対応して背面に俗名1名を刻んでいる。

大村家菩提寺・本経寺(大村市古町)では2基の有耳五輪塔で確認できる。2基ともに元和2年(1616)銘の小型有耳五輪塔で、その銘文の刻み方は極めて特殊である。1基は「秀山」五輪塔(総高103cm)で、戒名を地輪に、水輪背面に「朝鮮人 秀山」と刻み、「秀山」(日本の法名か)の属性として「朝鮮人」と陰刻している。もう一基の有耳五輪塔(総高106.5cm)は地輪正面に戒名「心明院常禅霊」を刻み、その背面に「西太郎左衛門 藤原前隆」と俗名を入れている。地輪背面の俗名が施主名か被葬者名かわからないが『郷村記』第八寺院〔池田〕(註10)の項で「西太郎左衛門塔」となっているので、地輪正面の戒名(被葬者)の俗名を背面に刻んだと考えられる(註11)。

上記した4基の事例は極めて特殊であるが、4基中3基には被葬者に関わる属性を刻み、かつ4基ともに整形された墓石(雲頭竜型墓石、笠塔婆、有耳五輪塔)であるため、ここで問題にしている自然石の伊木力墓石とは同じ俎上で比較することはできない。

自然石墓石に被葬者名を刻む際は、管見の限りではすべて碑面正面に刻んでいる。また、伊木力墓石の場合、正面2名の戒名に対し背面左下方の俗名は1名であり、正面2名の戒名に対応していない。これらのことから、伊木力墓石背面の俗名「千々石玄蕃允」は明らかに施主(建塔者)と考えられる。

以上のことから、伊木力自然石墓石は、寛永9年12月の12日と14日に亡くなった「自性院妙信」と「本住院常安」夫妻のために「千々石玄蕃允」が施主となって建てた墓石と考えられる。また、施主の千々石玄蕃は、正面陰刻戒名の夫妻とは極めて関係深い人物であると思われる。

エ) 施主「千々石玄蕃允」と「自性院妙信」「本住院常安」の関係

施主「千々石玄蕃允」と「自性院妙信」「本住院常安」の関係は、子息と両親の関係と考えられる。施主・千々石玄蕃により墓石を建塔されるべき両親や兄弟で、逝去年(寛永9年)と建塔地(伊木力)、さらに夫妻に該当する人物は両親以外にいない。また、両親とその子息以外の親族に範囲を広げても、上記の逝去年・建塔地・夫妻の条件を満たす人物は見当たらない(この点は「(3)伊木力墓石と千々石清左衛門(ミゲル)」の項で詳述)。

以上のことから、伊木力墓石は、子息である「千々石玄蕃允」が、その両親である「自性院妙信」と「本住院常安」夫妻のために建てた墓石と捉えられる。

オ) 墓石銘からみた宗旨

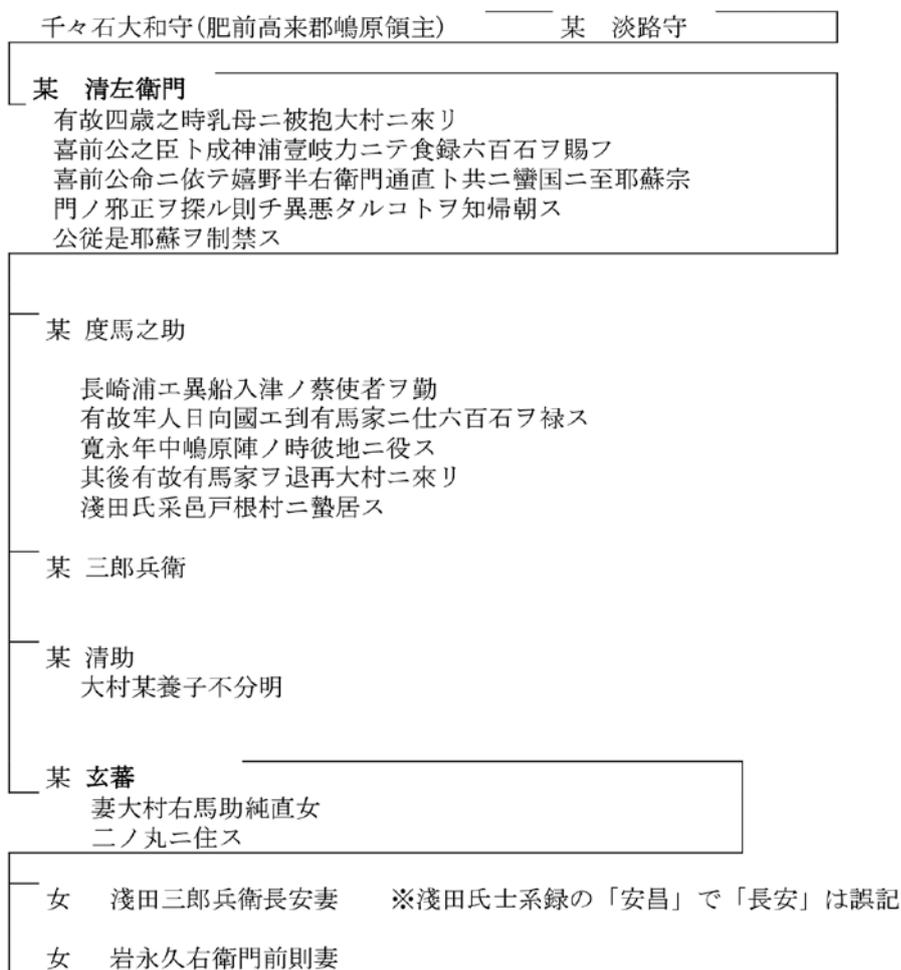
墓石正面上方の「妙法」銘から、伊木力の地上標識(墓石)は日蓮宗(法華宗)との関係から建塔されたことは明白であり、施主(千々石玄蕃)か被葬者夫妻が日蓮宗の寺院と深い関係にあったことは間違いない。墓石に刻まれる宗旨は家単位または個人(葬者・被葬者)の宗旨を示すが、紀年銘の寛永9年12月(1633年1月)の時点で大村藩内で創建されていた寺院といえば、大村家菩提寺の本経寺か市内福重町の妙宣寺が考えられる。ただ、下記する千々石玄蕃の身分(大村藩士)から考えると、本経寺との関係から「妙法」銘になったと思われる。

以上述べてきた各点から、この伊木力自然石墓石は寛永9年12月12日に亡くなった母「自性院妙信」と同月14日に亡くなった父「本住院常安」のために子息「千々石玄蕃允」が建てた墓石で、日蓮宗の

宗旨を表明する地上標識として建塔されたと考えられる。

2) 千々石玄蕃とその一族

大村藩関係者の系図集「新撰士系録」（以下「士系録」と略す）の「千々石氏」の項によれば、「千々



石玄蕃」について下記のように記す。

この「士系録」の記載内容から下記のことを理解される。

①「千々石玄蕃」は天正遣欧使節の一人「千々石清左衛門（ミゲル）」の4男

この系図には一部脱落（清左衛門の実兄・千々石大和守の記載なし）もあるが、「千々石玄蕃」は「千々石清左衛門」の4男にあたる人物であることを示している。

ところで、1610年ころに成立したといわれる『伴天連記』（註12）に「然所に大村の内に、ちゞわ清左衛門と云侍あり、かの人むかしばてれんに付良魔に渡り、十ヶ年学文して後日本に帰り（以下略）」とある。また、代々の大村藩主のみが閲覧できたという「大村家秘録」（註13）には「其比家士千々石清左衛門と云者、幼少より彼門弟になり、ろうまに渡り（以下略）」とある。さらに『郷村記』本経寺の項に次のような記述がある（註14）。

於茲知臣千々石清左衛門純員有忠貞器、從幼年命令習其法教、然後還純員於呂宇麻耶蘇 本國聞法受經、（中略）再遣純員與臣嬉野半右衛門勝正於呂宋國習学多年、両臣既探得其奧而歸矣、始無異純員之言、因茲喜前與一族舊臣相議而、領内一圓嚴禁止耶蘇邪教

この中の「然後還純員於呂宇麻耶蘇本国聞法受經」や上記した『伴天連記』、「大村家秘録」により、千々石清左衛門が「呂宇麻耶蘇本国」（ローマ）に渡った天正遣欧使節の正使・千々石ミゲルであることがわかる。つまり、「千々石玄蕃」は天正遣欧4使節の一人千々石ミゲルの子息（4男）となる。

②清左衛門には4人の子息があったが、墓石建立時には4男・玄蕃が嫡子的立場

「土系録」によれば、長男・度馬之助は故有って牢人となった後に縣藩（現宮崎県）へ移り、寛永14年（1637）の島原・天草一揆参陣後は再び大村の地（浅田氏采邑の地・戸根村）に落ち着くが、そこでは「蟄居ス」となっている。この「蟄居」が自らの意志によるものなのか蟄居させられたのか、その理由は不明。また度馬之助は、ここで問題にしている寛永9年12月銘の伊木力墓石に名（施主）を刻んでいないことを考慮すると、墓石建塔時には縣藩（現宮崎県）に仕官中で、建塔そのものに深く関わっていなかったと思われる。

次男は上記引用の「土系録」に何の記載もないことから早世と考えられ、3男も千々石家から離れて大村某の養子となるも「不分明」と書かれている。結局、4男の玄蕃が千々石家の嫡子的立場であったことがわかる。この点は、上記引用した「土系録」の記載内容（玄蕃のみ息女までの系図を記す）からも理解されるが、『郷村記』萱瀬村由緒之事附往古乙名之事の項（註15）に次のような記述がある。

中興千々石玄蕃〔父は千々石清左衛門〕しんほふ〔純忠の夫人、喜前継母〕養子に成り、萱瀬村の内中岳久良原を知行す、玄蕃死去後嗣子なくして跡絶、知行蔵入となる、二代目の右馬之助も死去後跡絶、知行所是又蔵入となるなり

これによれば、玄蕃は千々石家の「中興」となっている。この場合の「中興」とは藩士となって禄高を給されお家再興を果たしたことを指すと考えられるが、ただ、当時の一般的な相続は別にしても、少なくとも千々石家では長子（長男）相続だったと考えられる。このことは、千々石・釜蓋城時代、長男の大和守が嫡子となって千々石家を継いでいることから理解される。だから次男の清左衛門（ミゲル）は、「有故四歳之時乳母ニ被抱大村ニ來り」（上記「土系録」）となっているのである。

長子相続からいえば、本来、清左衛門の次の千々石家嫡子は長男・度馬之助であったはずである。それにもかかわらず、4男・玄蕃が千々石家の「中興」となったのは何故か、またその時期はいつだったのかが問題となる。

まず、玄蕃が「中興」となった時期を考える。それを解く鍵は上記「土系録」度馬之助の項にあると考える。つまり、度馬之助が縣藩（有馬家 約5万石）に仕える前に牢人となっていた時か、または寛永14年（1637）の島原・天草一揆後に戸根村に蟄居した時かのどちらかだと考えられる。とはいえ、先述したように寛永9年12月銘の伊木力墓石で4男・玄蕃が施主となっているのは、墓石建立の時点では長男・度馬之助は縣藩に移っていた可能性が高いから、在地（大村藩）にいた玄蕃が嫡子的立場で墓石を建立し施主になったと考えられる。

ただ、「施主」と「中興」は別問題である。玄蕃が千々石家の「中興」とされたのは、おそらく長男・度馬之助が寛永14年の島原・天草一揆後に戸根（長崎市琴海戸根町）に蟄居した後だと考えられる。というのも、それまで度馬之助は縣藩に仕え600石を有する藩士であって、大村藩領内の中岳と久良原わずか23石を給された玄蕃とは比較にならないほど高家禄を有していた（註16）。ところが、その度馬之助が島原・天草一揆後に故あって戸根に蟄居したのであるから、その後に4男・玄蕃が千々石家の「中興」とされたとするのが自然である。つまり、島原・天草一揆後は、千々石清左衛門（ミゲル）

の子息4人の中で唯一人、4男・玄蕃のみが玖島城二の丸に住む藩士となって食禄を給されていたから千々石家の「中興」に位置づけられたと考えられる。これを前提にすれば、玄蕃は島原・天草一揆時までには存命だったと思われる。

なお、天正5年(1577)の龍造寺隆信による千々石侵攻により、ミゲルの兄で千々石家の嫡子であった釜蓋城城主・大和守は自刃、その事態を受けた母親(名不明)は次男のミゲルに千々石家再興を託したと考えられる。それが、ミゲルの使節派遣や帰国後のイエズス会入会に反対した背景にあったと思われる。ただ、ミゲルは、母親のその思いを拒否して最終的にイエズス会に入会したため千々石家再興は遠のいた(註17)。上記の『郷村記』萱瀬村由緒之事附往古乙名之事の項に出てくる「中興」には、天正5年以降の千々石家の事情が背景にあったと考えられる。

また玄蕃は、上記「士系録」や『郷村記』萱瀬村由緒之事附往古乙名之事の項に記されているように純忠の夫人「しんほふ」の養子となって玖島城二の丸に住していたが、その時の知行地(中岳・久良原)が玄蕃死去後に大村右馬助敏武(「二代目の右馬之助」)に与えられた。敏武は寛永17年(1640)に亡くなっているため、玄蕃は寛永17年前に亡くなっていたと考えられる(註18)。

3) 伊木力墓石と千々石清左衛門(ミゲル)

これまで、伊木力墓石の2人の戒名は墓石裏面の左端下方に陰刻された「千々石玄蕃允」の両親である千々石清左衛門(ミゲル)夫妻の可能性が高いことを指摘したが、より慎重をきすために玄蕃周辺の人物とその戒名・没年をあげてみる。そのために可能な限り位牌銘と墓石銘を併記したいが、ここでは紙面の都合上、それぞれの一覧表を提示することにとどめ、詳細は拙著『千々石ミゲルの墓石発見』などを参照していただきたい。

なお、玄蕃周辺の人物について考察する前に、玄蕃の長女が嫁いだ浅田氏一族の菩提寺である自證寺(琴海町戸根)について、寺歴とそこに残る浅田氏関係の位牌について述べる(註19)。

ア) 本住山自證寺(琴海町戸根郷)と位牌

(a) 寺歴

自證寺の建立について、『郷村記』戸根村寺社之事では次のように記す(註20)。

本位山自證寺 法花宗萬歳山本經寺末寺

寺領四石三斗餘、旦家千七軒

(中略)

當寺は萬治元戊戌年、浅田左門前安實母為自證院菩提、同氏三郎兵衛安昌建立、号自證寺、開基八十如院日圓なり、寺領三石、戸根村の内八杖と云處に於て為佛具料寄附

これによれば、浅田左門前安(あきやす)の實母である自證院の菩提のために、前安の嫡嗣で自證院の孫にあたる大村藩城代三郎兵衛安昌が万治元年(1658)に建立したとなっている。自證院とは、朝長大學頭純盛の妻であり、大村純忠の息女(洗礼名マリナ[?]・俗名「お伊奈」)である。また、この朝長大學頭純盛と自証院の子・朝長久助は、文禄の役での武功を比類なきとした戸田候から自らの家来にと所望されたが大村喜前公が断ったため、せめて「戸田」姓を授けられ、久助は「田」の一字のみ受けて姓を「朝長」から「朝」を「浅」として「浅田」と再改姓し、家老として大村家に仕えた左門前安である。その前安の嫡男・浅田三郎兵衛安昌(千々石氏士系録では「長安」と誤記)の妻として、千々

石玄蕃の長女が嫁いでいる。

なお、現在当寺に伝わる寺歴では、お伊奈様（自證院の俗名）夫妻の法号をとって「本住山自證寺」と公称したとなっているが、『郷村記』では「本位山」となっており「本住山」ではない。また、お伊奈の夫・朝長大学頭純盛の法号は「大剛院素勇忠山日誠居士」であり「本住」ではない（「(4) 被葬者探しの最終章 ⑤自證寺との関係」の項参照）。

(b) 自證寺箱位牌

自證寺にある朝長・浅田家箱位牌「先祖代々尊霊」は計31枚（表題板含む。縦幅24.2cm×横幅10.0cm）からなり、朝長・浅田氏関係が番号1～18までの18枚、附録が番号1～3までの3枚、外家が番号1～9までの9枚で構成されている。最新の年号は外家9の明治5年であるが、明治5年位牌の書体と番号1の書体は同一と考えられるところから、この箱位牌は明治5年以降に再度書き改められたものと考えられる。

ただし、その内容は信頼できる内容となっている。その一例として「朝長大学頭純盛室」の戒名をあげると、箱位牌では「寛永十六年己卯正月七日／墓所辻堂五輪塔／自證院妙安日樂靈尼／純盛妻」とあるが、実際、純盛室・自證院の墓が辻堂（大村市杭出津）で確認され、種目は五輪塔（有耳五輪塔）で年月日・戒名ともに同一の内容となっている。この点は純盛室以下の場合も同じであり、箱位牌に記されている内容は各墓石の内容と完全に一致している（詳細は拙著『千々石ミゲルの墓石発見』など参照）。

ところで、この箱位牌は「朝長・浅田氏」「附録」「外家」の3部で構成されている。番号1～18までの「朝長・浅田氏」の位牌は嫡流とその室さらに早世・帰家した者、「外家」は朝長・浅田氏の傍系（母方の家）また他家へ出向いた人物で自證寺に関係ある者、「附録」は朝長・浅田氏（自證寺）とは血縁的に疎遠か無関係であるが浅田氏また自證寺と何らかの関係をもった者の位牌と考えられる。とくに「附録」番号3では、上段に「勇信院 乳守 / 識陰院 乳守」、下段に「茅瀬ハヌ / 三重后本町フヨ / 裏町スク」と書かれており、これらの人物が乳守であったがために自證寺の附録位牌に記されたものと考えられる。また「附録2」記載の「享保十二年丁未二月十八日 墓所戸根村自證寺／本是院受性日量 浅田勝之進安行」は、「土系録」によれば浅田安昌（玄蕃長女の夫）の兄弟（「某」と記載）の5代目にあたる子孫であり、嫡流浅田氏とは血縁的に疎遠の人物である。この「附録」位牌については後でふれる。

イ) 位牌・墓石一覧

ここでは、千々石氏に関わる人物で、主に自證寺に残る位牌と墓石の銘を一覧表にして示す（表6-1-1）。人物欄中の番号は下記「略系図」の番号に符合する。

なお、千々石玄蕃の次女が嫁いだ岩永家に関する位牌は実相寺（西海町川内郷）にあるが、各墓石については現在累代墓にまとめられており、かつての墓石は実見できなかった。また玄蕃の義理の父にあたる大村純直など大村家に関する位牌は大村家菩提寺・本経寺にあったものと思われるが、本経寺は安永7年（1778）の火災で仏像及び大村家の位牌までもが悉く全焼したため確認できなかったことを付記しておく（註21）。

ウ) 千々石玄蕃周辺の人々とその没年・・・とくに玄蕃が墓石を建塔しなければならない夫妻

下記の〔略系図〕は、「位牌・墓石一覧」で示した各人の逝去年を加筆したものである。

〔略系図〕千々石氏一族と他家との関係略系図ならびに逝去年（・・・は養母）

表 6-1-1 位牌・墓石一覧（その1）

【浅田家】	
人物①	純盛（朝長大学頭純盛）
逝去年	不詳
位牌銘 〔自證寺〕	右同（九月二十一日） 大剛院素勇忠山日誠居士 朝長大學頭純盛
墓所	不詳（『自證寺由緒書』では辻堂〔大村市杭出津〕という）
墓石種目	不詳
墓石銘	不詳
備考	「バテレンたちの報告によれば、大村純忠の息女マリーナは、早く未亡人であり、一方、彼女は、戸根（今の琴海町）に所領を有した。」（松田毅一『大村純忠伝』423p）とある。松田氏はマリーナと浅田純盛妻・自證院を同一人物と断定するには資料不足としているが、マリーナの当時の所領地・戸根から考えて同一人物の可能性は否定できない。仮にマリーナと自證院を同一人物とした場合、夫の純盛は、自證院の没年・寛永16年より前に逝去したと考えられる。いずれにせよ、ここで問題にしている伊木力墓石の戒名と異なるため、純盛は伊木力墓石の被葬者ではない。
人物②	純盛妻（自證院・純忠長女・洗礼名マリーナ（?））
逝去年	寛永16年（1639年）
位牌銘 〔自證寺〕	寛永十六年己卯正月七日 墓所辻堂五輪塔 自證院妙安日樂靈尼 純盛妻
墓所	辻堂（大村市杭出津）
墓石種目	有耳五輪塔（五輪塔総高156,0cm・基壇上総高232,0cm）
墓石銘	自證院妙安靈 寛永十六天正月七日
人物③	浅田前安（浅田左衛門前安）
逝去年	寛永19年（1642年）
位牌銘 〔自證寺〕	寛永十九壬午六月十七日 墓所町墓五輪塔 正明院殿傑山常伯日理居士 浅田左衛門前安
墓所	町墓（大村市玖島）
墓石種目	有耳五輪塔（基壇上総高約340,0cm）
墓石銘	（地輪右側面）寛永十九年 （地輪正面）正明院殿／常伯尊靈 （地輪左側面）六月十七日卒
人物④	前安妻ムク
逝去年	寛文12年（1672年）
位牌銘 〔自證寺〕	寛文十二年壬子五月二十二日 墓所町墓 正理院妙觀日佳大姉 前安妻 名ムク
墓所	町墓（大村市玖島）
墓石種目	笠塔婆（基壇上総高約350,0cm）
墓石銘	寛文十二壬子年 正理院妙觀日佳大姉 ※位牌記載の「日」なし 正月朔日卒
人物⑤	浅田安昌（浅田三郎兵衛安昌）
逝去年	天和2年（1682年）
位牌銘 〔自證寺〕	天和二年壬戌正月朔日 墓所町墓 了心院玄明日解居士 浅田三郎兵衛安昌
墓所	町墓（大村市玖島）
墓石種目	笠塔婆（基壇上総高約370,0cm）
墓石銘	天和二年壬午曆 了心院玄明日解居士 正月朔日卒
人物⑥	安昌妻（千々石玄蕃長女テイ）
逝去年	延宝7年（1679年）
位牌銘 〔自證寺〕	延宝七年己未九月七日 墓所本經寺 了性院妙玄日脱大姉 安昌妻 名テイ
墓所	本經寺（大村市古町）
墓石種目	笠塔婆（基壇上総高約340,0cm）
墓石銘	延寶七己未天 南無妙法蓮華經 了性院妙玄日脱大姉 九月七日卒

【大村家】	
人物⑦	しんほふ（純忠夫人・玄蕃の養母・喜前の継母・純直の母）
逝去年	寛永9年（1632年）
位牌銘	不詳
墓所	本經寺（大村市古町）
墓石種目	有耳五輪塔（1段基壇上総高150,0cm）
墓石銘	（地輪正面）寛永九年／（經）如圓靈／十月十九日
備考	純忠夫人しんほふの没年は、ここで問題にしている伊木力墓碑と同年であるが、戒名と没月日が異なるため、伊木力墓碑の被葬者ではない
人物⑧	純直（大村右馬之助純直・千々石玄蕃の妻の父・純忠3男）
逝去年	元和4年（1618年）
位牌銘	不詳
墓所	本經寺（大村市古町）
墓石種目	笠塔婆（基壇上約200,0cm）
墓石銘	南無多宝如来 發性院殿 元和第四 南無妙法蓮華經 南無釈迦如来 日然神儀 七月十四日
備考	慶長12年（1607）の御一門払いの対象者
人物⑨	敏武（大村右馬之助敏武・純直の嫡男・玄蕃娘2人の養母の夫）
逝去年	寛永17年（1640年）
位牌銘	不詳
墓所	本經寺（大村市古町）
墓石種目	有耳五輪塔（基壇上総高約250,0cm）
墓石銘	（地輪右側面）寛永十七天 （地輪正面）心清院殿／（經）／清要居士 （地輪左側面）八月八日卒
備考	・『見聞集』によれば「右馬助敏武寛永十七年於江戸乱心自害ありて跡絶」とある。 ・慶長12年（1607）の御一門払いの対象者
人物⑩	敏武妻（初代藩主喜前の6女於コヨ様）
逝去年	寛永21年（1644年）
位牌銘	不詳
墓所	本經寺（大村市古町）
墓石種目	有耳五輪塔（基壇上総高約250,0cm）
墓石銘	（地輪右側面）寛永廿一天 （地輪正面）光體院／（經）／妙鏡尊靈 （地輪左側面）六月廿九日

表6-1-1 位牌・墓石一覧（その2）

【岩永家】	
人物⑪	岩永永久右工門前忠
逝去年	寛永14年(1637)
位牌銘	中祖岩永永久工門前忠 解脱院法讀日詠居士 寛永十四丁丑六月十二日卒 行年六十三歳
墓所	西海町太田和墓地
墓石種目	不詳(現在累代墓にまとめられている)
墓石銘	不詳
人物⑫	岩永永喜左工門前房
逝去年	元禄元年(1688)
位牌銘	二代岩永永喜左工門前房 円光院持請信士 元禄元辰十二月廿九日卒
墓所	西海町太田和墓地
墓石種目	不詳(現在累代墓にまとめられている)
墓石銘	不詳
人物⑬	岩永久右工門前則
逝去年	正徳2年(1712)
位牌銘	三代岩永久右工門前則 了解院宗性日脩信士 正徳二辰十一月廿三日卒
墓所	西海町太田和墓地
墓石種目	不詳(現在累代墓にまとめられている)
墓石銘	不詳
人物⑭	岩永久右工門前則妻
逝去年	元禄13年(1700)
位牌銘	岩永久右工門前則妻千々石玄蕃女 春正院妙陽日帰信女 元禄十三庚辰三月廿日卒
墓所	西海町太田和墓地
墓石種目	不詳(現在累代墓にまとめられている)
墓石銘	不詳

【逝去年一覧】 ……「系図」記載の●印人物の逝去年含む					
番号	人物	逝去年	番号	人物	逝去年
●	有馬晴純	永禄9年(1566)	⑤	浅田安昌	天和2年(1682)
●	有馬義貞	元亀2年(1571)	⑥	浅田安昌妻	延宝7年(1679)
●	大村純忠	天正15年(1587)	⑦	しんほふ	寛永9年(1632)
●	千々石直貞	元亀元年(1570)	⑧	大村純直	元和4年(1618)
●	大村喜前	元和2年(1616)	⑨	大村敏武	寛永17年(1640)
●	有馬晴信	慶長17年(1612)	⑩	浅田敏武妻	寛永21年(1644)
①	朝長純盛	不詳(寛永16年以前)	⑪	岩永前忠	寛永14年(1637)
②	純盛妻・自證院	寛永16年(1639)	⑫	岩永前房	元禄元年(1688)
③	浅田前安	寛永19年(1642)	⑬	岩永前則	正徳2年(1712)
④	前安妻ムク	寛文12年(1672)	⑭	岩永前則妻	元禄13年(1700)

※系図中の人物番号は、「位牌・墓石一覧」の人物番号と符合する。

〔略系図〕と上記した「位牌・墓石一覧」から、ここで問題にしている伊木力墓石の紀年銘・戒名と一致する人物(夫妻)は、枠内の千々石氏一族7名(逝去年・戒名不詳)を除き該当する人物(夫妻)は見当たらない。とくに、玄蕃が、両親を除き、あえて墓石を建塔しなければならない夫妻をあげるとすれば、養母である妙圓とその夫純忠、義理の父にあたる大村純直夫妻であるが、ともに伊木力墓石の紀年銘・戒名とは異なっている。ただ養母・妙圓は伊木力墓石の紀年銘と同じ寛永9年に亡くなっているが、逝去日が「十月十九日」、戒名が「妙圓」、さらに夫純忠の逝去年(天正15年)・戒名が異なっており、明らかに伊木力墓石の被葬者ではない。

また、千々石氏と関係の深い浅田氏一族では、清左衛門の従兄弟で玄蕃の長女がその孫・安昌に嫁いだ自證院とその夫・純盛があげられるが逝去年・戒名等が異なり、伊木力墓石とは無関係である。

以上のことから、〔略系図〕中の枠で囲んだ千々石氏一族の計7名を除き、伊木力墓石の被葬者・被供養者に該当する人物(夫妻)は、千々石玄蕃周辺には存在しないことが明らかである。

エ) 玄蕃夫妻とその兄弟

ここでは、墓石の被葬者に該当する人物として、逝去年・戒名ともに不詳である玄蕃夫妻とその兄弟について考察する。

最初に玄蕃の3人の兄について検討してみる。この3人の兄については、「(2) 千々石玄蕃とその一

した島原・天草一揆までは存命だった可能性があることも指摘した。

ところで、この墓石の施主と考えられる玄蕃は、伊木力墓石の紀年銘・寛永9年時、果たして何歳であったのだろうか。正確な年齢を算出するのは困難であるが、父清左衛門の誕生年とイエズス会脱会年を起点に推測してみたい。

永禄12年(1569)生まれといわれる父・千々石清左衛門(ミゲル)は、天正遣欧使節の一人として帰国した後、イエズス会を脱会する。その脱会した正確な年は不明であるが、仮にマカオに派遣された修道士17名の名簿にミゲルの名を見いだせない1601年を脱会した年とし、それ以降妻を娶り4男玄蕃が生まれるまでの年を仮に5～8年後とした場合、玄蕃は1606～1609年生まれとなる(註24)。これに従えば、墓石紀年銘の寛永9年時、4男玄蕃は20歳代前半から半ば(23～26歳)ころと思われる。

次に墓石の建塔地・伊木力に視点をあてて、この墓石の被葬者が玄蕃夫妻でないことを検討してみる。

伊木力は、先に引用した「土系録」に記載されているように、父である千々石清左衛門が初代藩主大村喜前により食録600石を賜った時の給地(神浦と伊木力)である。この点は、大村家資料の「千々石清左衛門喜前御代賜六百石ニ付御書」(「顕性院様御書」)でも確認される(註25)。それに対して玄蕃は、「(2)千々石玄蕃とその一族」の項でふれたように萱瀬村の中岳と久良原は知行したが、墓石の建つ伊木力とはほとんど無関係であったと考えられる(註26)。

先に、父・清左衛門(ミゲル)がイエズス会を脱会した年を1601年とした場合、玄蕃は1606～09年ころに生まれた可能性を指摘したが、その1606～09年当時、父・清左衛門(ミゲル)は大村藩域には住んでいなかったと考えられる。この時期のミゲルについて、松田毅一氏は「千々石清左衛門は、1606年に棄教した後、大村領から有馬領に移り、さらに1612年以前に長崎に移住したものと認められる。」(註27)としている。つまり、玄蕃の誕生年が1606～09年と想定されるところから有馬領か長崎で生まれた可能性が高く、墓石が立つ伊木力は、玄蕃にとって、かつて父・清左衛門(ミゲル)が食録を賜った土地という以外無関係の土地であったと考えられる。このことから、玄蕃がわざわざ伊木力に自分達夫妻のための墓石を建塔する蓋然性は見いだせず、最初に墓石の状況から判断したように、玄蕃はこの墓石の被葬者ではなく、この墓石を建塔した施主であると考えられる。

また、伊木力墓石に刻まれた紀年銘「寛永九年壬申年十二月」(1633年1月)の時点で、玄蕃と浅田家との間には直接的な関係はない。玄蕃が浅田氏と直接の関係を持つのは、長女テイ(天以)が浅田安昌に嫁いだことに始まるが、「寛永九年壬申年十二月」の時点でテイは生まれていたのかどうかかわからない。仮に生まれていたとしても数歳の乳飲み子であった可能性が高く、浅田安昌に嫁ぐことはまずありえない。つまり、「寛永九年壬申年十二月」の時点では、玄蕃と浅田氏との間に直接の関係はなかったと考えられる。玄蕃にとって縁もゆかりもない伊木力に、しかも直接関係のない浅田氏の土地に玄蕃の墓を築く必然性はどこにも見当たらないと考える。

なお、玄蕃夫妻の墓石は今だに所在不明であるが、玄蕃の知行地であった萱瀬の中岳・久良原か、もしくは養母・妙圓(純忠妾)つながりで本経寺墓地内に建塔された可能性が高いと思われる。

オ) 自證寺箱位牌「附録I」と浅田家「法號誌」

自證寺は万治元年に浅田安昌が建立した寺院であるが、その自證寺にある朝長・浅田氏「先祖代々尊霊」箱位牌の中に、下記のような位牌(図6-1-8)がある。

この板位牌は「附録1」として表題を除く板位牌30枚中19枚目に納められているが、板位牌左方の口で括られた「自性妙信」（「院号」なし）と「本住院常安」、その逝去年（寛永九年壬申十二月十二日と十四日）、墓所を伊木力としていること、さらに自證寺が法華宗（日蓮宗）であることから、ここで問題にしている伊木力墓石を指していることは明らかである。

位牌「附録1」は、伊木力墓石の被葬者を特定する上で貴重な資料を提供している。まず、その記載内容が、他の「附録位牌」と比べた場合、非常に具体的かつ正確であるという点である。他の「附録位牌」は、上記「附録1」位牌の右側部分や「ア）本住山自證寺（琴海町戸根郷）と位牌」の項でふれた「附録3」のように戒名も不完全であり、また逝去年も「年月日不分」または無記載である。それに対してこの「附録1」左の2名の位牌は、それぞれの戒名・逝去年・墓所地名が具体的で、しかも「自性妙信」の「院号」なしを除けば伊木力墓石の記載内容と完全に一致している。



図6-1-8 先祖代々尊靈箱位牌 附録1 19枚目 自證寺

このことは、この位牌には伊木力墓石の建塔と何らかの関係をもった人物が関与していること、しかもその人物は自證寺ひいては朝長・浅田氏と深い関わりをもった人物であったことが示唆されている。さらに寛永9年銘伊木力墓石の被葬者2名は、自證寺が正保3年（1646）に創建された庵から始まっていることから、位牌のある自證寺と直に関係があったとは思われないが、少なくとも日蓮宗に関わりをもった人物であり、朝長・浅田氏と何らかの関係をもっていたことが示唆されている。

次に「墓所伊木力」と明記されていることも重要である。つまり、この記載から、位牌とつながる伊木力の自然石塔が単なる供養塔などではなく、戒名で示された2名の墓石であることを明示している。この点は、「イ）戒名（法号）からみた墓石の性格」の項で述べたように、銘文の内容（女性十二日・男性十四日）からこの自然石塔は墓石であるとした解釈と一致している。

また、板位牌下方に記された「名不分 右同」（「右何某之子共不相分墓一同也」）つまり戒名で示された2名の人物について名前も誰の子であるか共に分からないが墓は一同（一石で2名の墓石）であると具体的に墓石の状況まで記している。このことから、この位牌は実際に伊木力墓石を見たか、またはその墓石の内容を知った上で記されたものと考えられる。

さらに、「④朝長・浅田氏との関係」で後述するように、浅田氏嫡流家に関わるすべての戒名、逝去年、墓所などを記した『浅田氏先祖代々法號誌』に記載された内容と、上記した板位牌「附録1」は完全に一致する。

ただ、実際に伊木力墓石を見聞した上で板位牌「附録1」を記したのであれば、今でさえ肉眼で鮮明に判読できる墓石裏面の「千々石玄蕃允」という人名を何故位牌に記載しなかったのか疑問である。

玄蕃は大村純忠の妾・しんほふの養子となり、庶家一門の大村右馬之助純直の長女を妻に迎え、大村家家臣として玖島城二の丸に住んでいた。確かに玄蕃の義理の父・純直は慶長12年（1607）の御一門払いで知行地を半減され、その後2代目右馬之助敏武の乱心で絶家となった。しかし、他の庶家13

家のように知行地をすべて没収され他へ追放されたのではない（註28）。だからこそ、大村純直またその子敏武の墓は大村家の菩提寺・本経寺にあるのである。

このように玄蕃周辺では藩主の権威確立のために犠牲を強いられるなど一時動揺もおこっているが、だからといって玄蕃の名を意識的に伏せる事態ではない。つまり何故位牌に玄蕃の名が記載されなかったのか、それは玄蕃の名を意識的に伏せたためではなく、位牌がもともと逝去者の霊を祀るものであり、逝去者の戒名等は記すがその他の事項たとえば墓石の建塔者などは記載しない、つまり玄蕃は墓石の建塔者・施主であり被葬者ではなかったために位牌に書かれることがなかったと考えられる。この点は、「ウ」『千々石玄蕃允』銘の解釈』の項で述べたように、伊木力墓石の銘文内容から墓石裏面左下方に1名のみ刻まれた「千々石玄蕃允」を墓石の建塔者・施主とした解釈と一致する。

また、位牌の「名不分 右同」「右何某之子共不相分墓一同也 右同」は、伊木力墓石の被葬者夫妻が置かれた当時の立場から意識的に名を伏せ、その素性も隠せざるをえなかったのではないと思われる。

次項で結論づける伊木力墓石の被葬者と考えられる千々石清左衛門は、イエズス会脱会後、仕官先の大村藩により当地・伊木力に食録をもらうなど一時優遇されたが、慶長11年（1606）の禁教令を境に大村藩を離れ、その後も行く先々で苦悩し続けた半生であったと思われる。また、大村藩内にあっては「宗旨の大敵は喜前 其の根元は千々石清左衛門也り」とされており、清左衛門への評価は藩政上はもちろん「ばてれん共に甚悪之」状態であった。とくに清左衛門ミゲルが、イエズス会は脱会したけれどもキリスト教そのものを棄教したかどうかは意見が分かれるところである（註29）。

そのために墓石の建塔者である玄蕃は、父・清左衛門の名を明かすことによって禁教下の周囲に迷惑が及ぶことを恐れ、父自身の名前も含め一切の素性を隠せざるをえなかったのではないと思われる。とくに玄蕃自身が玖島城二の丸に住む大村藩士であったがために、たとえ父・清左衛門の墓石であったとしても、その父の素性を明らかにすることを憚ったように思われる。だから、「名不分 右同」「右何某之子共不相分墓一同也 右同」になったと考えられる。

（6）被葬者探しの最終章

これまで、伊木力墓石の被葬者の対象を玄蕃周辺の人々さらに玄蕃とその3人の兄弟に幅を広げて検討してきたが、結果はいずれも被葬者ではないことがほぼ判明した。また墓石裏面の左端下方に刻まれた「千々石玄蕃允」はこの墓石の施主（建塔者）であること、墓石の被葬者は日蓮宗ならびに朝長・浅田氏と何らかの関係をもった人物その夫妻であったことも確認した。つまり、伊木力墓石の被葬者を特定する条件は、次の7つの条件を満たす夫妻となる。

- ①玄蕃により墓石を建塔されるべき夫妻
- ②伊木力との関係
- ③日蓮宗（法華宗）との関係
- ④朝長・浅田家との関係
- ⑤自證寺との関係
- ⑥寛永9年没の妥当性
- ⑦戒名「自性院妙信・本住院常安」の妥当性

これまでの考察で、玄蕃を含めた4人の兄弟さらにその周辺の人々で、確実に上記の7つの条件を満

たす人物（夫妻）は誰もいなかった。その結果、最後に残ったのが玄蕃の両親である千々石清左衛門夫妻の2人のみとなる。

では、この千々石清左衛門（ミゲル）とその妻が、果たして上記の条件をどの程度満たすのか再度探ってみる。

①玄蕃により墓石を建塔されるべき夫妻

この第1の条件は、当然クリアする。これまで度々触れてきたように、玄蕃は清左衛門の4男つまり清左衛門夫妻は玄蕃にとっての両親であり、しかも玄蕃は4男でありながら兄3人にかわって千々石家の嫡子的立場にあった。そのため清左衛門夫妻は、玄蕃によって墓石を建塔されるべき第一の夫妻（両親）であったことはいうまでもない。

②伊木力との関係

第2の条件である墓所・伊木力との関係については、清左衛門が藩主喜前から賜った給地に関係する。彼が食禄を賜った時期は、慶長6（1601）年ころにイエズス会を脱会して大村藩に仕官し、「ミゲル」から「清左衛門」と改名した後である。慶長10年（1605）に大村を訪れたドミニコ会司祭の報告では、喜前に奉仕して毎年500ドゥカードの禄を受けているとなっている（註30）。

その食禄を賜った土地について、唯一記した資料が「土系録」である。それによれば「神浦壹岐力」となっている。つまり墓石の建つ伊木力（壹岐力）は、かつて清左衛門が藩主喜前より食禄を賜った土地だったのである。だからこそ玄蕃は、両親（清左衛門夫妻）の墓石を、両親にゆかりのある伊木力の一角に建塔したものと考えられる。

また、伊木力墓所は大村藩家老・浅田氏の所有地である。千々石家と浅田氏の関係は「④「朝長・浅田氏との関係」の項で詳述するが、両家は緊密な関係にある。とくに清左衛門（ミゲル）の孫娘で玄蕃の長女・天以（テイ）が浅田家当主の浅田安昌に嫁いでいることから、両家の緊密さが伺われる。なお、建塔地・伊木力に関して、この墓石には「大村に対し恨みをもって死んだので、大村の見えるこの地に、大村を睨みつけるように葬った」という伝承が伝わっている（註31）。建塔地・伊木力は、大村城下とは海上を通して指呼の間にあり、海上のすぐ向こうに臼島や玖島城（現大村市）が望まれる。当地は、まさにその伝承にふさわしい場所といえることができる。この点はいくまでも傍証の傍証であるが、この伝承に符合した人生を送った人物といえば、玖島城内二の丸に住んでいる大村藩家臣千々石玄蕃ではなく、禁教をめぐって最終的に大村藩と対立し、それが契機となって各地を遍歴した父・千々石清左衛門（ミゲル）がそれにあたる。この点からも、伊木力墓石の被葬者が千々石清左衛門（ミゲル）夫妻であることを示唆している。

③日蓮宗（法華宗）との関係

第3の条件は、日蓮宗と清左衛門（ミゲル）、また施主の玄蕃との関係である。今回確認された伊木力墓石は、墓石正面上方に「妙法」と大きく陰刻されていることから、日蓮宗との関りから建塔されたことは間違いない（『報告編』本文中の図面、拓本 p33-35 参照）。

ところで、墓石の紀年銘・寛永9年12月（1633年1月）時の大村藩は、明暦3年（1657）の郡崩れ前であるためにまだ徹底した禁教策は実施していない（本文「伊木力のキリシタン環境」の項参照）。とはいえ、玄蕃のような藩士は、大村藩が慶長11年（1606）のキリスト教禁止後に宗教的シンボルとして慶長13年（1608）に建てた本経寺（大村家菩提寺 日蓮宗）の檀家になっていたと思われる。

つまり、玄蕃の立場からすれば、墓石には日蓮宗（妙法）の宗旨を明確に表明する必要があったと考えられる。従って伊木力墓石の「妙法」は、父・清左衛門に関わる「妙法」というよりも、建塔者である玄蕃が自分の宗教的属性（日蓮宗）を表明することで藩士としての立場を強調した可能性がある。

いずれにせよ、墓石建塔者である玄蕃が日蓮宗に関係していたことは明らかである。この点から、第3の条件も満たすことになる。

なお、伊木力墓石に刻まれた2名の戒名が、浅田氏の菩提寺である自證寺（日蓮宗）で見つかったことは先述した通りであるが、自證寺は浅田安昌が正保3年（1646）に建てた庵室が前身となって、万治元年（1658）に藩主大村純長を開基として安昌が創建している（註32）。伊木力墓石建立から20数年後であるから、自證寺は直接には伊木力墓石建立には関係していなかったと考えられる。とはいえ、寺院創建後は、浅田氏の菩提寺という性格から自證寺が伊木力墓石関係の供養を務めていたのかもしれない。

④朝長・浅田家との関係

第4の条件である千々石清左衛門と朝長・浅田家との関係は、血筋上は清左衛門の父の代まで溯る。清左衛門の父・千々石直員と自證院（俗名お伊奈、洗礼名マリナ？）の父・大村純忠は兄弟であることから、清左衛門と自證院は従兄弟の関係となる。その自證院の夫が朝長大学頭純盛である。この後、純盛の子・前安から浅田氏を名乗るようになり、千々石清左衛門は従兄弟の自證院を介して朝長・浅田家との関係が生じてくる。

このことが縁となったのであろう、清左衛門の長男である度馬之助は島原・天草一揆後に浅田氏采邑の地・戸根村に蟄居するし、また4男・玄蕃の長女・天以（テイ 清左衛門の孫）は浅田家嫡男の浅田安昌に嫁ぐなど、両家の関係はさらに緊密さを増している（註33）。しかも、「宗旨の大敵は喜前 其の根元は千々石清左衛門也り」とされ、「ばてれん共に甚悪之」状態の中での両家の結びつきだった（註34）。

このように父・清左衛門が、たとえ没後であったとしても、藩政・キリシタン両者からともに厳しい批判にさらされていた時期に、浅田家はその長男を領地に住ませ、かつ4男・玄蕃の長女を嫡男の嫁として受け入れていたことになる。まさに浅田家は、世間の厳しい視線の中、清左衛門の子息をかくまったといっても過言ではない。

浅田家の千々石家に対する対応は、単に清左衛門と純盛の妻・自證院が従兄弟同士であったという血縁上の繋がりだけでは説明できない。おそらく両者の間には、血縁以上の繋がりを生起させる何らかの要因（信仰上の問題など）が存在したと思われる。

このように千々石氏一族と朝長・浅田家は深い結縁で結ばれていたことは間違いないが、緊密な両者の関係を思えば、清左衛門が大村藩を追われ有馬、長崎へと移っていく過程で、浅田家からの強い働きかけがあったとしても不思議ではない。少なくとも、各地を遍歴する清左衛門に関する情報は入っていたものと思われる。その結果として、清左衛門夫妻の墓石建立にまで浅田家は深く関わっていたのかもしれない。

実は、この伊木力墓石ならびに千々石家と浅田氏との関係を示す資料が、現在、神奈川県川崎市に住まわれている浅田家嫡流家から見つかった。それによると、浅田家嫡流家は、代々、伊木力墓石を篤く供養しており、しかも伊木力墓石の建つ墓地は浅田家嫡流家の所有地であったこともわかった。さらに

驚くことは、「浅田家文書」にまじって「千々石氏系図」そのものが収められていたのである。そこで、この浅田家資料をもとに両家の関係に迫ってみる。

〔浅田家文書〕にみる浅田家と伊木力墓石

浅田氏所有の古文書類の中に、浅田家嫡流家に関わるすべての人物の戒名、逝去年、墓所などを記した「浅田氏先祖代々法號誌」（以下「法號誌」と略す）がある。その中の「附録」の項の最初に、次のような記載（図6-1-9）がある。

附 録	
寛永九年壬申十二月十二日	墓所伊木力
自性妙信	俗名不知
寛永九年壬申十二月十四日	墓所右同
本住院常安	俗名不知

右御両君墓一所也 何 某 君 之 御 子 共 不 知

この記載内容は、自證寺に残る位牌「附録一」とほぼ同じであり、ここで問題にしている伊木力墓石を指していることは明らかである。

また、「法號誌」の最後には「御征月御銘日」の項があり、浅田氏が弔うべき逝去者を分類分けしている。分類は3種に分かれ、「●印 御當主」「○印 御厄介」「△印 他家」となっている。その12月の項を抜き出してみると、次のようになっている。

○	如幻院殿	九日
○	自性院殿	十二日
○	本住院殿	十二月 十四日
△	蘭馨院殿	同
△	献珠院殿	二十九日

この中で、12日の「自性院殿」と14日の「本住院殿」は院号が「院殿」になってはいるが、先ほどの「法號誌」「附録一」記載の戒名と同じであり、伊木力墓石に刻まれた2名の人物を指していることは明らかである。しかも、この2名は、「○印 御厄介」、つまり浅田家嫡流家が大切に世話をすべきものの項に分類されている。「○」印の上にこの両名のみ「 | 」が引かれており、これが何を意味するのかわからないが、「御征月御銘日」の記載から伊木力墓石の「自性院殿」「本住院殿」2名の墓石に関しては浅田家嫡流家が代々手厚く供養すべき墓として末代まで伝えられていたことがわかる。にもかかわらず、両者（「自性院殿」「本住院殿」）を「何某君之御子共不知」として、どんなお方の御子であるか両名ともわからないとしている。仮に被葬者が墓石背面に陰刻された千々石玄蕃であれば、玖島城二の丸に住む大村藩士であるのだから「俗名不知」とする必要は全くない。

また、現在伊木力墓石の建つ約20坪程度の土地の所有者が、この浅田家嫡流家であったことも判明した。現在の「登記簿」では、墓石の所在地・多良見町山川内郷字ケンノ木59番地の土地69平方メー

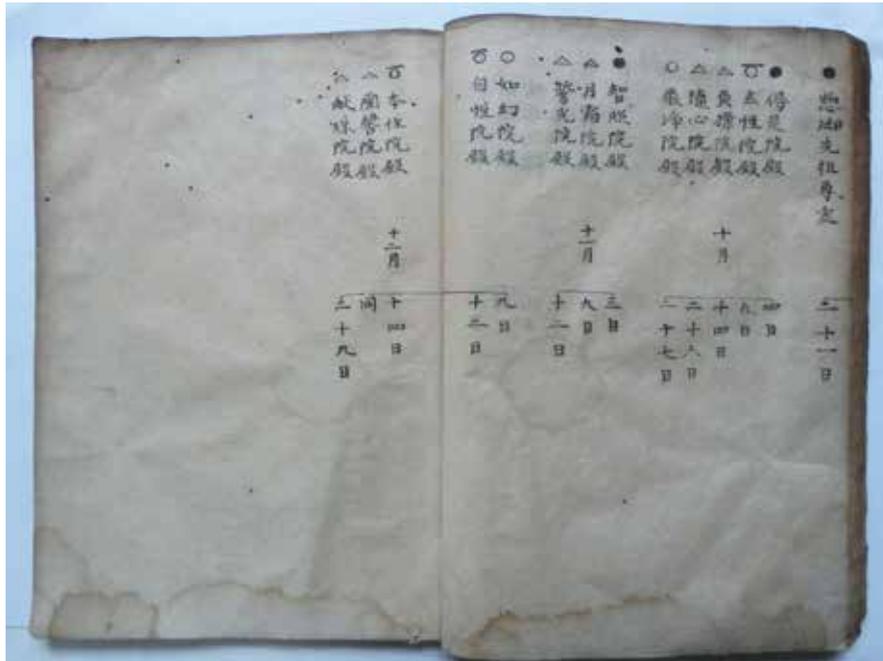


図 6-1-9 浅田氏先祖代々御法號誌

トル（明治の登記簿では「21 歩」）は、地目は「墓地」で、所有者は「浅田勤三郎」（明治の登記簿では「東彼杵郡大村 浅田勤三郎」）となっている。実は、この「浅田勤三郎」なる人物は、朝長・浅田家の嫡流家を継承した人物であり、明治になって大村を離れて居を東京に移した。つまり、伊木力墓石の建つ墓地は、墓石建塔当時も浅田家嫡流家の領地であったことを裏付けている（註 35）。この点は、伊木力墓所を管理している井手家に代々伝わる伝承（墓地の所有者は浅田家）と一致する。

また、浅田家嫡流家に「千々石氏系図」が保管されていることも注目すべきである。何故に千々石氏の系図が浅田家の文書と一緒に保管されているのか、現在の浅田家当主もわからないということであるが、確かに不思議である。浅田安昌に千々石玄蕃の長女・天以（テイ）が嫁いだからといえばそれまでだが、ただ他家から嫁いできたのであれば浅田家系図の安昌の項にその旨を記せば済むことである。実際、「士系録」の浅田家系図には、安昌の妻として「千々石玄蕃女」と記されている。それにもかかわらず系図そのものが保管されているということは、両家の間に血縁以上の強い結びつきがあったように思われる。そのことを補強するように、浅田家所有「千々石氏系図」は大村藩「士系録」記載の内容とはやや異なった部分が散見される。全体としては「士系録」記載の千々石氏系図とほぼ同じであるが、ただ「士系録」では、先述したように清左衛門の次に 4 人の子息が続き、そのあとは玄蕃から系図線が延びて 2 人の娘で終わっている。この書き方は、4 男玄蕃が千々石家の嫡子的立場にあったことを示すものと解釈される。

ところが、浅田家所有の「千々石氏系図」では、「士系録」に記載された系図に加えて、長男・度馬之助からも系図線が引かれ、度馬之助の子息「佐平次（父ト共ニ住干戸根村）」、さらに佐平次の子息「清助（岩永治兵衛養子）」へと続いている。この書き方は、玄蕃の 2 人の娘が嫁いだあと千々石氏の跡目を意識していることは明らかである。つまり、玄蕃の娘 2 人が嫁いだあと千々石氏の系譜が途絶えることを憂慮して、浅田家の所領である戸根に住まわせている長男・度馬之助の系譜から、あらたに千々

石氏の嫡流をおこし、千々石氏を継承させたものと考えられる。

おそらく、このような形での千々石氏相続は浅田家の配慮をもって行われたものと思われるが、今回、浅田家嫡流家から「千々石氏系図」が見つかったことにより、浅田家と千々石氏の関係はより緊密な関係であったことが理解される。

これまで述べてきたように、伊木力墓石を代々浅田家嫡流家が手厚く供養してきたこと、また伊木力墓地そのものが浅田家嫡流家の所有地であったこと、さらに「千々石氏系図」を浅田家嫡流家が保管していたこと、以上のことは、この伊木力墓石の被葬者2名が千々石清左衛門夫妻であることの信憑性をより補完していることは間違いない。

⑤自證寺との関係

第5の条件である自證寺と清左衛門の関係については、これまでたびたび触れてきたが、とくに「ウ）自證寺箱位牌「附録一」」の項で述べたように両者は直に関係していたとは思われない。

その理由として、当墓石の紀年銘・寛永9年を清左衛門の逝去年とした場合、自證寺創建のはじまりは正保3（1646）年の庵室に求められる。つまり、清左衛門逝去後13年後に自證寺の前身が創建されたことになり、両者の接点は見いだせない。

ただ、清左衛門の子息・玄蕃と、玄蕃の長女・天以（夫が万治元年に自證寺を創建した浅田安昌）を通じて自證寺と関係をもったことは間違いない。だからこそ、「附録一」に記された伊木力墓石の位牌が、自證寺の朝長・浅田家箱位牌「先祖代々尊霊」の中に納められていたものと思われる。

また、これはあくまでも推測になるが、自證寺の山号・寺号が、伊木力墓石の戒名と妙に符合していることも気になる。自證寺の山号と寺号は、寺側の伝承では安昌の祖母にあたる「自證院」と、その夫「朝長大学純盛」の戒名から付けられたとなっている。ただ、純盛の戒名は「大剛院素勇忠山日誠居士」であり、伝承とは異なっている。むしろ今回確認した伊木力墓石の戒名、即ち男性戒名が「本住院常安」、女性戒名が「自性院妙信」であり、「自性」の「性」と「自證」の「證」の違いはあるが、音は同一で「じしょう」と読める。つまり「ほんじゅう山じしょう寺」となる。従って、自證寺は、現在いわれている安昌の祖母「自證院」とその夫「朝長大学純盛」の戒名からではなく、伊木力墓石記載の2名の戒名を山号寺号にして成立したともとれる。

では、なぜ、このような付け方をしたのか。その理由は、おそらく伊木力墓石の2名を創建の対象とするには不都合な事情があったため意識的に伏せられたものと解釈される。実は、この名を伏せなければならぬ事情をもった2名の人物として、浅田氏と深い関わりをもった千々石清左衛門とその妻が浮上してくることは言うまでもない。清左衛門の名（戒名）は、大村藩内に住む一族や親族が家臣として生き抜く上でタブー視された存在だったように思われる。

⑥寛永九年歿の妥当性

千々石清左衛門（ミゲル）の晩年については、アフォンソ・デ・ルセナの記録から1622～23年ころまでは長崎で生存していたことが知れているが、伊木力墓石の紀年銘・寛永9年12月（1633年1月）が、果たして清左衛門の逝去年として妥当性をもちえるかどうかである。

次の表は、天正遣欧使節である伊東マンショ・原マルチノ・中浦ジュリアンの生没年をまとめたものである。

これによれば、清左衛門（ミゲル）を含め永禄12（1569）年ころに生まれた4人の天正遣欧使節、

表 6-1-2 天正遣欧使節没年表

■伊東マンショ	1569年（永禄12年）頃生まれ 1612年（慶長17年）11月13日没43歳 司祭職四力年の後、長崎のイエズス会の学院で病没。
■原マルチノ	1569年（永禄12年）頃生まれ 1629年（寛永6年）10月23日マカオで病死。60歳（?）
□千々石ミゲル （清左衛門）	1569年（永禄12年）頃生まれ 1633年（寛永9年12月14日）没64歳（?） ◎没年は、伊木力墓石銘による。
■中浦ジュリアン	1569年（永禄12年）頃生まれ 1633年（寛永10年）10月21日長崎・西坂の刑場で処刑64歳

なかでも原マルチノと処刑された中浦ジュリアンは1630年前後まで生存している。この点から考えると、伊木力墓石紀年銘の寛永9年12月（1633年1月）を清左衛門（ミゲル）の逝去年として何ら不都合はなく、享年は永禄12（1569）年生まれとした場合64歳となる。64歳といえば当時の生存年からいえば長寿に属する年齢であるが、大村・有馬時代に弾圧を受けたとされるミゲルに対して宣教師ルセナが記した「なかなか枯れない雑草であった」（註36）という表現が、逆にミゲルの長寿を裏書きしているように思われる。

⑦戒名「自性院妙信・本住院常安」の妥当性

現段階で清左衛門夫妻の戒名を記した明確な資料がない以上、この問題を検討するには限界があり不可能である。ただ、伊木力墓石の2名の戒名を記した資料として、自證寺の箱位牌「附録一」と浅田家嫡流家の「法號誌」がある。そこでここでは、戒名そのものの検討ではなく、主に箱位牌「附録一」から導き出される内容が、清左衛門夫妻にどこまで符合するかを検討してみる。

位牌「附録一」については「オ」自證寺箱位牌「附録一」の項で検討したが、その中で位牌の「名不分 右同」、「右何某之子共不相分墓一同也 右同」の文言について、ここで改めて取り上げてみる。

箱位牌「附録一」、その中の2名の戒名（「自性（院）妙信」と「本住院常安」）は、他の「附録」位牌と異なり記載内容がより具体的かつ正確であることから、実際に伊木力墓石を見たか、その内容を知った上で記載した可能性が高いことはすでに指摘した通りである。とくに、伊木力墓石が千々石氏関係の墓石であることは、墓石裏面に刻まれた「千々石玄蕃允」から理解されていたはずである。それにもかかわらず、「千々石玄蕃允」を含め、肝心の被葬者については「名不分」「右何某之子共不相分墓一同也」としているのは、伊木力墓石の被葬者名はもちろんのこと一切の素性を公にできない何らかの事情があったことを示唆している。

仮に、この「名不分」また「右何某之子共不相分墓一同也」が意識的に伏せた結果であったとした場合、先述した自證寺の山号と寺号の付け方と同じように、その事情はまさに清左衛門夫妻の後半生に符合する。清左衛門（ミゲル）の後半生は、天正遣欧使節の正使として華々しい経歴で彩られたミゲル時代の前半生に対し、ある面、苦悩の連続であったと思われる。イエズス会を脱会したその日からイエズス会からのバッシングは予想できたが、従兄弟の大村藩主・喜前との決別は意外だったに違いない。喜前は、イエズス会脱後の清左衛門を厚遇し伊木力に食禄600石まで給した。その喜前が慶長11年（1606）にキリスト教を禁止したがために、清左衛門はついに藩外に身を移せざるをえなくなった。

この喜前による禁教によって、清左衛門の名前はもちろんのこと一切の素性までもが大村藩内にあっては公にできない禁忌になったと考えられる（註37）。箱位牌「附録一」にみられる「名不分」の記載が意識的に伏せられた結果であったとした場合、その人物は清左衛門夫妻の後半生に符合する。

上記した逝去年である「寛永9年没」とその戒名「自性院妙信・本住院常安」の妥当性については主に伊木力墓石銘さらに箱位牌「附録一」の記載内容から検討してきたが、そこから導きだされた結論は千々石清左衛門夫妻を否定するものではなく、むしろ可能性を高くするものと思われる。

（7）まとめ

これまで、多良見町山川内で確認した伊木力自然石墓石について、主にその建塔者（施主）と被葬者について検討してきた。その結果、伊木力墓石は天正遣欧使節の一人千々石ミゲル（清左衛門）とその妻を被葬者として、清左衛門（ミゲル）の4男・玄蕃によって建塔された可能性が極めて高いという結論を得た。そこで再度、結論に至った経緯をまとめてみる。

まず「（1）形態ならびに銘文から見た自然石墓石の性格」の項では、伊木力墓石とそこに刻まれた銘文に焦点をあてて検討した。結果を下記する。

- 紀年銘・寛永9年12月（1633年1月）は建塔時またそれに近い時期の年号であり、形態としては当時の墓石形式を踏襲したものである
 - 銘文内容から、この自然石板碑はある夫妻の墓石として建塔されたものである
 - 墓石の裏面左端下方寄りに陰刻された「千々石玄蕃允」は、この墓石の被葬者ではなく、寛永9年12月12日と14日に亡くなった「自性院妙信」と「本住院常安」夫妻の墓石の建塔者（施主）と考えられる
 - 建塔者「千々石玄蕃」と「自性院妙信」「本住院常安」夫妻の関係は子息と両親の関係と考えられる
 - 墓石は正面上方に陰刻された「妙法」銘から日蓮宗（法華宗）の宗旨にのっとり建塔されている
- 次に「（2）千々石玄蕃とその一族」の項では、以下の2点を指摘した。
- 千々石玄蕃は天正遣欧使節の一人千々石清左衛門（ミゲル）の4男である
 - 清左衛門には4人の子息があったが、4男玄蕃が嫡子の立場にあった

以上の結論を前提に、最後の「（3）伊木力墓石と千々石清左衛門（ミゲル）」の項では、最初に玄蕃周辺の人々すべての戒名と逝去年をあげて伊木力墓石に該当する夫妻がいなかいか検討した。結果は、没年・戒名ともに不明の千々石氏一族7名を除いて該当する人物・夫妻はいなかった。次に玄蕃を含めた4人の兄弟について検討したが、結果はここでも同じで、該当する人物・夫妻は見当たらず、最終的に千々石清左衛門（ミゲル）夫妻のみに絞られた。

そこで伊木力墓石の被葬者を特定する7つの条件を提示し、各項目を清左衛門（ミゲル）がどれだけ満たすかを検討した。結果は5つの項目で適合し、残り2つの条件（没年と戒名）もクリア可能な範囲にあるとした。従って、この寛永九年銘の伊木力自然石墓石は、4男・千々石玄蕃によって建てられた父・千々石清左衛門（ミゲル）とその母のための墓石としてほぼ間違いないという結論に達した。

（おおいし かずひさ 石造物研究者、元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー）

第6章 分析・考察

- 註1 拙著『千々石ミゲルの墓石発見』（長崎文献社 2005年）、拙著「千々石玄蕃建塔墓石とその被葬者・被供養者について」（大村史談会編『大村史談』第55号 2004年）。今回あらたに加筆訂正した部分については、上記の参考文献とは若干変更していることを断っておく。
- 註2 『郷村記』第二十四、藤野保編『大村郷村記』第四卷（国書刊行会 1982年）p2
- 註3 前掲書『大村郷村記』第四卷「由緒之事附舊來地頭之事」p25。なお、慶長4年（1599）の大村藩領内総検地の結果を記載した「慶長高帳」では、伊木力村は庶家2名・小姓衆3名の知行地となっている。その庶家2名のうち1名は千々石玄蕃の義理の父にあたる大村善次郎（右馬之助純直）である。ただ慶長12年の御一門払いで、善次郎は知行地を半減（実際は2割2分引）されている（『大村市史』上巻43～70頁）。
- 註4 拙著「石造美術学概論」（長崎県教育庁文化課『長崎県埋蔵文化財発掘技術研修記録』1994年）、拙著「中世・石造物にみられる石造文化圏の問題について」（『松浦党研究』第22号 1999年）など参照
- 註5 拙著「本経寺大村家石塔群について」（『大村史談』第55号 2004年）など参照。なお、江戸初期の藩主クラスの墓石で自然石板碑形式の墓石を使用している事例として、初代平戸松浦藩主法印鎮信墓石や藩祖鍋島直茂墓石などがある。
- 註6 拙著「地方における中世石塔造立階層の問題について」（『史迹と美術』第572号 1985年）など参照。なお、肥前地方における近世の石塔造立階層は、貞享年間（1680年代）ころまでは給人クラス以上が主体であり、次の元禄期ぐらゐから庶民層（無姓者層）も参加している。
- 註7 女人堂自然石板碑については、拙著「雲仙と大型石塔」（『山岳修験』（日本山岳修験学会）第30号 2002年）参照。なお、伊木力・野川内郷墓地近くの木造祠内に建つ近世自然石墓石も戒名配列は同じであり、無紀年ではあるが17世紀ころの建塔と考えられる。
- 註8 大永3年（1523）銘の大村純伊五輪塔地輪（大村市資料館蔵）でも、正面に「中庵」、その両側に年月日と「孝子敬白」と陰刻した上で、左側面に被葬者の俗名「平朝臣勢州太守純伊」を入れている。中世石塔の場合、銘を刻むのは全体の約1割程度だが、被葬者銘を入れる時には正面か側面に刻むことが通例であったと考えられる。
- 註9 松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』（風間書房 1967年）
- 註10 前掲書『大村郷村記』大村池田之部寺院 p252
- 註11 本経寺にある明暦2年（1656）銘有耳五輪塔は、正面に戒名、年月日、背面に俗名「大村多門助純房」を陰刻しているが、背面の純房が被葬者名か施主名かわからないのでここでは割愛する。
- 註12 『伴天連記』（『続々群書類従』第十二 国書刊行会編 続群書類従完成会 1978年）
- 註13 「大村家秘録」（大村市資料館蔵）は、『史籍雑纂 第一』（続群書類従完成会発行 国書刊行会 1911-1912年）に収録
- 註14 前掲書『大村郷村記』第一巻 p255
- 註15 前掲書『大村郷村記』第二巻・萱瀬村由緒之事附古乙名之事
- 註16 玄蕃知行の中岳・久良原 23石は、豊村豊二「大村家御一門と関連する諸家系譜の一考察—大村右馬之助家の人びと」（『大村史談』第42号 1992年）。なお、中岳・久良原を含む萱瀬村全体の御朱印高は316石9斗6斛（前掲書『大村郷村記』第一巻 p12）となっており、総石高でも度馬之助の600石には遠く及ばない。
- 註17 釜蓋城陥落については松井生四郎編『千々石町史』（千々石町役場 1968年）、『千々石町郷土誌』（千々石町 1998年）、本多一義編『釜蓋城物語』（私家版）参照。ミゲルの母親による千々石家再興については拙著『天正遣欧使節千々石ミゲル 鬼の子と呼ばれた男』（長崎文献社 2015）参照
- 註18 宮崎栄一「千々石清左衛門と千々石玄蕃」（『大村史談』第55号 2004年）、本経寺墓地内にある大村敏武の墓塔（有耳五輪塔墓）、前掲書『大村郷村記』第一巻 p253 参照
- 註19 自證寺については、志田一夫「私のキリシタン資料（四）…琴海町の自證寺について」（1986『大村史談』第29号所収）など参照
- 註20 前掲書『大村郷村記』第四巻 p364
- 註21 妙圓（純忠妾）・大村純直・敏武については、勝田直子「大村右馬之助純直・敏武父子」（『大村史談』32号所収 1988年）、前掲書豊村「大村家御一門と関連する諸家系譜の一考察」、「萬歳山本経寺 大村家墓所の標として」（『大村史談』第44号所収 1993年）参照
- 註22 松田毅一著『大村純忠伝』（1978・教文館）p423
- 註23 3男清助は、「大村某の養子」となっているのに「不分明」となっている。これは多分に慶長12年（1607）の御一門払いで領地没収された庶家一門に関係していたためではないかと思われる。
- 註24 千々石ミゲルがイエズス会脱会した年について、松田毅一氏は「（千々石ミゲル）は伊東マンショらがマカオに赴いた一六〇一年には、もう修道院を出て還俗していたのかもしれない。（『天正遣欧使節』講談社 p381）、また宮崎賢太郎氏は「ミゲルは一六〇一年から一六〇三年頃イエズス会を脱会し、大村喜前に抱えられた。」（『天正遣欧使節の人物研究』（長崎叢書）第68輯 p29）と記している。

- 註 25 大村家史料（1－五〇三－八）千々石清左衛門喜前御代賜六百石ニ付御書「顕性院様御書」（大村市資料館蔵）
- 註 26 あえて伊木力と玄蕃の関係を探すと、玄蕃の義理の父（妻の父）である大村善次郎（右馬之助純直）の所領が伊木力にあった（『慶長高帳』、『大村市史』上巻 p43～70）。ただし、伊木力墓所は大村藩家老浅田家の所有地であるから右馬之助純直の所領とは無関係。
- 註 27 松田毅一『天正遣欧使節』（講談社 1999年）p392
- 註 28 『大村市史』（大村市史編纂委員会 1962年）上巻 p76
- 註 29 前掲書『天正遣欧使節千々石ミゲル 鬼の子と呼ばれた男』で、千々石ミゲルはイエズス会という修道会は脱会したけれど棄教はしていなかった可能性を指摘した。また、「大村家秘録」（大村家巻之四）に「喜前公耶蘇邪宗の實を糺し 領内彼徒を制禁し給ふ ばてれん共に甚悪之 慶長十五年三月二日（中略）然れば宗旨の大敵は喜前 其の根元は千々石清左衛門也り」とある。
- 註 30 ディエゴ・パテエコ『九州キリシタン史研究』（キリシタン文化研究シリーズ 16 1977年）p173
- 註 31 多良見町教育委員会編『多良見町郷土誌』（多良見町 1995年）p769。伊木力墓石を管理している井手氏ら地元の方々からも同じ聞き取りをしている。
- 註 32 松田毅一『大村純忠伝』（教文館 1978年）p425
- 註 33 長男・度馬之助が戸根村に住んだのは寛永14年（1637）の島原天草一揆後、4男・玄蕃の長女天以（テイ）が浅田安昌に嫁いだ正確な時期は不明であるが、仮に天以15歳の時とした場合1641～44年ころ、天以20歳の時とした場合は1646～49年ころと考えられる。
- 註 34 前掲書「大村家秘録」（大村家巻之四）参照
- 註 35 浅田謹三郎の墓石は、町墓（大村市）の浅田家墓所内に宝珠付き笠塔婆（総高160,0cm）として現存する。
- 註 36 ヨゼフ・フランツ・シュッテ編 佐久間正・出崎澄男訳『大村キリシタン史料 アフォンソ・デ・ルセナの回想録』（キリシタン文化研究会 1975年）p118
- 註 37 前掲書『千々石ミゲルの墓石発見』、前掲書『天正遣欧使節千々石ミゲル 鬼の子と呼ばれた男』など参照

資料紹介 ①寛永9年12月付け上鈴田村での「疱瘡」に関する資料

大石一久

大村彦右衛門文書に、「寛永九年十二月八日 上鈴田人あらため市丞懸ノ事」として上鈴田、下鈴田、津田川内、三浦村、今村の百姓、百人衆（鈴田村に置かれた鉄砲足軽）、小給人ら348人の人別帳（俗請け）がある。その中の「上鈴田村」（135人）の中に「上鈴田村百人衆主水与」80人の人別が行われているが、その80人の内、14人の人名に付して「疱瘡」（「当病」と記した人数4人、「同病」と記した人数2人を含む）と記されている。

「上鈴田村百人衆主水与」には年月日は記されていないが、最初の上鈴田の標題が「寛永九年十二月八日 上鈴田人あらため市丞懸ノ事」とあることから寛永9年12月8日として間違いのないと思われる。ちなみに、「上鈴田村百人衆主水与」に続く「下鈴田あらため人数」は寛永9年の「十二月九日」となっている。ともかくも寛永9年12月ころに鈴田で疱瘡が流行っていたと考えられる。

鈴田村は佐賀藩諫早領と境を接する村で、慶長17年（1612）に初代大村藩主大村喜前によって鉄砲足軽が鈴田村に配置された。疱瘡に罹患した14人中11人は、その鉄砲足軽（百人衆）だったとなっている。

■文書名

彦右衛門文書「上鈴田人あらため市丞懸ノ事」（大村市資料館蔵 資料番号：h-122-0002）

・大村史談会編『大村史談』〔3号 1967年〕所収の資料紹介「大村彦右衛門文書」の中では、翻刻の際のタイトルとして「人別帳」としている。

■「上鈴田村百人衆主水与」で「疱瘡」（当病、同病含む）と付記された者14人（図6-1-10）

一 同	疱瘡 新三ろ	※同（中間）
一 百人衆	宮内殿与 疱瘡 三ろ助	
一 百人衆	同 与 疱瘡 八ノ亮	判
一 百人衆	同与当病 千右衛門	
一 百人衆	同与当病 神兵衛	
一 百人衆	同人与 疱瘡 十右衛門	※同人（八右衛門殿与）
一 百人衆同人与	同病 七左衛門	
一 百人衆同人与	疱瘡 八 助	
一 百人衆同人与	疱瘡 助右衛門	
一 百人衆同人与	疱瘡 次右衛門	
一 中間衆	同病 次 助	
一 はさ人	当病 助左衛門	
一 百人衆同人与	当病 金八郎	判 ※同人（宮内殿）
一 百人衆同人与	疱瘡 九 蔵	

伊木力墓石発見当初から、寛永9年12月12日と14日の近接した逝去年に一部で疱瘡などの可能性が指摘されていたが、上記の資料は寛永9年12月に大村藩領内で疱瘡が流行していたことを示して

おり興味深い。とくに、久田松和則副委員長からは第3回指導委員会を含め、度々同じ指摘がなされている。また、伊木力墓所調査プロジェクト顧問で元国立感染症研究所室長・保健科学研究所学術顧問の加藤茂孝先生からも同じ意見をいただいている。

加藤茂孝氏によれば、彦右衛門文書の内容は大村城下に近い上鈴田村での事案であるが、「痘瘡は輸入感染症なので、長崎から入った可能性が高い。」という。

この点に関し、気になるのは大村城下から長崎へのルートである。直接時津まで海路でいき長崎に至るルートと、大村城下から伊木力に渡り、そこから長与・時津経由で長崎にいたるコースが藩の日記『九葉実録』などに度々登場する。

『九葉実録』巻3（大村史談会編『九葉実録』p 81）では、「(貞享二年：1685) 六月朔公西下シ、新城ヨリ航シテ伊木力ニ宿シ、明日長崎ニ至リ、(以下略)」とあり、顯了公（4代藩主純長）が伊木力経由で長崎に赴いたとなっている。

実際、『郷村記（第二十四）』（『大村郷村記』第四巻p 25）の「由緒之事附舊來地頭之事」では、「壹岐力村古來より小物成免許なり、是長崎通路の公役繁多によつてなり」となっており、長崎通路（大村城下から長崎に至る通路 西下）の公役が繁多なために伊木力村では以前から小物成は許されていた。それだけ伊木力村は大村城下ー長崎間の重要な経由地であった。なかでも港がある舟津は、近世伊木力村の中では人が多く集まる重要な場所だったと考えられる。ちなみに、同じ舟津の海岸近くにある承応2年（1653）銘の有耳五輪塔は、おそらく舟津での公役に関わる給人クラスの墓石であろうと考えられる。

今回確認された痘瘡に関する文書は城下に近い上鈴田村での事例であるが、加藤氏のいう「痘瘡は輸入感染症なので、長崎から入った可能性が高い。」のであれば、長崎→（時津・長与）→伊木力→大村城下」のコースから考えて、伊木力村での痘瘡感染も十分に想定される。あとは科学的知見に頼らざるを得ないであろう。

なお、ミゲルは使節として西欧巡行中、トレドで痘瘡に罹った記録がある（『日本遣欧使節記』など）。

（おおいし かずひさ 石造物研究者、元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー）

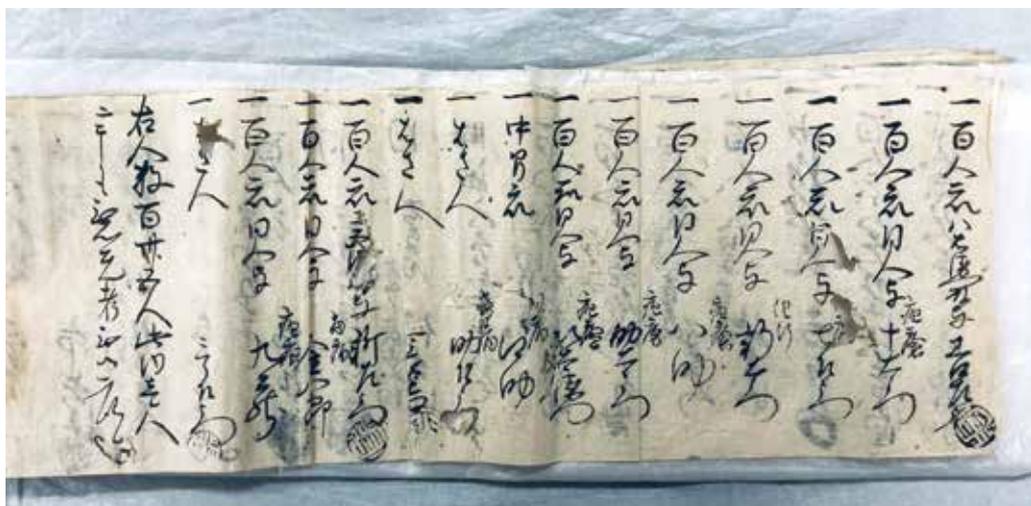


図 6-1-10 上鈴田人あらため市丞懸ノ事（部分）

資料紹介 ②ミゲル夫妻は、痘瘡で亡くなったかもしれない

加藤茂孝

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所パンフレット（2022年6月30日）が出された後の2022年9月7日になって、東彼杵郡鈴田村（現長崎県大村市大里町）で寛永9年（1633年）12月8日に痘瘡（天然痘）の流行があったという記録が、大石一久氏によって発見された。この発見はミゲル夫妻の死亡原因に大きな示唆を与える。一つは時期の近さであり、もう一つは地理的な近さである。時期について言えば、ミゲル夫妻の死亡日は、墓碑によれば妻が寛永9年12月12日、ミゲルが12月14日と書かれており、鈴田村での流行と同じ月で、わずか4日の違いである。痘瘡の潜伏期は1-2週間なので、ほぼ同じ一つの流行であると思われる。大村藩内に（さらに広い地域にも）痘瘡の流行があったのではないかと周辺地域の痘瘡記録（特に過去帳）の発見を待ちたい。夫妻がほぼ同時に亡くなるというのも感染症の可能性が高い。また、地理的に言えば、ミゲルの晩年の居住地は確定できないが、大石一久氏によれば伊木力の墓地周辺、現在の熊野神社（旧名千々の宮）の可能性が高い。この鈴田村は、大村市内の東側の丘陵地にあるが、江戸初期の交通ルートで言えば、長崎—伊木力・船津—大村という主要ルートに近接している。何故人流の多い主要ルートが重要なのかと言えば、痘瘡は土着の感染症ではなく、国外から人によって持ち込まれる輸入感染症だからである。長崎（あるいは長崎県内外の海岸線）から入った痘瘡が伊木力・舟津に入る可能性は大きいと考えられる。

日本における痘瘡の輸入の最初は仏教の伝来と関係があると考えられ、552年または585年とされている。この当時は、もがさ（痘瘡）や赤もがさ（麻疹）と言われており、両者の区別が難しく、どちらであったのかが明確ではない。735年に大宰府と737年の全国的な大流行が痘瘡である可能性が高い。この時は、日本側の遣新羅使の一行から感染がもたらされたと考えられ（続日本紀）、政権を担う藤原不比等の4人の子供たちが同じ年に全員感染死亡して、政治的大混乱をもたらした。国民全体で100万人亡くなったと推測されている。これを最初として大きな痘瘡の流行が古記録の探査から1842年までの間に64回記載されている（富士川游「日本疾病史」）。しかし、ミゲル夫妻の亡くなった1633年には痘瘡の記載がない。唯一1631年に「痒病・肥前瘡」の記載があるが、大村藩は肥前の一部なので、これが痘瘡であった可能性がありうるかもしれない。更に、痘瘡による災異改元（天変地異や疾病の災厄から逃れるための改元）が、承保4年（1077年）→承暦から宝徳4年（1452年）→享徳まで12回記録されている。他方、麻疹の災異改元が7回ある。感染症での改元はこの2疾病のみである。如何に感染症の被害が大きかったかが推察される。神仏に祈る以外にこの被害から免れるすべがなかったが、人痘接種法で多少の予防が可能になり、更に1796年のジェンナーの牛痘種痘法の発明とそれが日本へも1849年の痘苗（天然痘ワクチンに相当）の輸入とその急速な普及によって痘瘡の災禍から逃れられるようになった。

遺伝子解析技術が21世紀になって急速に進み、従来の長いDNAから配列を決定する方法が改良されて、短い断片のDNAも抽出し、それを次世代シーケンサとスーパーコンピュータを駆使して元々あった長いDNAの遺伝子情報の復元が可能になって来た。幸い痘瘡ウイルスはDNAウイルスなので、長年月の経年劣化により短く断片化しても火葬されていなければ骨髄や歯髄から抽出できる（文献1）。ウイルス感染は全身感染なので血流によって骨髄や歯髄に達するからである。

数千年前のペストで死亡したと思われる遺体の遺骨からペスト菌の遺伝情報が回収復元できるようになっている(文献2)。ツタンカーメン王のミイラのDNAの中にマラリア原虫の遺伝子が見つかり、彼はマラリアに感染していたことが明らかになっている。この様に他の疾患の遺伝子検出例も増えているのでミゲル夫妻から痘瘡ウイルスのDNAが検出される可能性が期待される。

一方で、イエズス会宣教師の記録によれば、天正遣欧使節4人の内、千々石ミゲルと原マルチノがイスパニアのトレードで痘瘡らしきものに罹ったという記録がある(松田毅一「史譚 天正遣欧使節」)。この時の診断が正しければ、ミゲルには免疫があり1633年にもう1度罹ることはない。ミゲルの妻は、船長持に嚴重に密閉埋葬されていたので、何らかの感染症、とりわけ痘瘡の可能性があり得る。

(かとうしげたか ウイルス学、東京慈恵会医科大学客員教授、保健科学研究所学術顧問、元国立感染症研究所室長)

(文献)

1, B. Muehleman, et al. Science 369:6502, July 24, 2020.

2, J. Susat, et al. Cell Reports 35:109278, June 29, 2021.

2. 浅田家墓所 地中レーダー探査 テスト結果報告

NPO法人 i-さいと 地中探査研究所 (Saitobaru Geophysical Archaeometry Laboratory)

www.GPR-SURVEY.com

東 憲章

- 1 現場名 浅田家墓所 (千々石ミゲル夫妻伊木力墓所)
- 2 所在地 長崎県諫早市
- 3 探査実施日 平成26年12月21日
- 4 使用機材及び設定 GSSI社製パルスレーダーシステム SIR-3000 500MH z アンテナ
探査レンジ 100NS 512sample/scan 16bit 50scan/second
任意の座標より X・Y 方向に 25cmピッチにて平行移動
総測線距離 175 m

5 所見

浅田家墓所に対して、上記の機材及び設定にて地中レーダー探査を実施した。

墓碑石及び覆屋、線香鉢、花瓶、石垣等により、アンテナ走査を行える場所は非常に狭小であり、十分なデータの収集ができたとは言いがたい。

しかし、解析の結果、墓碑石を取り囲む石垣列の内側に、直径1m程度の円形の強い反射を捉えることができた。深さは、20～40cmで反射が始まり、122～142cmで消える。位置、深度、形状等を考慮すると、墓坑である可能性が高いと思われる。

また、墓碑石に向かって左側の石垣外に長方形の不明な反射を捉えており、事前に実施された試掘調査のトレンチである可能性もあるが、その範囲に特に礫石が多く見られたことから、何らかの遺構である可能性も否定できない。

地中レーダー探査は、X線やCTスキャンのように、物体そのものを写しているわけではなく、アンテナから発した電波が、土中の変異によって反射して戻ってくる速度と強さによって、周辺との差を画像化しているものである。そのため、狭小な範囲でのデータは、判読が困難となる場合もあり注意を要する。

今後、更に詳細な再探査等を実施する場合には、出来るだけの障害物を廃し、極力広い範囲の探査を行うことを提案する。

(ひがし のりあき 宮崎県立西都原考古博物館)

number of profiles=42 total survey length=175.m

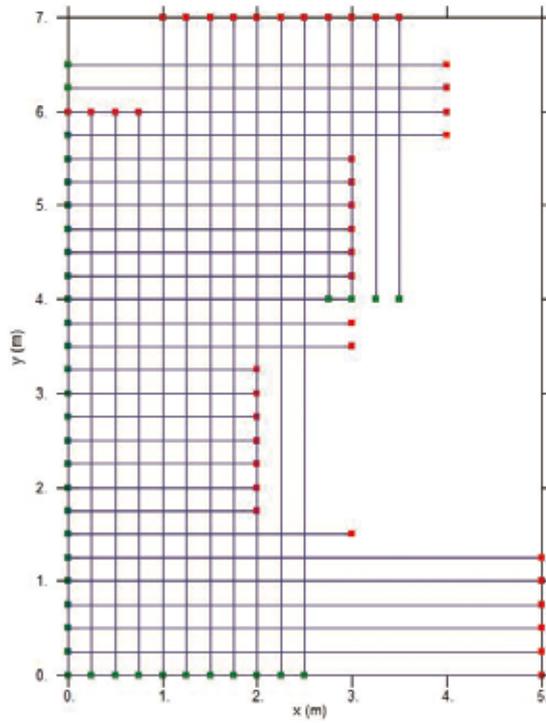


図 6-2-1 浅田家墓所 地中レーダー探査 アンテナ走査図

ASADA'S
500MHz GPR-Survey

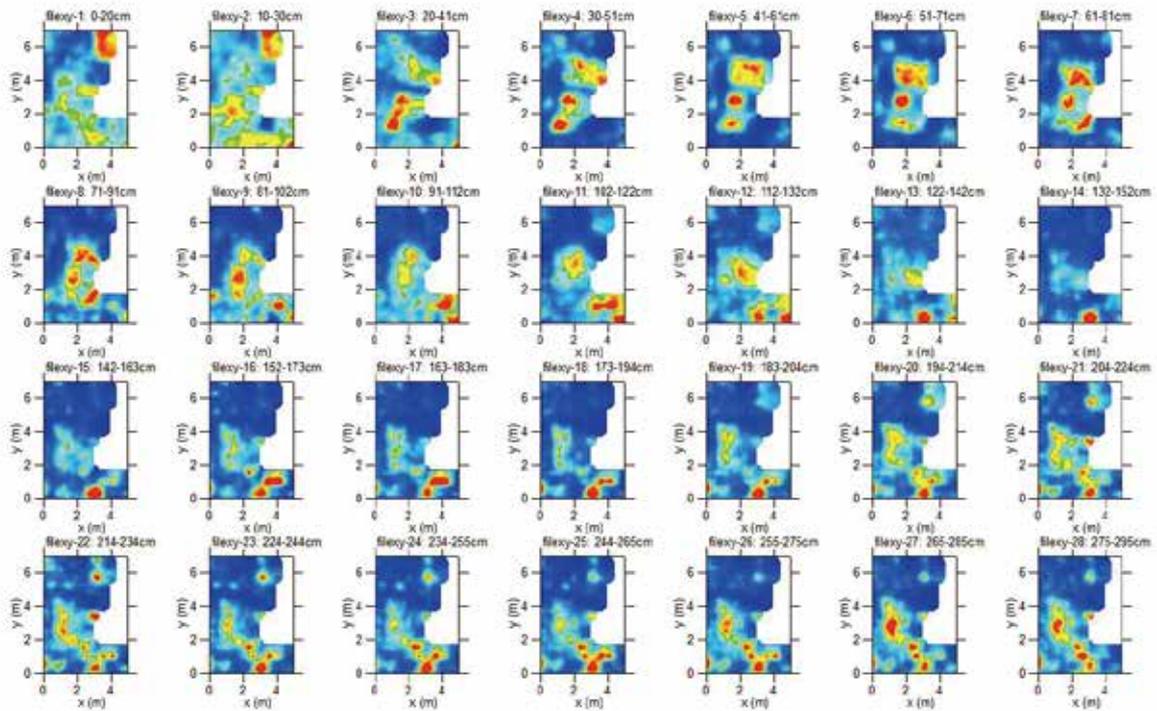


図 6-2-2 浅田家墓所 地中レーダー探査 タイムスライス

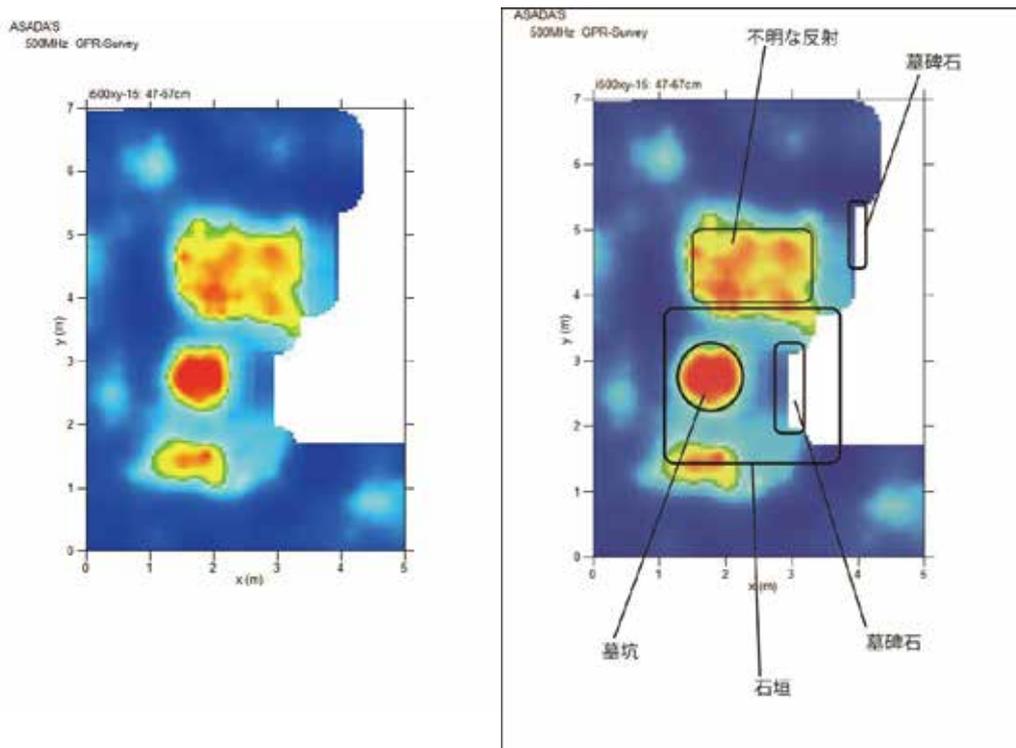


図 6-2-3 浅田家墓所 地中レーダー探査 探査結果 1

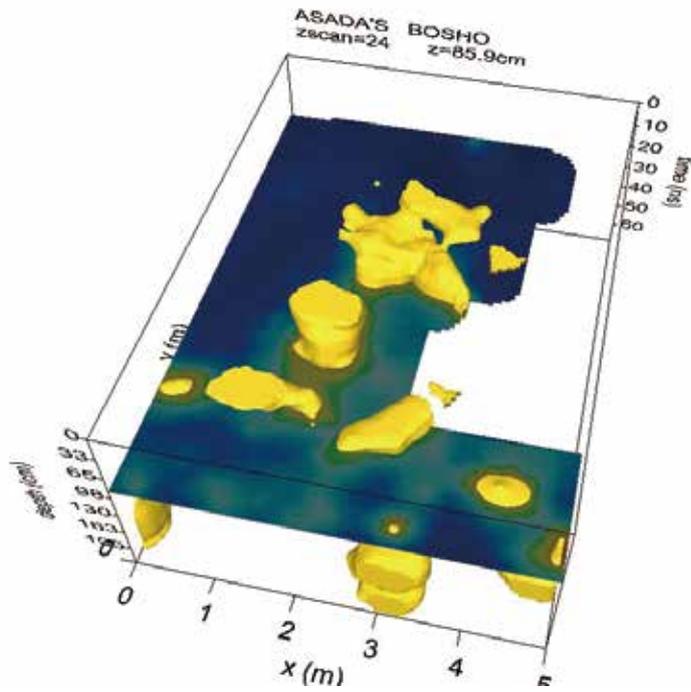


図 6-2-4 浅田家墓所 地中レーダー探査 探査結果 2



図 6-2-5 地中レーダー探査 実施風景 (2014.12.21)

3. 千々石ミゲル墓所発見 木棺の復元

栗田薫

(1) 1号墓壙の長持の復元 (図6-3-1)

はじめに

長持を転用した棺である (図6-3-1)。

図4-2で示したように、側板端部 (小口側) の竿通しが、両側 (東西) とともに、ほぼ原位置を保って出土したことから、長持が長さ約100cm、幅約50cm、高さ約50cmの大きさであることが分かった。長持は蓋部と身部で構成されているが、蓋には南側長側板中央に錠前が、反対側の北側長側板の左右に、開閉のための蝶番 (図4-7: I-6・I-7) が取り付けられている。錠前 (図4-6: I-5) がほぼ中央で出土していることや、蝶番の位置も本来取り付けられていたと想定される位置より中央に寄っていることから、腐朽によって南北の側板がともに中央に崩れ落ちたと推測される。ただし、左右の蝶番の出土位置が、ほぼ同じライン上にあることから、側板の原形が崩されることなく中央に倒れ込んだようである。しかし、内側に倒れ込んだのは、あくまでも錠前や蝶番が取り付けられていた蓋部のある上部側で起きたことであって、多くの金具類の出土状況を見ると、側板全体が倒れ込んだような出土状況で

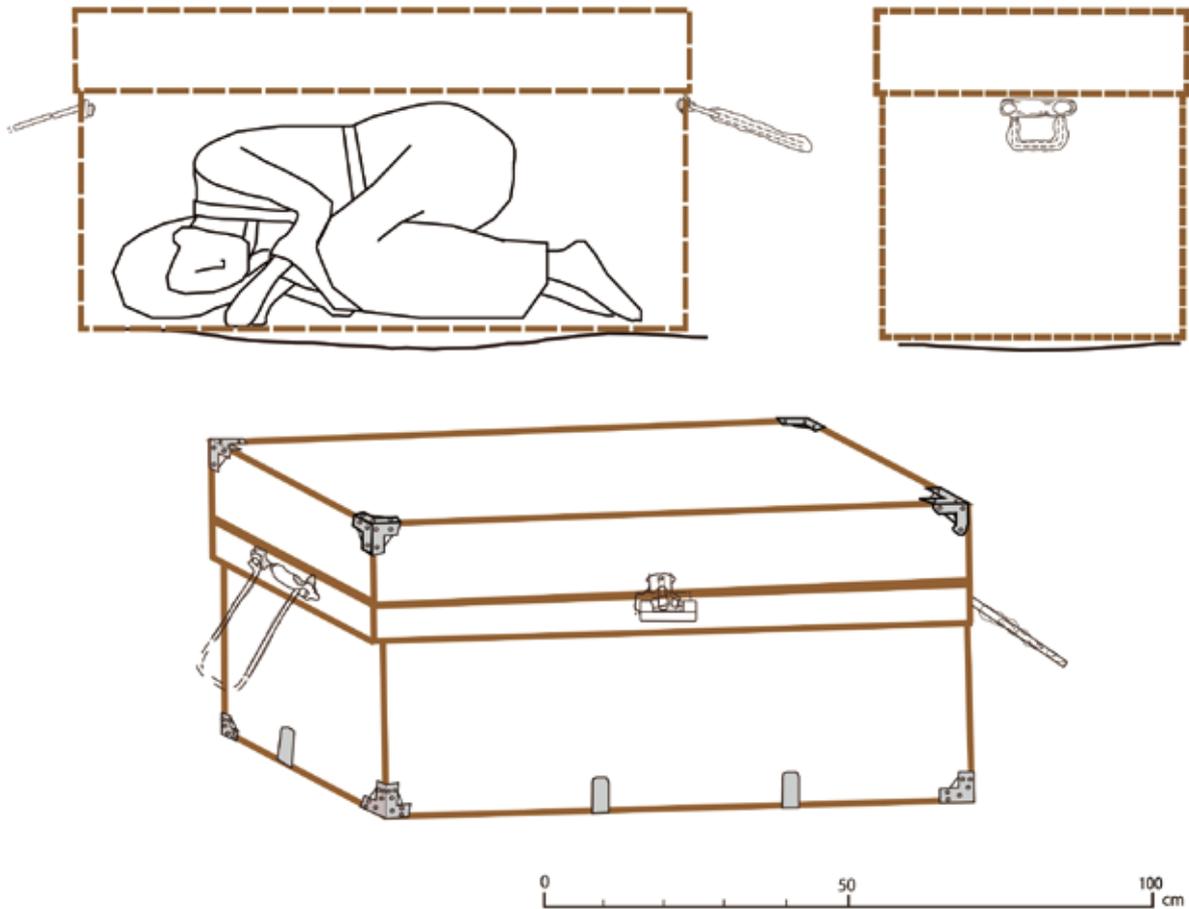


図6-3-1 1号墓壙長持復元と遺体の位置の想定

はなく、ほぼ元の位置に近い場所で、下に崩れ落ち込んだようである。

長持の復元

長持に取り付けられた金具は、すべて装飾のない実用的な金具で、釘で固定されていた。とりわけ元の位置が判別し易い角金具類は、蓋用角金具（図4-11・12：I-16～18）が身用角金具（図4-13：I-19～21）より、若干外側で出土していたことから、蓋が身を覆うかぶせ蓋であったことが示唆される。蓋用の角金具の中に、ほぼ原形を保つと考えられる三叉形態の金具（図4-11：I-17）があったことから、蓋用の角金具には四方ともに、この形態の金具が取り付けられていたと想定できるが、一方で身用の角金具には、原形を残すものがないため、本来の形状は分かっていない。ただし、角という位置の特性を考慮すると、基本的には蓋用と同じように三叉形態の金具が用いられていたと推測される。しかし、金具を固定するための釘の位置や鉄板の大きさに違いのあることから、仮に三叉形態であっても、異なる角金具が使用されていたようである。

角金具以外に19点の釘の打ち込まれた金具が見つまっている。蓋用、身用とも北西角の金具を特定できていないため、それらの中に北西角の金具も含まれている可能性は高い。ただし、北西角以外の金具の出土位置と形状を合わせ考えると、角金具とは別に補強用に取り付けられた金具があることが推測される。平面形態が長方形で、90度に折り曲げて使用されていた金具（図4-14・15：I-22～26・31）である。これらの金具については、底の部分に補強用として使用されていたと想定した。

以上のように、1号墓壙から出土した竿通し、錠前、蝶番、金具、釘の出土位置を踏まえながら、図6-3-1に示したような長持を復元し、被葬者の骨の分析結果と合わせ考えてミゲルの妻の棺とした。なお、上段左の図は、埋葬のイメージ図である。

（2）2号墓壙の木棺の復元（図4-17・図4-27～30・図6-3-2～9）

はじめに

110本の釘が被葬者を囲むように、長さ約140cm、幅約40cm、深さ約30cmの範囲に分布していたことから（図4-17）、板材を組み合わせて作られた長方形の木棺に埋葬されていたことが明らかになった。また、これらの釘は、想定される木棺の周囲から均一に出土するのではなく、2か所の集中部が認められた。一つは被葬者の頭部側に、もう一つは足元の南側である。とりわけ頭部側の密集具合は不自然で、単に木棺を構成する釘だけではないかもしれないことを暗示していたが、実際にはどの釘が木棺のどの棺材に、どのように使用されていたのかを判別するのが難しかった。これは一つの木棺から出土した釘の数があまりに多いことに起因するが、それだけではなく、形態の類似する長さ45mm前後の釘が圧倒的に多いという資料体の特質にも原因がある。一方で、量的には少ないが小型品や大型品もあるので、使用状況に違いがあるかと期待したが、すでに第4章の3で述べたようにそれらも特別な配置で認められるわけでもなかった（図4-27～29）。つまり、釘のサイズの違いからだけでは、使用局面の違いを積極的に指摘できる根拠がみつからなかったのである。しかし、そうであっても釘の使用状況の解明は必須になろう。なぜなら釘の使用状況が明らかになれば、木棺の構造だけでなく、調査でみつからなかった副葬品の手掛かりになるかもしれないからである。今のところ、釘以外では用途の分からない不明鉄片が1点（図4-22・24・26：II-74）、棺外から棺の北側板に接するように出土してい

る(図4-17)。この鉄片が何らかの工具であったとしても、副葬品とするには出土場所に無理がある。そのため調査直後は、副葬品は無かったと、一旦考えられたのである。しかし、釘に付着した木質痕跡を手掛かりにして、木棺に使用された釘を抽出することができれば、木棺に使用されなかった釘の存在も明らかになり、それらの釘にも何らかの意味、あるいは何らかの役割があった可能性も指摘できるかもしれない。

釘の特徴

まずは釘に付着した木質痕跡から、それぞれの釘の使用状況を整理することにする。

棺材は、おそらく柾目あるいは板目の板が用いられたと想定できることから、釘に残された木質痕跡(木目の方向)の違いから(図4-30)、ある程度、使用場所を知ることができる。

木質痕跡をA～Dの4種類に分けたが、最も多く出土しているのが、頭部・足部とも横方向のA類、次に多いのが、頭部が横方向、足部が縦方向のB類である。

すでに述べたように棺材が長辺方向で木目の方向が一致するような柾目、あるいは板目で板取りされていたとするなら、A類は平らな蓋板あるいは底板から側板や小口板を結合するために使用された釘であり、B類は側板と小口板を結合するための釘と考えられる。残りが悪いため、木目の方向を確定できないものが26点あり、それらを除いてそれぞれの割合をみると、A類が約73%、B類が約24%で、両者で全体の約97%を占める。図4-30でそれぞれの位置を概観すると、A類が木棺の四周に沿うように分布するのに対して、B類は小口板側に分布している。このことから、この想定と整合する。

それに対して頭部・足部とも縦方向のC類は1点(Ⅱ-21-2)、もう一つの頭部・足部とも斜方向のD類は2点(Ⅱ-27・Ⅱ-34)あるが、いずれにしても量的に少ないことから、打ちこみ方の若干のずれから、偶発的に生じた木質痕か、あるいは棺材を結合する目的ではない別の目的で使用されたと考えるべきであろう。

おのおのの木質痕跡が使用箇所を特定してくれそうであるが、次にそれぞれの釘の打ち込み方向を確認しておく必要がある。図6-3-2は木質痕跡別に釘の出土方向を示したものである。出土方向が確実に木棺製作時に棺材に打ち込んだ方向という保証はないが、現状ではある程度反映されていると考えるしかない。その前提のもとにA類とB類の釘の出土方向を打ち込み方向と想定して、木棺での使用位置を考えていくことがより事実近づけると考える。

木棺構造の読み方

棺材は、通常、蓋板、底板、側板、小口板で構成されていると想定される(図6-3-3)。蓋板は遺体を納めた後に載せられることから、釘を打ち込むにしても、蓋板から側板および小口板に打ち込まれることに異論はなかろう(註1)。問題になるのは棺身部分の結合方法である。例えば、底板の上に側板や小口板の両方が載る場合(図6-3-3-(1))、底板の上に載った小口板が側板を挟む場合(6-3-3-(2))、あるいは側板が底板と小口板を挟む場合(図6-3-3-(4))や小口板が底板と側板を挟む場合(図6-3-3-(5))なども想定される。これらのうちのどの結合方法であったのかは、実際の資料で釘の打ち込み方向の違いを観察することになるが、どの方法であっても底板から側板や小口板に打ち込まれる場合、A類は下から上に向かって打ち込まれるが、側板から底板に打ち込まれる場合は横方

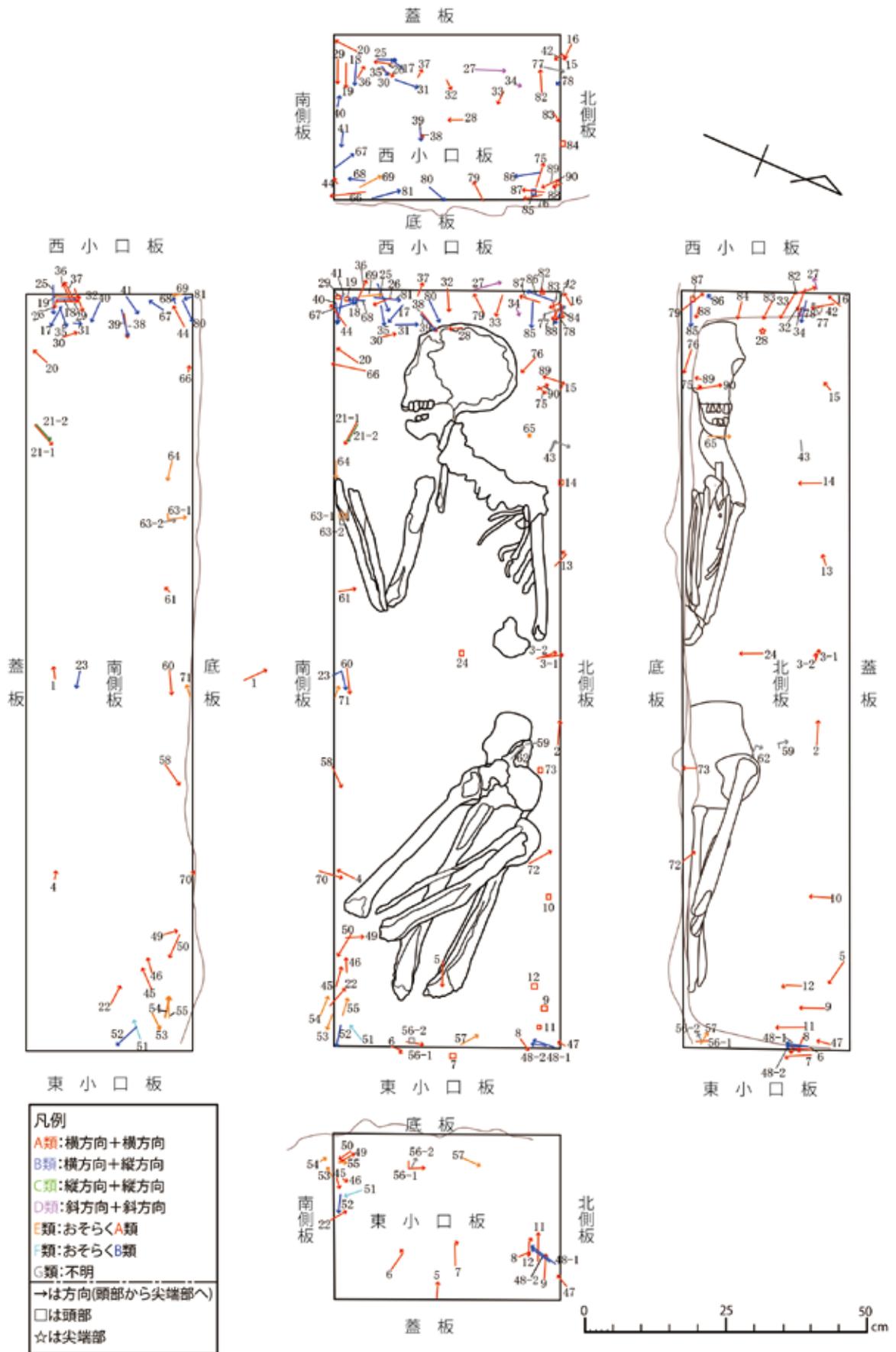


図 6-3-2 木目痕別 釘出土方向

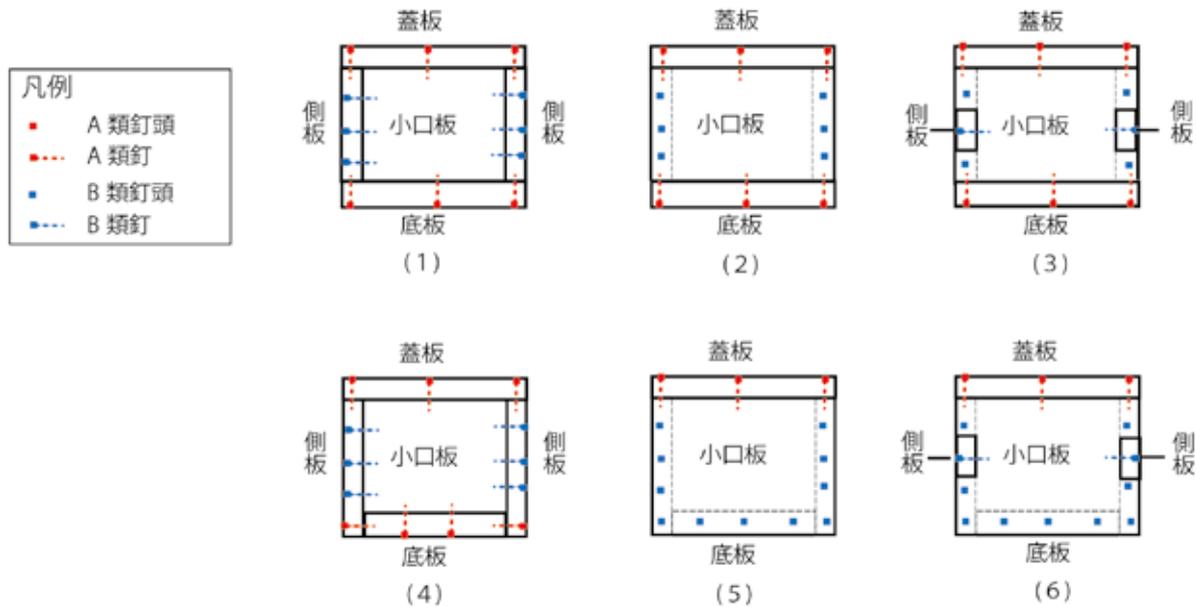


図 6-3-3 小口側から見た棺材の結合方法模式図

向に打ち込まれる (図 6-3-3- (4))。図 6-3-3 は小口板側から見た図であるため隠れているが、(図 6-3-3- (5) (6)) も同じように側板と底板を結合するときは、A類が横方向に打ち込まれていたはずである。また、側板と小口板の結合には必ずB類が使用され、当然のことであるが、打ち込んだほうには釘の頭部が見られる。つまり小口板から打ち込めば小口板側に頭部が、側板から打ち込めば側板側に頭部が見られることになる。そのため、もし場所によって小口板から、あるいは側板からというような状況が確認できれば、つまり一辺にその両方向からの打ち込みが確認できれば、組つき加工が施されていた可能性を想定する必要がある (図 6-3-3- (3) (6))。

もう一つ、出土状況と釘の関係を考える上で考慮しておかなければならない点がある。先に述べた 1 号墓壙の木棺の復元の項でも指摘したように、木棺の腐朽によって釘がどの程度、元の位置から動いているか、という問題である。もちろん出土状況からは、1 号墓壙も 2 号墓壙も意図的に改変されるような、つまり盗掘を受けた痕跡がなかったことから、あくまでも自然の営力による移動であることは断っておかなければならない。

1 号墓壙の場合は、長持を木棺に転用していたことから、蝶番、錠前、および各種金具類というような使用位置の限定されるものが多く出土している。そのため本来の使用位置とは若干ずれた位置で出土していても元の状況に復元することが容易であった。しかし、2 号墓壙の場合、どこにでも使える釘という資料体の特性が、元の使用位置からどの程度動いているのかを確定するのを難しくさせている。そのため 1 号墓壙の長持部品の出土状況を検討することで、2 号墓壙の木棺の復元に役立つ情報を得る必要もあろう。そこで 1 号墓壙の部品の出土状況、つまり崩れ方を再度、確認してみる。

1 号墓壙の崩れ方をみると、被葬者の骨の多くが消失していたことから、中央に空洞ができていたことは想像に難しくなく、それゆえ側板側の蓋に付けられていた錠前や蝶番が中央へ倒れ込んで出土していた状況は納得できた。ところが、長持の角の固定など要になる金具類の大半は、そのまま下へ落ち込んでいたのである。その観点から 2 号墓壙を眺めると、中央に埋葬された被葬者が、遺体の形をほとんど

崩すことなく残されていたことから、1号墓壙のように中央に空洞ができて転落するという事は、ほとんどなかったと考えられる。そのことを裏付けるかのように、大半の釘が木棺に沿う位置で出土している。つまり、内側へほとんど転落することなく、本来の釘が打たれていた位置から大きく動くことなく、棺材の腐朽に従ってそのまま下へ崩れ落ちたと考えるのが合理的であろう。そのうえで、もう一つ考えておかなければいけないのは、自然の営力による遺物の移動である。つまり上から下に落ちるだけでなく、下にあったものも、上に押し上げられる可能性があるということである。このようなさまざまな変化を考慮しつつ、釘の出土位置をみる必要がある。

釘の使用状況

まずA類の釘をみることにしよう。A類は平らな蓋板あるいは底板から側板あるいは小口板に打ち込まれた釘や側板から底板に打ち込まれた可能性の高い釘である（図6-3-2の赤い釘）。少しでも量的操作ができるように、A類の可能性の高いE類も含めて確認する。A類は、基本的には木棺の四周に沿いながら打ち込まれたもので、上から下に向かって出土しているものは、蓋板と側板あるいは小口板を結合したもので、逆に下から上に向かって出土しているものは、底板と側板あるいは小口板を結合したもので、外側から中心部に向けての横方向に向かっているものは、側板から底板を結合したものが該当する。すでに指摘したように、蓋板からの釘については出土位置の深さより上から下という方向性を重視すべきであるが、底板からの釘については、若干の浮き上がり程度としていて、極端に上部で出土しているものは除外している。また、釘の出土方向が、底板付近で下から上ではなく、外側から中心部に向けて横方向であるとの識別は、平面図で確認するだけでなく、同時に側面図での見え方も重視した。つまり側面図で頭部のみ見えているものが、横方向の打ち込みにあたるが、釘が斜めに長く見えているものは下から上への打ち込み後の移動として除外した。

図6-3-4は、上部にはA類（E類も含む）の出土方向の分布図を、下部には想定する木棺を配置して、そこに木棺に使用されたと推測されるA類を入れた模式図を作成した。木棺の模式図では、抽出したA類の出土位置を使用場所としている。そのため本来なら等間隔に打ち込まれたと推測できるが、図上ではかなりの偏りがみられる。これは出土位置を優先した結果であることを断っておく。

先の認定条件から、蓋板から北側板に打ち込まれたと推測されるのは、Ⅱ-2・Ⅱ-3-1・Ⅱ-9・Ⅱ-10・Ⅱ-11・Ⅱ-12・Ⅱ-13-1・Ⅱ-14・Ⅱ-15・Ⅱ-42・Ⅱ-73・Ⅱ-76が、蓋板から南側板に打ち込まれたと推測されるのは、Ⅱ-4・Ⅱ-21-1・Ⅱ-22・Ⅱ-49・Ⅱ-53・Ⅱ-54・Ⅱ-58・Ⅱ-60・Ⅱ-63-1、蓋板から西小口板に打ち込まれたと推測されるのは、Ⅱ-16・Ⅱ-19・Ⅱ-29・Ⅱ-32・Ⅱ-33・Ⅱ-38が、蓋板から東小口板に打ち込まれたと推測されるのは、Ⅱ-6・Ⅱ-7・Ⅱ-8・Ⅱ-47が該当する。

底板から北側板に打ち込まれたと推測されるのは、Ⅱ-65・Ⅱ-72・Ⅱ-75・Ⅱ-90が、底板から南側板に打ち込まれたと推測されるのは、Ⅱ-44・Ⅱ-45・Ⅱ-46・Ⅱ-50・Ⅱ-61・Ⅱ-64・Ⅱ-71、底板から西小口板に打ち込まれたと推測されるのは、Ⅱ-69・Ⅱ-79・Ⅱ-88が、底板から東小口板に打ち込まれたと推測されるのは、Ⅱ-55・Ⅱ-56-1・Ⅱ-57が該当する。南側板で底板近くにみついているⅡ-70は、南側板から底板に打ち込んだと考えても良さそうな出土状況であるが、北側板で同様の出土状況が見られないので、このⅡ-70だけで、側板から底板に打ち込んだとするのは無理であろう。

ここではA類は、蓋板から側板と小口板へは上から下への打ち込みを、底板から側板と小口板へは下

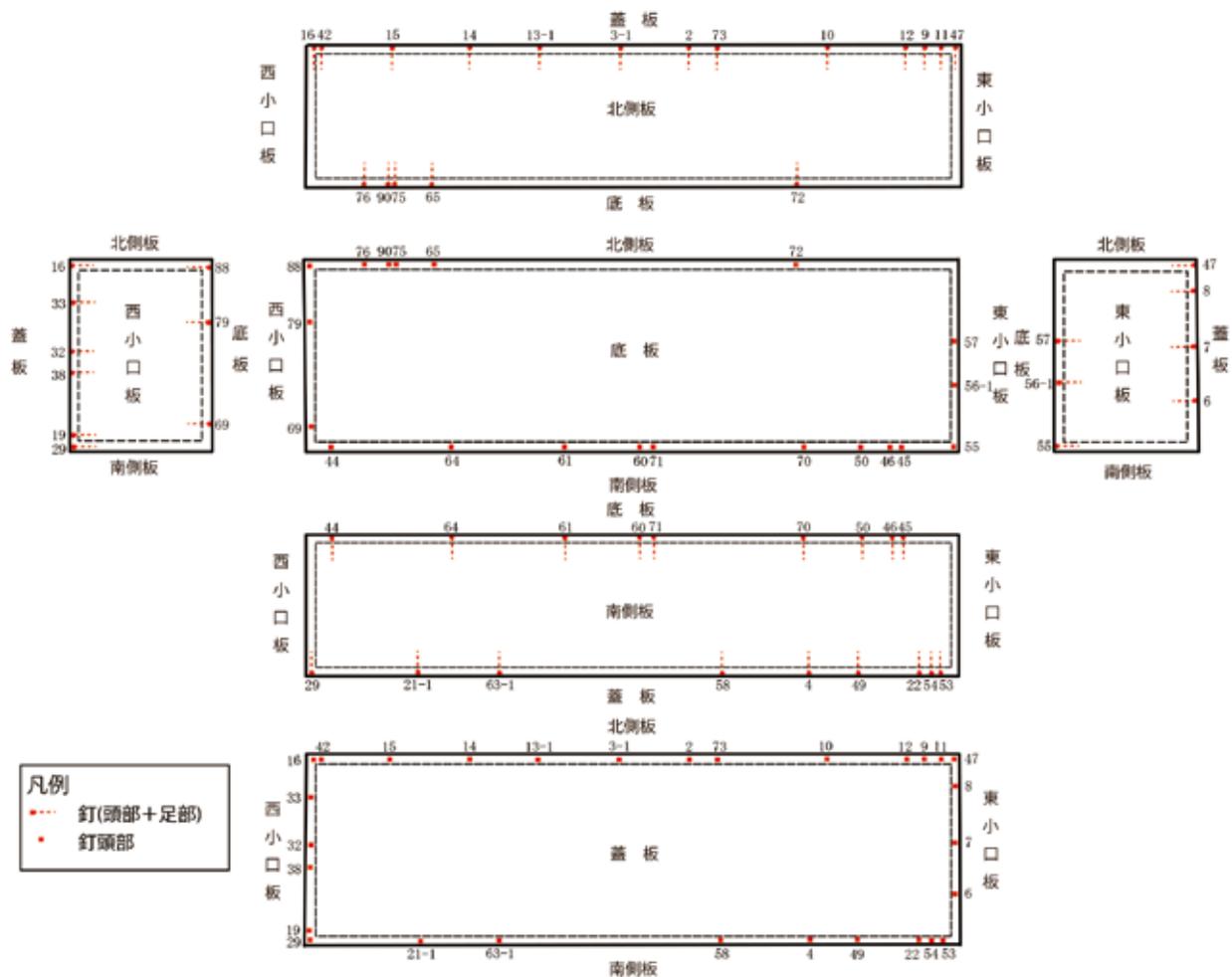
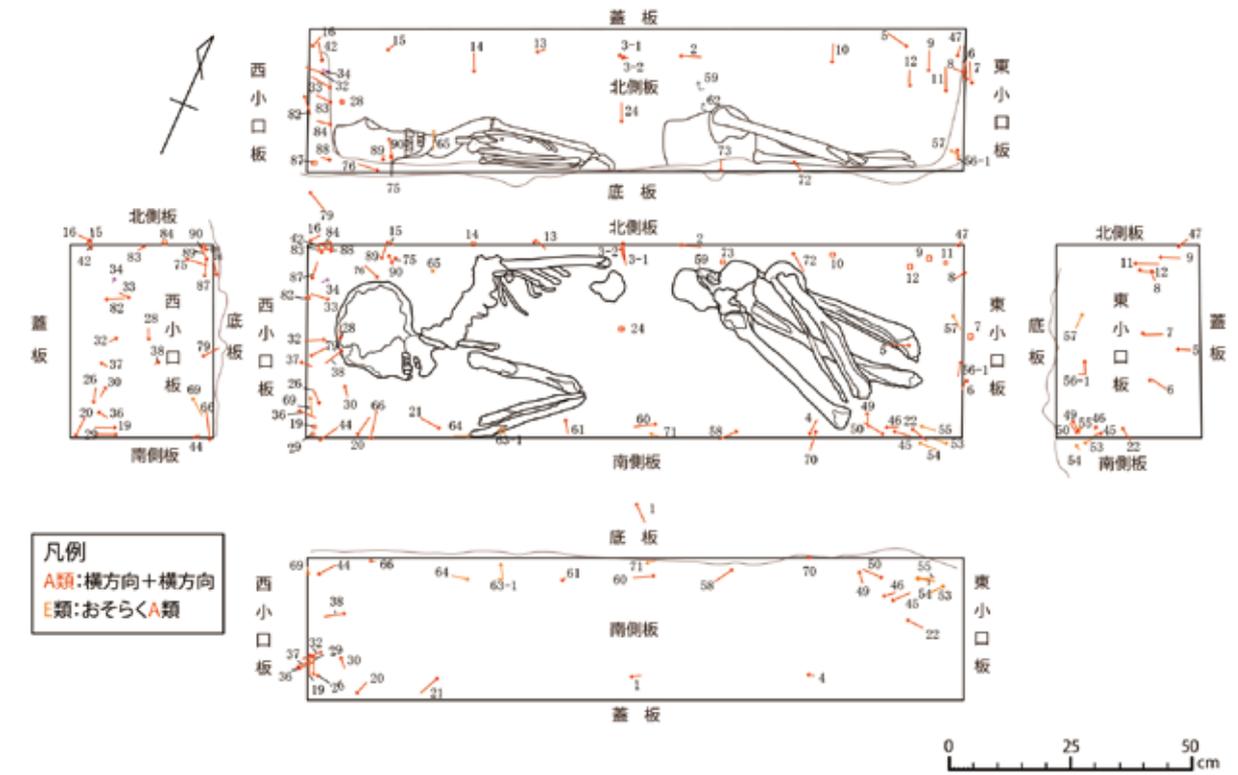


図 6-3-4 A 類 (E 類も含む) 釘の使用場所

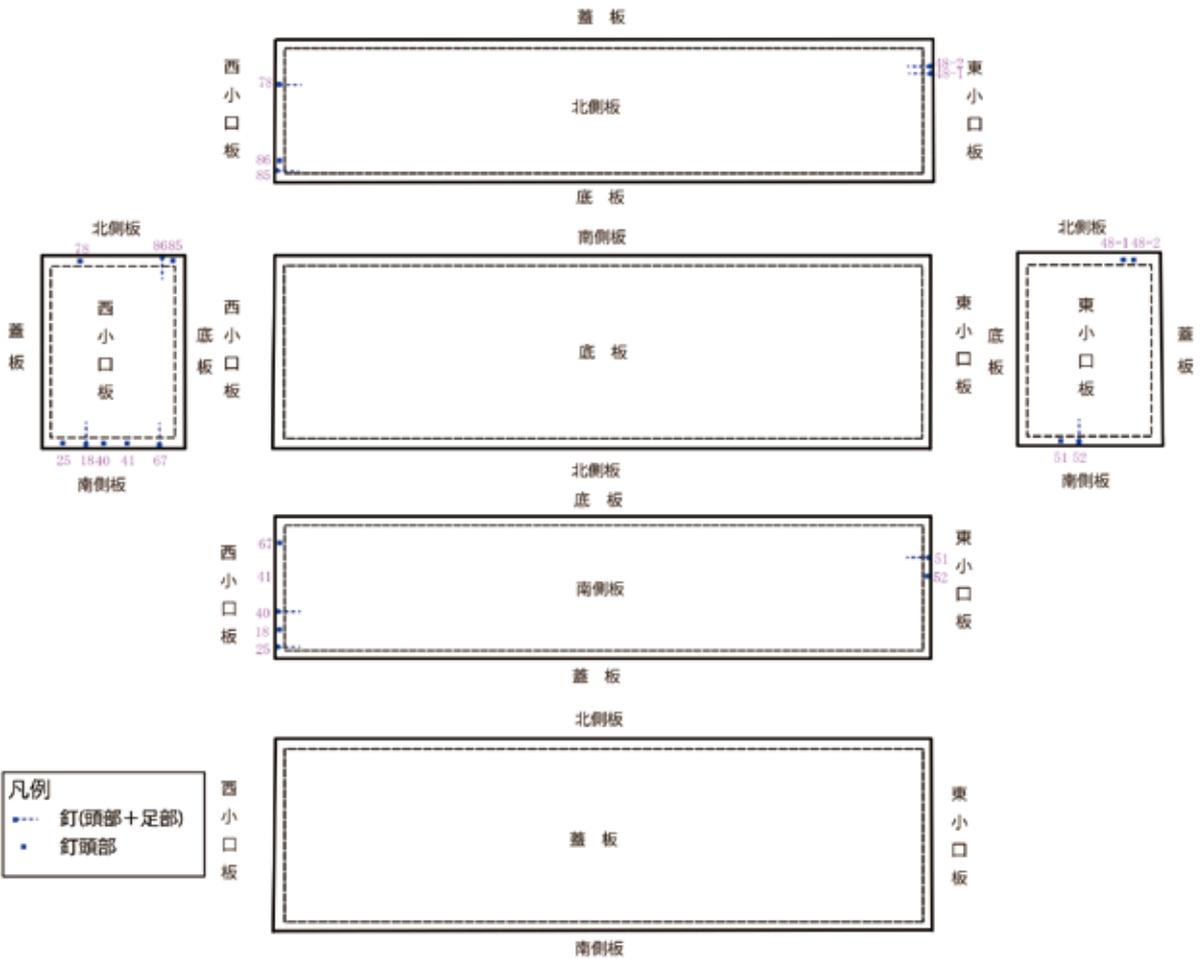
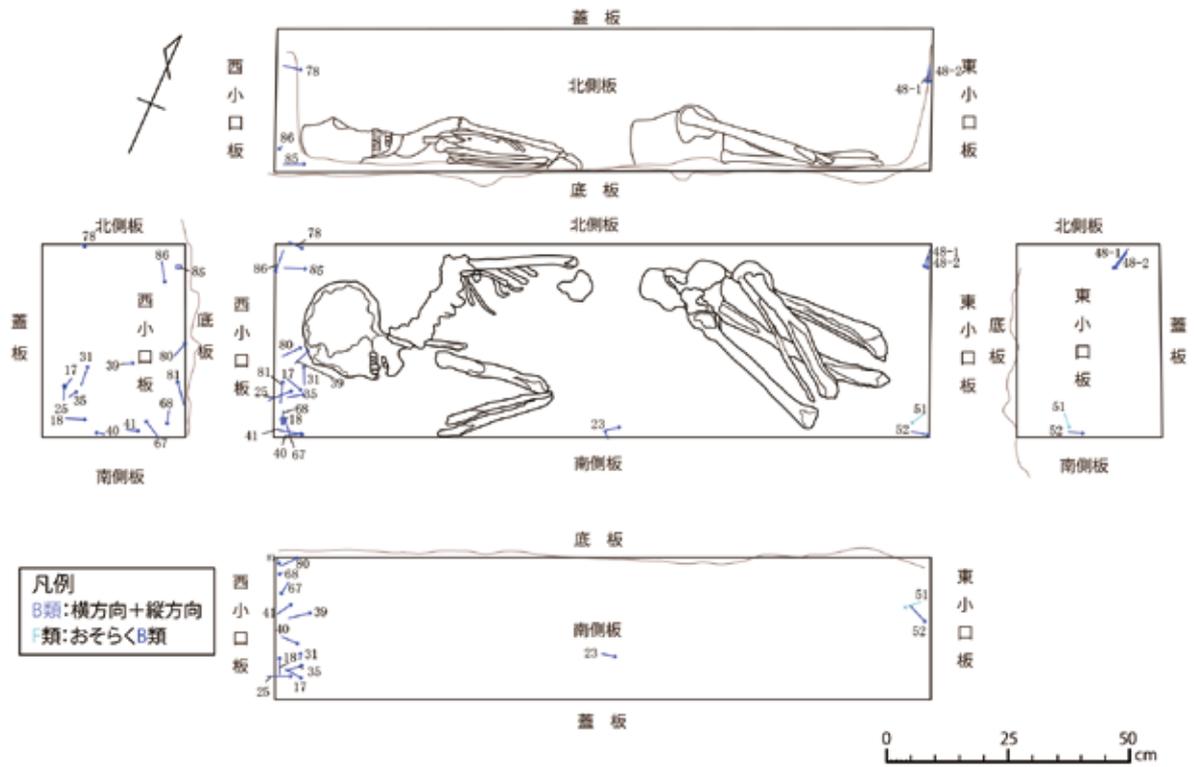


図 6-3-5 B類 (F類も含む) 釘の使用場所

から上への打ち込みであったと考えておきたい（註2）。

次にB類の釘をみることにしよう。B類は側板と小口板を結合する可能性の高い釘である。同じく少しでも量的操作ができるように、B類の可能性の高いF類も含めて確認する。

B類は、基本的には東西の小口板に沿って分布しているものであるが、釘の方向はA類で想定した上下というような比較的分かり易い判定基準でないため、小口側からなのか、側板側からなのかを明瞭に判別できるとは限らない。そのため方向が曖昧なものは、どう見えるかを重視し、小口板側でみる釘の長さが短く、側板側で長いものは、小口側から側板へ打ち込んだもの、逆に小口板側でみる釘の長さが長く、側板側で短くなっているものは、側板から小口側に打ち込んだものと判断した。

図6-3-5は、上部にはB類（F類も含む）の出土方向の分布図を、下部には想定する木棺を配置して、そこに木棺に使用されたと推測されるB類を入れた模式図を作成した。図の表現法はA類と同様である。

先の認定条件から、小口板と側板を結合した釘は、西小口板から北側板へ打ち込まれたと推測されるⅡ-78・Ⅱ-85、北側板から西小口板に打ち込まれたと推測されるⅡ-86、西小口板から南側板に打ち込まれたと推測されるⅡ-25・Ⅱ-40・Ⅱ-41、南側板から西小口板に打ち込まれたと推測されるⅡ-18・Ⅱ-67が認められた。一方、東小口板から北側板に打ち込まれたと推測されるのはⅡ-48-1・Ⅱ-48-2が、東小口板から南側板に打ち込まれたと推測されるのはⅡ-51、南側板から東小口板に打ち込まれたと推測されるのはⅡ-52が該当する。

ここで注目されるのは、東西ともに小口側から打ち込んだものと、側板側から打ち込んだものの両方が存在することである。このことによって、小口板と側板の結合に、図6-3-3-(3)のような組つぎ加工が施されていたことが示唆されたのである。

木棺の復元

改めて木棺に使用された釘の出土状況と木棺に打ち付けた位置を確認してみよう（図6-3-6）。

通常、機能的な面から推測すると、底板と側板あるいは小口板とはしっかり結合される必要がある。ところがそこまで丈夫に結合しなくても良いはずの蓋板と側板あるいは小口板の結合に、かなりの数の釘が使用されていることが気にかかる。蓋板から北側板へ12本、南側板へ9本、西小口板へ6本、東小口板へ4本で、蓋板から各板に打ち込んだ釘は合計31本ある。一方、底板から北側板へ4本、南側板へ8本、西小口板へ3本、東小口板へ3本で、底板から各板に打ち込んだ釘の合計は18本しか確認できていない。このアンバランスさは問題であり、想定した以上の釘の移動があったのか、そうではなく、蓋の構造が単なる1枚の板ではなく、別の構造であったため釘の出土量が多かった可能性もある。後者の場合、蓋裏に棧が付けられるか、蓋板が2枚合わせになっていた可能性もあろう。なぜなら、合わせ式の蓋であれば棺身に被せやすく、さらに棺の移動の際にもずれる心配もない。ただし、そうであったとしてもどの釘がその構造に関わっていたのかは分からないため、ここではその可能性を指摘するに留める。

次に小口板と側板の結合であるが、そこで使用されたB類とそれに準ずるF類の出土量が、東西の小口板で大きな違いがある。西小口板ではB類とF類の合計が8本あるのに対して、東小口側では4本しかない。これは釘の移動の問題だけではなく、腐朽して無くなったため回収できなかった恐れも想定す

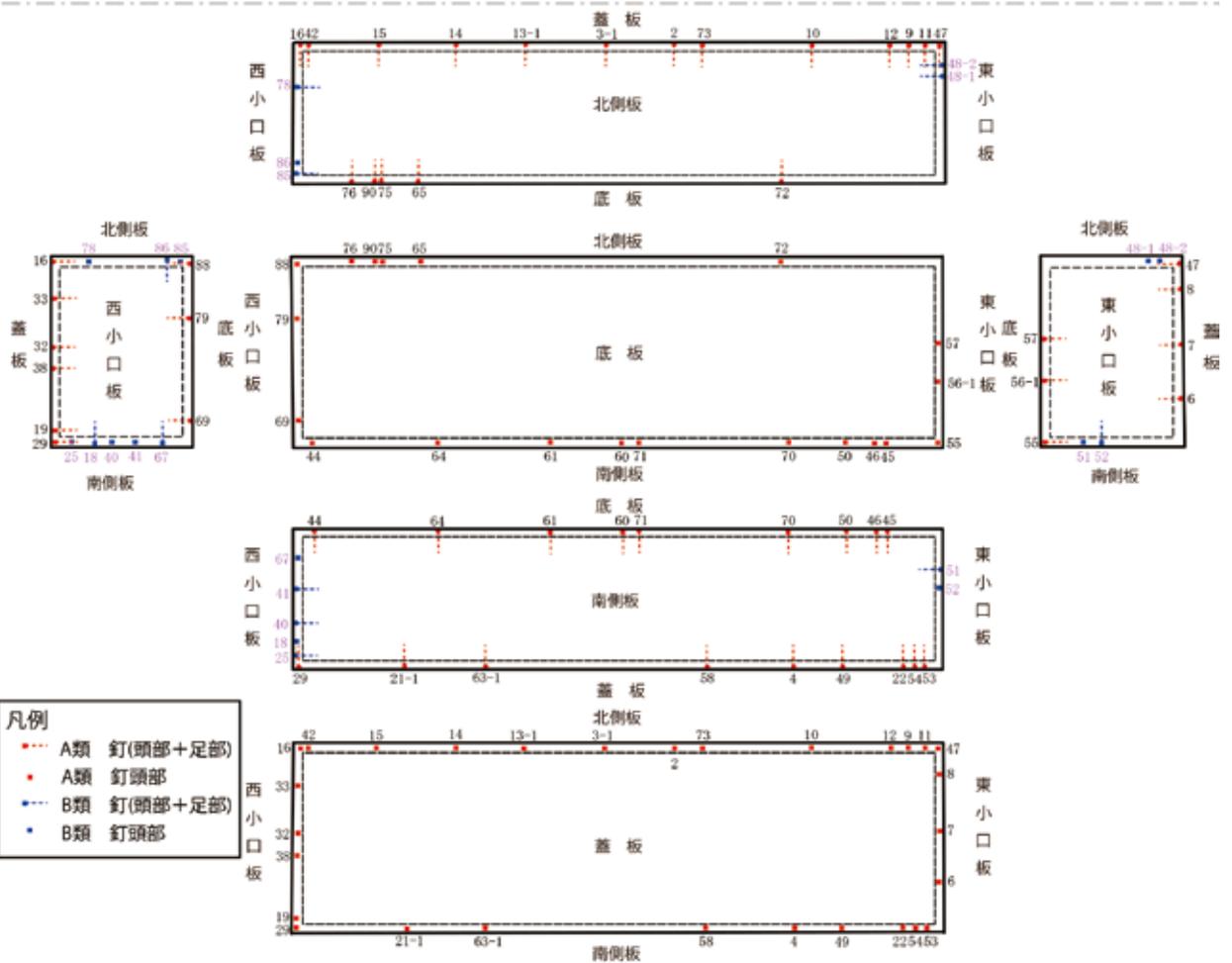
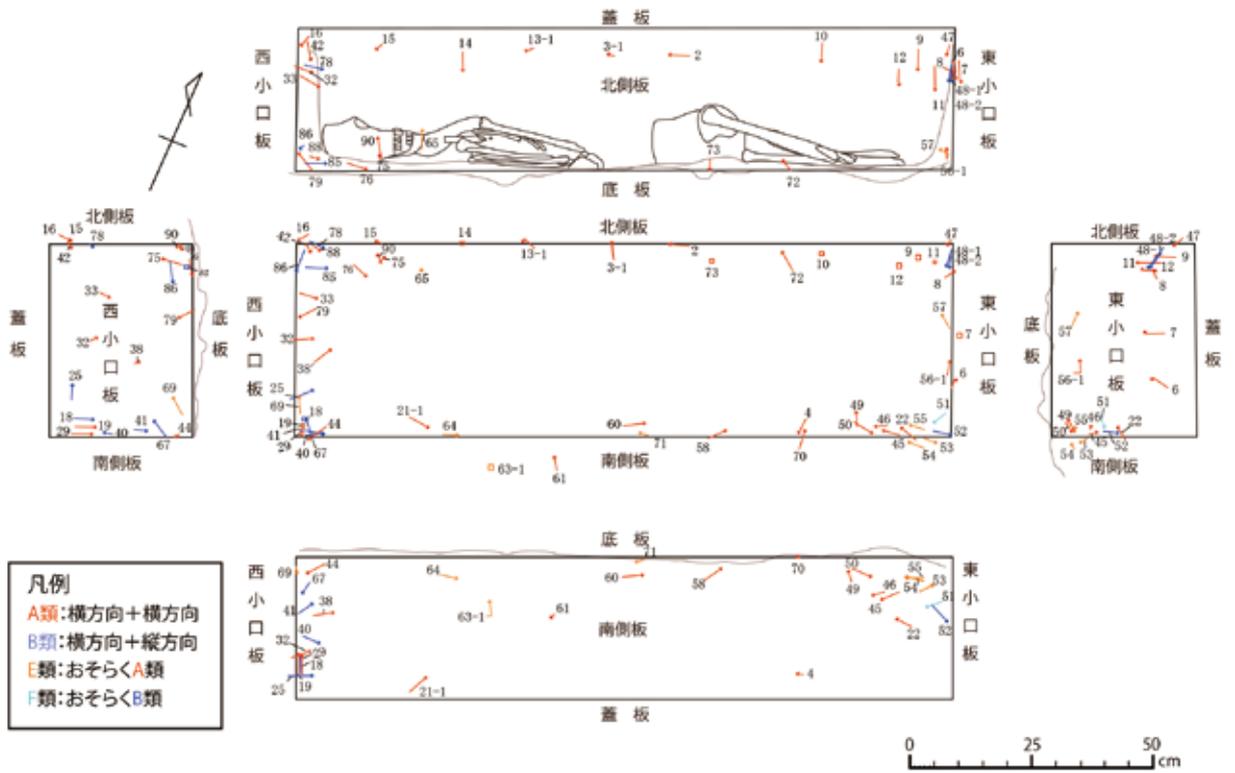


図 6-3-6 木棺に使用された釘の使用場所

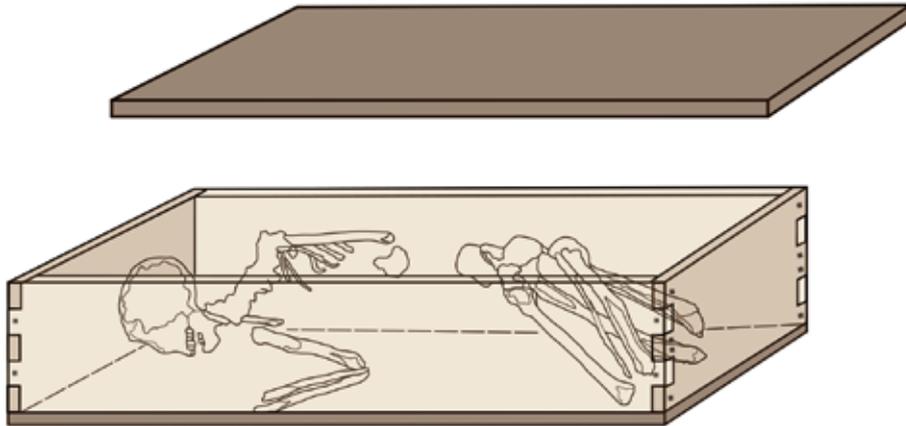


図 6-3-7 2号墓墳木棺の復元想定図

べきであるが、やはり今のところ、それ以上のことを述べるのは控えなければならない。このような限界がある中ではあるが、比較的元の状況を残すと推測される西小口側と南側板の状況を西小口板で確認すると、左（蓋側）から右（底板）に向かってⅡ-25・Ⅱ-18・Ⅱ-40・Ⅱ-41・Ⅱ-67の釘が使用されていることが分かる。このうちⅡ-18とⅡ-67は、南側板から西小口板に打ち込まれているのに対して、残りは小口板側から南側板に打ち込まれている。注目すべきは、Ⅱ-67と相対する位置に、北側板から西小口板に打ち込んだⅡ-86があることである。加えてこのⅡ-86の隣の右（底板）に、小口側から北側板に打ち込んだⅡ-85があることを併せ考えると、側板に3か所、小口板に2か所の計5枚組つぎで、側板と小口板が結合されていたことが示唆されたのである。以上の状況証拠も加味して、2号墓墳の木棺を復元したのが図6-3-7である（註3）。

木棺を構成する棺材の厚みは釘の頭部の木質痕跡に残されている（表4-2）。それぞれの部材の厚みを確認すると、蓋板は11.4～15mmで、平均すると約13mm、底板は11.9～14.1mmで、平均すると約13mm、北側板では厚みの分かるものが1本しかなく、それによると10.2mm、南側板は10～14.1mmで平均すると11.9mm、西小口板は9～12.9mmで、平均すると10.6mm、東小口板は1本だけで、12.2mmを測る。

以上の数値から、蓋板と底板の厚さが約13mm前後、側板と小口板はそれらより若干薄い板材が使用されていたようである。ただし、蓋板については、もし合わせ蓋であれば、この数値が純粋に蓋板の厚さだけというよりは、合わせ口部分の板材が合計された数値になった可能性も考慮しておかなければならなくなる。その場合、本来の蓋材自体は側板や小口板材と同じような厚さの板材が使用された可能性もあろう。その想定が正しければ、底板には、若干厚い部材を使用したことになろう。ただしそうであったとしても、全体に棺材として薄いことが気にかかる。経年による木材の縮みも想定されることから、製作時はもう少し厚い板材であったと考えておきたい。

木棺使用と想定できなかった釘

木棺については以上のような構造を考えたが、その際、木棺に使用した釘は61本と想定した。釘は全部で110本出土しているが、出土場所の分からないものを差し引くと96本だけが議論の対象となり、木棺に使用されなかった釘として35本残ることになる。その状況を示したものが図6-3-8である（註4）。

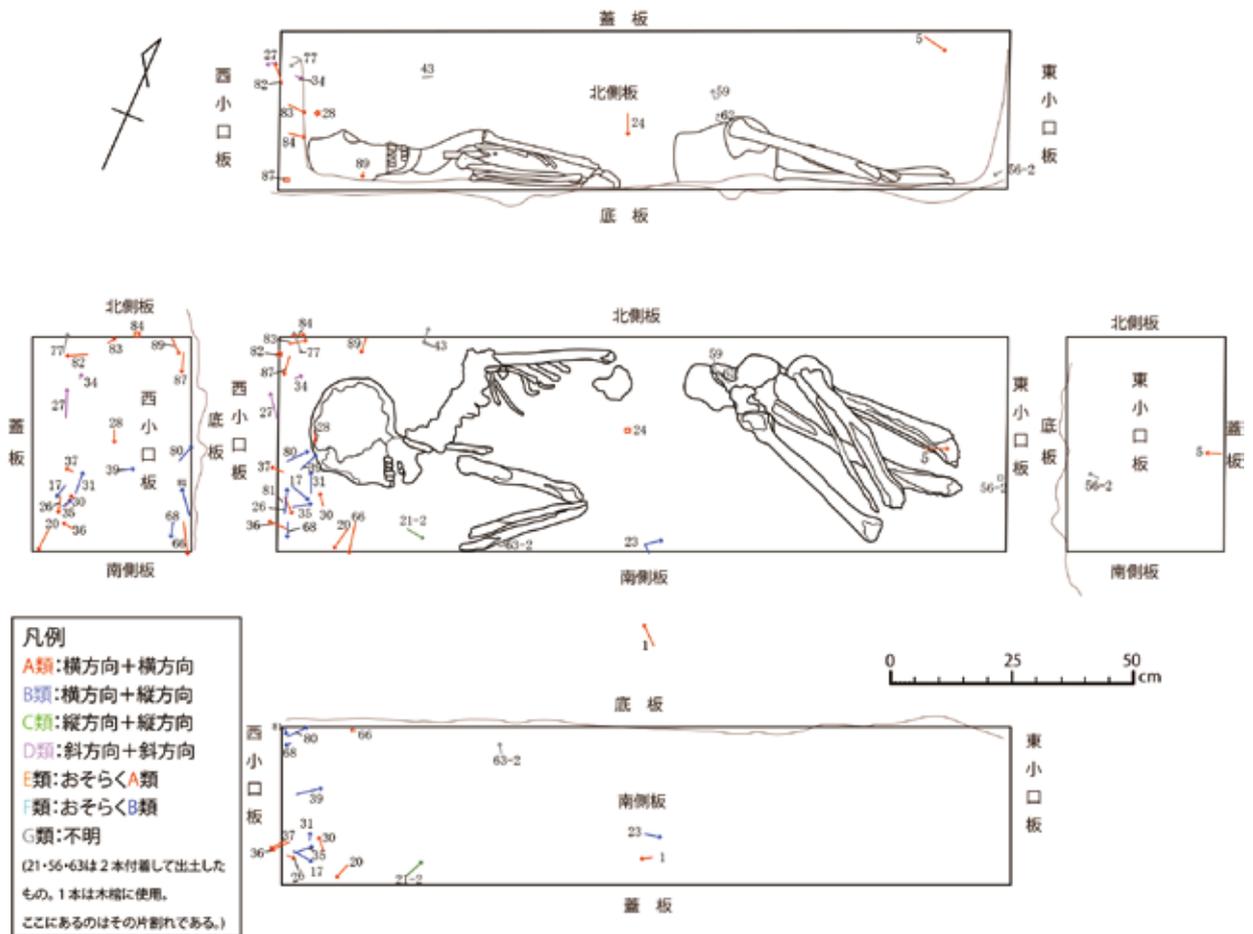


図 6-3-8 木棺使用と想定できなかった釘

この図では、当初指摘していた足元南側の釘の集中はみられなくなったことから、それらの釘のほとんどが木棺の製作に使用されていたと考えても間違いなさそうである。ところが、頭部側の釘のまとまりは依然と多く残されている。やはり別の木製品か、あるいは木棺内部に木棺の製作とは別の構築物用に使用された釘であったのではと考えさせられる。さらに頭部以外にも、木棺中央を縦断するライン上に、II-5・II-24・II-28 というような、ある種の規則性をもつ釘の配列が認められる。また、L字に変形した、あるいは変形させた釘の存在も気にかかる。

ここでは最初に、木棺中央を縦断するライン上にあるII-5・II-24・II-28 というような、規則性を持ちながら、木棺の構造からは不要に思える釘の配列について考えてみる。

II-5は斜め下方に、II-24は上から下への真下の打ち込み、もう一つのII-28は北から南への横方向の打ち込みであることから、先の2点はともかくとして、II-28は前2者と同じ目的の使用であったかどうかは分からない。というのもII-28のすぐ西には頭部側の釘の密集があることから、それらの一群である可能性も否定できないからである。そのため、ここではII-5とII-24の意味について考える。まず、木棺中央ライン上で釘を上から下へ打つ必要があったかどうか問題になる。II-5は東端に近いものの、小口板とは距離があるため、小口板との関係は考えられないが、蓋板近くでの使用が窺われる。II-28は木棺のほぼ中央で、なおかつ木棺の深さからみて、ほぼ中間部から出土している。遺体の無い場所であったことから、下へ落ち込んだのかもしれない。しかし、いずれにしても、II-5もII-24も打ち付ける対象物は、蓋板であったと考えられるものの、木棺製作に必要な釘ではなからう。釘の大

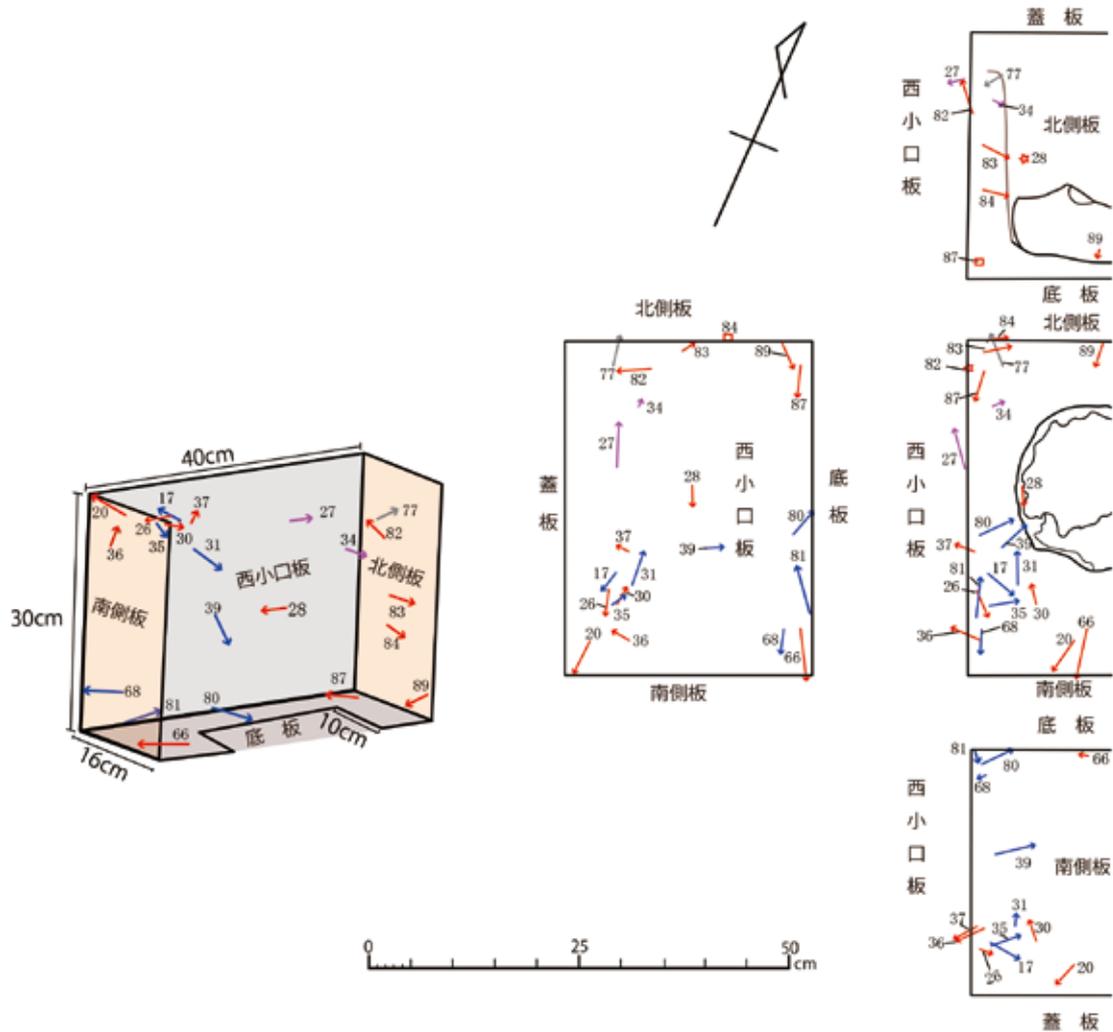


図 6-3-9 頭部側空間の釘

きさは、Ⅱ-5 は大型の部類にはいるが、Ⅱ-24 は一般的な中型品である。蓋板の上に何かの飾りを留めたのか、あるいは埋葬間際の釘打ちの儀式に使用されたのか、正確な意味を読み取ることはできないが、木棺製作とは違う何らかの意図があって打たれたと考えられる。

次にL字状の釘であるが、計8本出土したうちの4本(Ⅱ-46・Ⅱ-47・Ⅱ-56-1・Ⅱ-63-1)は、出土位置から木棺製作に使用されていると判断した。ただし、通常の木棺製作では生じるようには思えない形状になっているため、その判断が正しいかどうか実際にはわからない。使用の結果としてL字状になってしまったとすれば、美しい仕上がりにはならないように思うが、意図的に曲げたのであれば、どのような目的でその形にしたのであろうか？ただ木棺に使用しなかったとしたL字状の釘(Ⅱ-23・Ⅱ-43・Ⅱ-59・Ⅱ-62)は、出土場所が木棺製作に結びつかなかったことが第一の理由であるが、釘自体の痕跡にも木棺に使用したものとは異なる特徴が認められた。すなわち、足部に木質の付着が少ないという特徴である。この違いは、使用方法に起因するのかもしれないが、具体的な使用方法は分からない中では、その事実を指摘するしかない。ただ1号墓壇の長持を転用した木棺にも足部に木質の付着の少ないL字状の釘(Ⅰ-41)がみつかったということも気にかかるが、木棺の製作時ではなく、遺体の埋納時、あるいは埋葬時に使用された可能性も考慮しておかなくてはならないかもしれない(註5)。

頭部側に密集した釘の謎

最後に、頭部側でみつかった釘の集中について考える。

図 6-3-9 は、右側に頭部周辺の釘の密集した範囲を拡大した図、左側にはそれらが空間内で、どのような位置関係にあったのかが分かり易いように、立体的なイメージ図を配置した。

釘の密集した範囲は、最大に見積もっても、頭頂部と西小口板の間の $6 \times 40 \times 30\text{cm}$ 、頭蓋骨の両側には北側に $7 \times 10 \times 30\text{cm}$ 、南側に $11 \times 10 \times 30\text{cm}$ を測る狭い空間で、全体的にはコの字状を呈す。このコの字状の空間の中に 23 本の釘が使用されているのであるが（註 6）、そのうちの 17 本は、頭頂部と西小口板との間にある $6 \times 40 \times 30\text{cm}$ の範囲に密集する。釘が使用されていることから板材を組み合わせた何かがあったと考えられるが、北側では A 類と、頭部・足部とも斜め方向の木目が認められる D 類の分布が認められる。南側では A 類だけでなく、B 類も分布していて、後者の方がより多く認められる。

分布の仕方を見ると、南西隅の上位には A 類と B 類を交互に使用して方形状に並ぶ釘の使用が認められる。このようなサークル状に並ぶ釘（Ⅱ-17・Ⅱ-26・Ⅱ-30・Ⅱ-35）がみられるのは、この位置だけで、あとは、内部から小口板側に向けてのもの（Ⅱ-27・Ⅱ-36・Ⅱ-37・Ⅱ-87）、北側板側に向けてのもの（Ⅱ-77・Ⅱ-83）、南側板に向けてのもの（Ⅱ-20・Ⅱ-66・Ⅱ-68）というような外側に向かう使用の他に、四方から内部の頭蓋骨側に向けてのもの（Ⅱ-30・Ⅱ-31・Ⅱ-34・Ⅱ-39・Ⅱ-80・Ⅱ-81・Ⅱ-89）がある。このように使用位置は様々で、底板に沿うもの、頭蓋骨の高さのもの、さらに蓋側に近い上方からのものなどもある。前者の外部に向かっているように見えるのは、内側から木棺内の 3 方の壁（北側板・西小口板・南側板）に向かって何かを打ち付けていた可能性も高いが、それら以外の内側（頭部側）に向かう釘は、その箇所に打ち付ける対象となるものが必要になる。対象物は空間の狭さから見て板状の薄いものであろうが、果たして何かあったのかは分からない。しかし、何かがあったことは確実であろう。

この空間で使用された釘の頭部にも板の厚さが分かるものがある。この空間出土の釘から窺える板の厚さは、 $9.3 \sim 15.7\text{mm}$ の厚さで、平均すると 12.8mm を測る。この厚さは、すでにみてきたように側板や小口板に使用された板材にほぼ近い。釘の出土状況からみても、箱のようなものは想定できなかったが、ただでさえ狭い空間に、この厚さの板が使用されていたとなると、なおさら箱のようなものがあったとは考え難い。もっと平板なものが備え付けられていたと考える方が合理的であろう。また使用位置から考えると、底板に沿うような低い位置で内外に打たれた釘があることや、木棺の中央近くを高さの離れた位置で、B 類の釘（Ⅱ-80）（Ⅱ-39）（Ⅱ-31）が下段・中段・上段とほぼ同じように内側に向けて打ち込まれていることからみると、頭部の空間には仕切りのようなものが設置されていた可能性もあろう。もしその想定が許されるのであれば、仕切りの中には有機質の何かが置かれていたのかもしれない。いずれにしても、それが何であったのかは知る由もないが、有機質の何かであれば、非常に腐りやすい繊細なものであったのだろう。そしてそのような有機質の繊細な副葬品の存在が、一般的にキリシタン墓での副葬品の少なさと繋がるのかもしれない。

1 号墓壙からはキリシタン信仰を示唆するガラス板やガラス玉などの遺物がみられたが、2 号墓壙からはそのような遺物がまったく見つからなかった。しかしここで指摘してきたように、有機質の何かは棺内に納められた可能性があったことも想定しておく必要がある。

（あわた かおる 文学博士）

第6章 分析・考察

- (註1) ここでは、蓋自体を製作する工程は想定していない。つまり、蓋がずれずに棺に載るための工夫として、蓋裏に棧を打つ場合や、別の板を合わせて乗せ蓋にするような構造も考えられるが、それについては、ここでは問題にしていない。
- なお、木棺の釘の使用方法については、長崎市まちづくり部東長崎土地区画整理事務所所長の長瀬雅彦さんに貴重なご意見をいただいた。
- (註2) もしⅡ-70が南側板から底板への打ち込みであったとすれば、底板と側板の結合にも組つき加工が施されていたと考える必要が生じる。しかし、この一か所だけで考えることには躊躇せざるを得ないため、積極的に組つき加工を考えなかった。
- (註3) 図6-3-7の復元図では、蓋板は単なる1枚の板として図示している。すでに指摘したように蓋裏に棧が付けられるか、蓋板が2枚合わせの合わせ式の蓋の方が、棺身に被せやすい上に、ずれにくいので合理的と考えているが、確実な証拠を示すことが出来ないため、1枚の蓋板で表現している。
- (註4) 図6-3-8には釘が32本しか描かれていないのは、2本付着しているものの内(Ⅱ-3-2)(Ⅱ-13-2)が描かれていないのと、2本付着していた(Ⅱ-77)は1本として図示しているからである。
- (註5) 東小口側で、木棺に使用されなかったとしたL字状の釘に付着した別の釘が1点(Ⅱ-56-2)ある。釘の屈曲部近くに頭部だけが付着してただけで詳細が分からないため、横に置いた資料でもある。出土位置からL字状の釘(Ⅱ-56-1)を底板から東小口板に打ち込んだ釘と認定したが、もしかすると、こちらの釘(Ⅱ-56-2)が木棺の製造に使用され、L字状の釘(Ⅱ-56-1)が別の用途で使用された可能性もある。
- (註6) 図6-3-9では、2本付着していた釘(Ⅱ-77)は1本として表現しているため、数が少なく図示されている。また、すでに述べた木棺のほぼ中央で出土した(Ⅱ-28)も、位置からはこの図中に入るため、とりあえず数に含めているが、頭上での出土という位置に問題を残している。

4. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所出土人骨

分部哲秋 佐伯和信 弦本敏行

長崎県諫早市多良見町山川内に所在する千々石ミゲル夫妻伊木力墓所において平成 29 (2017) 年 8 月から 9 月にかけて 1 号墓が、令和 3 (2021) 年 8 月～ 10 月に 2 号墓が「千々石ミゲル墓所調査プロジェクト」を主体として発掘調査された。

1 号墓壙内には長持ちを転用した木棺が出土し、更に棺内より玉類、円形ガラス板片などの他に骨数点と歯多数が検出された。1 号墓壙に近接した 2 号墓壙は、墓壙内より 1 号墓壙よりも大きい長方形の木棺が発掘され、この棺の範囲全体に人骨が検出された。

1 号墓壙人骨は硬質な部は少なく、大部分は水分を含んだパウダー状の部分が遺存していた。2 号墓壙人骨は硬質な部が比較的多く、遺存状態はやや良好であった。このような状況の中、最低限性別の同定が出来るよう可能な限りの形質人類学的復元、観察および分析を行ったのでその結果を報告する。

所見

1. 人骨の遺存部位、頭位および埋葬姿勢

(1) 1 号墓壙人骨

頭部では上顎・下顎骨の歯槽領域の骨および歯種同定が可能な歯多数 (図 6-4-3) が出土し、他に左側頭骨 (図 6-4-4) が残存し、頭位は西方向であった。また、東方向には下肢骨の断片 (図 6-4-5) が出土したが、左右の別は不明であり計測も不可能であった。埋葬姿勢は厳密には不明であるが、棺の大きさと下肢骨の位置関係から恐らく下肢は屈曲していたものと推測される。

(2) 2 号墓壙人骨

2 号墓壙人骨平面図・側面図 (図 6-4-1) を参照すると分かるように頭部、胸郭、上肢、下肢にわたってほぼ全身の骨が遺存しており、右側面が墓壙の底部に接する側臥位である。頭位は西方向にあり、顔面が南を向いている。また、上肢は肘関節を緩く屈曲し、下肢は足部が臀部に接触し膝関節を極度に屈曲している。

2. 残存歯と年齢推定

1 号墓壙人骨の歯は、歯種の同定が可能なものが上・下顎合計で 24 本 (図 6-4-3) 出土している。歯式を下に示すが、全て永久歯である。上・下顎の第二大臼歯および下顎第三大臼歯の歯根が完成し、また下顎第三大臼歯には咬耗を認める。このことから本人骨は未成人ではない。2 号墓壙人骨の歯は、歯式に示すとおり歯種同定が可能な上・下顎歯で合計 23 本 (図 6-4-6) が出土し、全て永久歯である。1 号墓壙人骨と同様に上・下顎の第二大臼歯および下顎第三大臼歯の歯根が完成し、また下顎第三大臼歯には咬耗を認める。さらに後述する長管骨の化骨については左大腿骨骨頭 (図 6-4-8) の骨端軟骨が骨化しており、この面からも本人骨の年齢は成人である。

発掘人骨の年齢推定について一般的な手法として未成人骨では歯の萌出状態および歯根形成状態、頭蓋骨や長管骨の化骨の進行程度 (完成度) などにより推定される。成人骨については頭蓋では縫合の閉

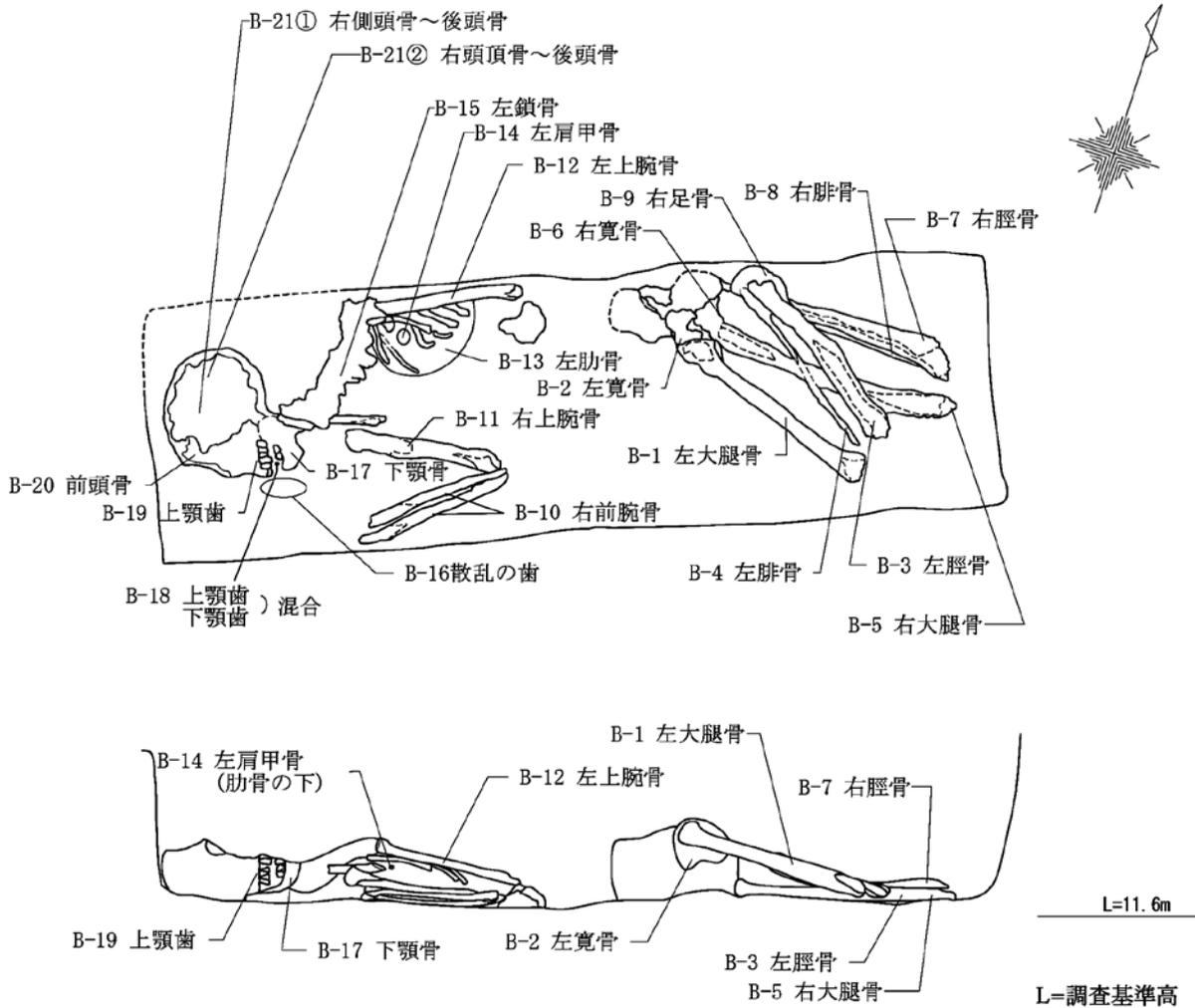


図 6-4-1 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所 2 号墓壙人骨平面図・側面図

鎖状態、歯の咬耗（摩耗）の程度、長管骨のつくる関節の骨変化、脊柱をつくる椎骨の加齢変化（棘の増大）などを総合的に検討して推定を行う。本人骨については骨の遺存状態が悪く対象となるのが、縫合のごく一部と咬耗の程度である。咬耗（摩耗）やう蝕については生業、食物の種類、個人の歯の性質、唾液腺の性質の違いなどの影響を受けること、あるいは時代によって程度が異なることが知られている。咬耗の程度のみで個体の年齢の推定を行うことはかなり危険であると考えられるので、両人骨の詳細な年齢推定は行わない。

歯式 (1号墓壙人骨)															
右上顎歯								左上顎歯							
/	M2	M1	/	P1	C	I2	I1	I1	I2	C	P1	P2	M1	M2	/
/	M2	M1	P2	P1	C	/	/	/	/	C	P1	P2	M1	M2	M3
右下顎歯								左下顎歯							
歯式 (2号墓壙人骨)															
右上顎歯								(破片)				左上顎歯			
/	M2	M1	P2	P1	C	I2	I1	I1	I2	C	/	P2	/	M2	M3
M3	/	M1	/	/	C	*I2	I1	I1	*I2	C	/	/	/	M2	M3
右下顎歯								(*矮小歯)				左下顎歯			
(/は不明) I1; 中切歯、I2; 側切歯、C; 犬歯、P1; 第一小臼歯、P2; 第二小臼歯、M1; 第一大臼歯、M2; 第二大臼歯、M3; 第三大臼歯															

3. 出土人骨の分析 一人骨の性別一

本人骨の性別について、残存する歯、頭蓋骨および左大腿骨の計測値比較により推定を試みる。

1) 男女の推定

(1) 歯冠の大きさによる推定

1号および2号墓壙人骨の歯冠について、藤田(1949)の方法に従い、頬舌径と近遠心径についてデジタルノギスを用いて計測した。2号墓壙人骨の矮小歯と判断される下顎側切歯および一般的に大きさに変異が大きく比較には使用しない第三大臼歯を除いた計測値を比較のための松村(1995)が報告

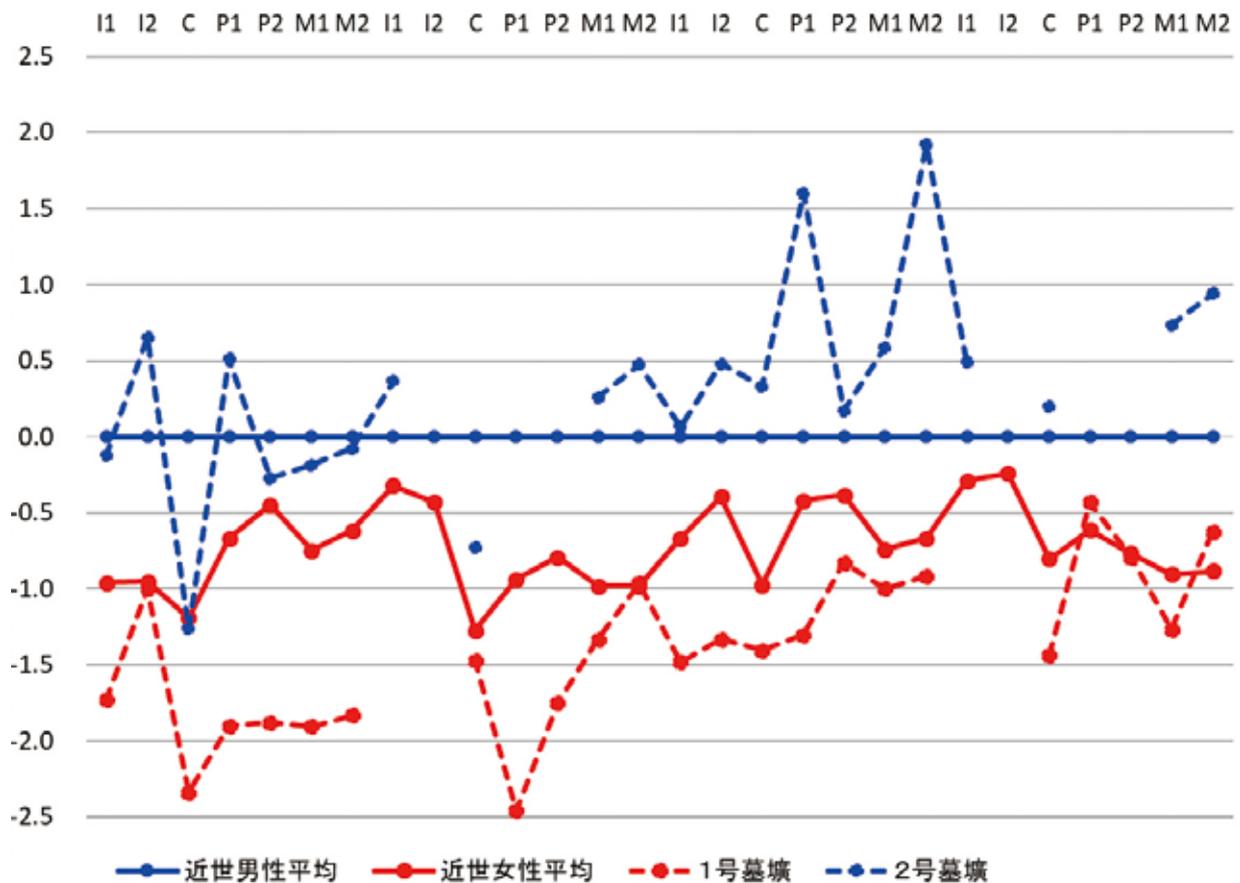


図 6-4-2 近世人男性を基準とした歯冠サイズの偏差折線図

表 6-4-1 歯冠計測値の比較 (mm)

	歯種	ミゲル1号墓壙人骨		ミゲル2号墓壙人骨		関東近世人 (Matsumura)				
		右側	左側	右側	左側	男性平均値	SD	女性平均値	SD	
頬舌径	上顎歯	I1	6.69	6.72	7.46	—	7.52	0.48	7.06	0.37
		I2	6.31	6.29	7.02	6.64	6.74	0.43	6.33	0.41
		C	7.42	7.55	7.99	7.60	8.66	0.53	8.03	0.46
		P1	8.70	8.70	9.93	—	9.67	0.51	9.33	0.46
		P2	—	8.46	9.39	10.02	9.55	0.58	9.29	0.43
		M1	10.65	10.96	11.75	—	11.87	0.64	11.39	0.50
		M2	10.57	11.07	11.94	12.71	12.00	0.78	11.52	0.59
	下顎歯	I1	—	—	5.93	5.79	5.78	0.41	5.65	0.27
		I2	—	—	(6.29)	(6.32)	6.29	0.42	6.11	0.27
		C	7.29	7.19	7.67	7.59	8.04	0.51	7.39	0.47
		P1	7.16	7.16	—	—	8.34	0.48	7.89	0.45
		P2	7.84	7.69	—	—	8.68	0.48	8.30	0.39
		M1	10.43	10.37	11.29	—	11.15	0.54	10.62	0.38
		M2	10.22	9.65	—	11.01	10.75	0.55	10.21	0.56
近遠心径	上顎歯	I1	7.89	7.67	8.82	—	8.78	0.6	8.38	0.38
		I2	6.52	6.49	7.39	7.02	7.16	0.48	6.97	0.54
		C	7.42	7.35	8.15	7.70	8.01	0.42	7.60	0.39
		P1	6.85	6.76	8.1	—	7.41	0.43	7.23	0.33
		P2	6.61	6.61	7.08	7.89	7.00	0.47	6.82	0.38
		M1	10.03	9.68	10.95	—	10.61	0.58	10.18	0.44
		M2	9.33	9.54	11.03	12.1	9.88	0.60	9.48	0.52
	下顎歯	I1	—	—	5.67	5.85	5.45	0.45	5.32	0.34
		I2	—	—	(5.09)	(8.06)	6.09	0.50	5.97	0.32
		C	6.40	6.29	7.15	7.11	7.06	0.46	6.69	0.37
		P1	7.13	6.95	—	—	7.32	0.44	7.05	0.34
		P2	7.11	7.05	—	—	7.45	0.43	7.12	0.43
		M1	10.91	11.17	12.19	—	11.72	0.64	11.14	0.41
		M2	10.96	10.93	—	12.04	11.39	0.69	10.78	0.56

—は欠損。右側優先で偏差折線に使用、右欠損の場合左を使用。()は矮小歯で使用せず。

した関東地方近世人(江戸時代)の男女の成績と共に表6-4-1に掲げた。1号墓壙人骨の歯のサイズは、計測できた歯は全て、男性の平均値よりも小さく、女性の平均値と比較しても、頬舌径で下顎 M2、近遠心径で下顎 P1、下顎 M2 を除いて小さい値を示した。図6-4-2は大きさの違いを視覚的にみるために関東近世人男性を基準線とした偏差折線図を描いたものである。グラフの左から上顎、下顎の頬舌径、続いて上顎、下顎の近遠心径となっている。この図から明らかなことは、1号墓壙人骨の歯のサイズは、近世人男性よりかなり小さいということである。男性の平均値はもとより、女性の平均値よりもかなり小さな値を示す計測項目が殆んどであることが分かる。また、グラフの目盛りは男性の標準偏差(SD)を示しているが、頬舌径の上顎犬歯(C)、下顎第一小臼歯(P1)の値は、-2.0よりも小さいため、統計学的には男性としては考えにくいサイズであることを示し、性別は女性と推定される。

2号墓壙人骨の歯冠は、関東近世人男性のサイズに比べ頬舌径において上顎犬歯(C)、下顎犬歯(C)で小さい値を示しているが、その他の頬舌径は近世男性人の平均に近いそれよりも大きく、また近遠心径については、計測できたすべての歯で近世男性平均値よりも大きい。また女性人骨(2試料)より

は格段に大きい。これらのことから、歯冠サイズから判断すると2号墓壙人骨は男性と推定される。

(2) 頭蓋の大きさによる推定

2号墓壙人骨の脳頭蓋(図6-4-7)では1項目ではあるが前後径(頭蓋最大長)が計測可能であったので、同時代の天福寺(福岡)近世、桑島(天草)近世、湯島(東京文京区)近世および近代関東人の各男・女の平均値と表6-4-2において比較を行った。

2号墓壙人骨の頭蓋最大長は183.0mmで、先ず比較女性人骨とは8~12mmの差をもってかなり大きい。男性5比較群の中では径の最も大きい湯島近世人183.5mmに次いで大きい。また、正中部での頭蓋の厚さも現地で予想したよりも厚く、このことから性別は男性と推測される。

表6-4-2 頭蓋最大長の比較 (mm)

		n	平均値
2号墓壙人骨			183.0
男性	天福寺近世	38	182.6
	桑島近世	13	180.1
	湯島近世	92	183.5
	関東近代	143	178.9
女性	天福寺近世	38	174.7
	桑島近世	4	172.6
	湯島近世	60	173.2
	関東近代	82	170.8

(3) 大腿骨の大きさによる推定

2号墓壙人骨の大腿骨(図6-4-8)は、骨体中央部および大腿骨骨頭の2ヶ所での計測が行えた。計測結果を表6-4-3において桑島近世人の男・女および西北九州現代人の男・女の平均値と比較してみた。2号墓壙人骨の大腿骨骨頭の計測値(No.18、19)は、桑島近世人および西北九州現代人の男性よりもやや小さく、骨体中央部の中央周82.0mmも同様にやや小さく骨頭および骨体はやや華奢である。しかし近世および現代の女性の計測値(中央周)と比較すると6~7mmの差をもちかなり大きいものとなっている。したがって大腿骨の大きさから性別は男性と推測される。

表6-4-3 大腿骨計測値 (左側、mm)

		桑島近世人(左側)						
		男性			女性			
2号墓壙人骨		N	M	S.D.	N	M	S.D.	
6	中央矢状径	26.7	14	27.11	2.38	7	24.26	1.24
7	中央横径	24.4	16	25.23	2.32	7	23.44	1.12
8	中央周	82.0	14	84.00	4.89	7	75.77	2.59
18	頭垂直径	43.2*	12	43.62	4.29	7	38.77	7.33
19	頭矢状径	42.8*	10	43.75	2.47	7	38.3	1.58
		西北九州現代人(左側)						
		男性			女性			
2号墓壙人骨		N	M	S.D.	N	M	S.D.	
6	中央矢状径	26.7	52	27.75	1.88	29	24.79	1.52
7	中央横径	24.4	52	26.27	1.67	29	23.83	1.39
8	中央周	82.0	52	84.06	4.66	29	75.28	2.59
18	頭垂直径	43.2*	51	45.45	2.01	29	40.07	1.75
19	頭矢状径	42.8*	51	45.18	2	29	39.79	1.72

※は右側



图 6-4-3 1号墓壙人骨 (残存齿)



图 6-4-4 1号墓壙人骨
(左侧头骨锥体部)



图 6-4-6 2号墓壙人骨 (残存齿)



图 6-4-5 1号墓壙人骨 (四肢长幹骨)



图 6-4-7 2号墓壙人骨 (头盖骨)



图 6-4-8 2号墓壙人骨 (左大腿骨)

まとめ

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の1号および2号墓壙から出土した2体の人骨について精査した結果、年齢は、歯の萌出状態、歯根の形成状態、歯冠の咬耗の程度から1号、2号ともに成人と推定された。また、2号墓壙人骨の大腿骨骨頭は既に化骨癒合しており、これからも成人であることが支持された。

歯は多くが遺存しており、その歯冠の大きさから1号墓壙人骨の性別は女性、2号墓壙人骨は男性と推定された。また、2号墓壙人骨については頭蓋最大長および大腿骨の一部の計測が可能であり、同時代の近世人および近・現代人の男・女性と比較した結果、これからも男性と推定された。

(わけべ てつあき 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科肉眼解剖学分野客員研究員、
前長崎医療技術専門学校校長)

(さいき かずのぶ 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科肉眼解剖学分野講師)

(つるもと としゆき 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科肉眼解剖学分野教授)

参考文献

- 金田義夫 (1957) : 日本人の永久歯における歯根完成時期の研究, 歯科月報 . 30 : 165 - 172.
- 藤田恒太郎 (1965) : 歯の話, 岩波書店 . 東京 : 57-98.
- 藤田恒太郎 (1949) : 歯の計測基準について, 人類学雑誌 .61 : 27-32.
- Matsumura, H. (1995) : A microevolutional history of the Japanese people as viewed from dental morphology. National Science Museum Monographs 9.
- 栄田和行 (1967) : 西北九州人大腿骨の人類学的研究, 長崎医学会雑誌 .42:313-324.
- 立志悟郎 (1970) : 熊本県牛深市桑島出土の江戸時代人下肢骨の人類学的研究, 熊本医学会雑誌 . 44:1092-1129.
- 立志悟郎 (1970) : 熊本県牛深市桑島出土の江戸時代人頭骨の人類学的研究, 熊本医学会雑誌 . 44:1031-1091.
- 中橋孝博 (1987) : 福岡市天福寺出土の江戸時代人頭骨, 人類学雑誌 .95:89-106.
- 森田茂, 河越逸行 (1960) : 湯島無縁坂出土の江戸時代人頭蓋骨の人類学的研究補遺, 人類学雑誌 .67:38-55.
- 森田茂 (1924) : 関東地方人頭蓋骨の人類学的研究, 東京慈恵会医科大学解剖学教室業績集 .3:1-59

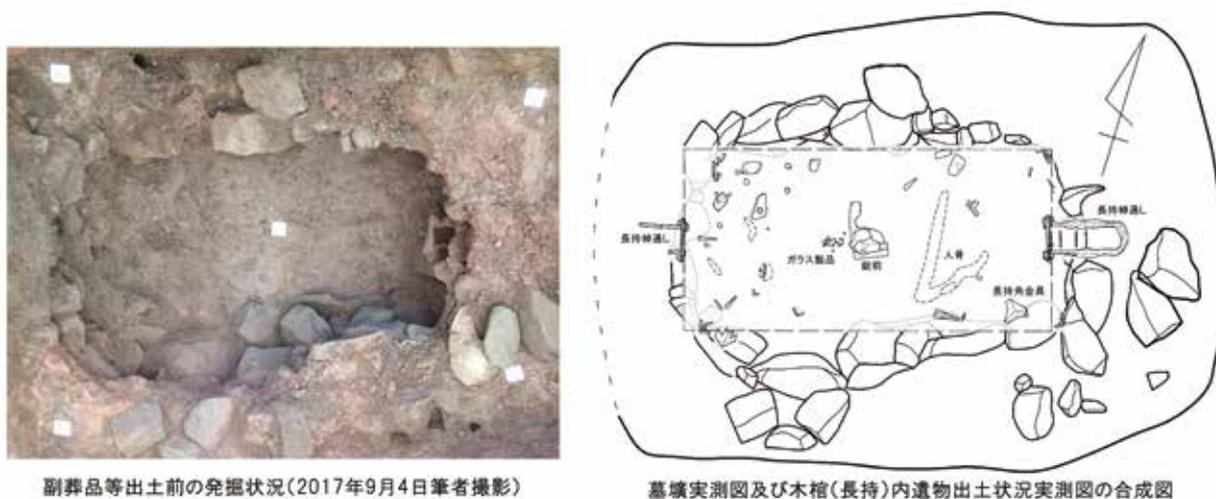
5. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所出土品の科学的調査

長崎県埋蔵文化財センター 片多雅樹
近藤佳恵

(1) はじめに

長崎県諫早市多良見町に所在する天正遣欧少年使節団の一人である千々石ミゲル夫妻伊木力墓所（遺跡登録名称「千々石ミゲル墓所推定地」）の第3次発掘調査が、千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会（立石暁会長）によって2017年（平成29年）8月20日～9月19日に実施され、多くの出土品と共に埋葬施設が検出された。石槨の中に長持を転用した木棺が納められており、女性の人骨と共にキリシタン信仰具を副葬していたことが判明する等、大きな成果が得られた（図6-5-1）。この成果は、発掘調査報告書にまとめられ、各専門家による詳細な考察を踏まえて「報告編」と「分析・考察編」の2冊が2019年3月に刊行されている。この報告書の中で筆者も「出土遺物の科学的調査」と題して報告しているが、紙面の関係上、十分な報告ができなかったため、この場を借りて補完したい。また、第4次調査が千々石ミゲル墓所調査プロジェクト（浅田昌彦代表）によって2021年（令和3年）8月23日から9月28日にかけて実施され、人骨及び棺材として使用された釘が出土している。

ここでは、長崎県埋蔵文化財センターにて実施した、第3次調査出土のガラス製品や木棺（長持）の金具など約700点と、第4次調査出土の釘約100点に関する保存処理及び科学的調査について材質別（金属製品、ガラス製品、有機質資料）に報告する。



副葬品等出土前の発掘状況(2017年9月4日筆者撮影)

墓壇実測図及び木棺(長持)内遺物出土状況実測図の合成図

図 6-5-1 第3次調査墓壇俯瞰写真と出土品検出状況実測図

(2) 出土品の保存処理

◆第3次調査出土品の保存処理（2017年10月10日～2018年1月5日）

3次調査では200点を超える金属製品が出土している。その多くは木棺に転用された長持の金具や釘と考えられる鉄製品で、その他は銅銭2点と銅製品1点が出土している。これらの金属製品は長崎県埋蔵文化財センターに搬入され保存処理を施した（註1）。

遺跡から出土する金属製品の多くは錆びた状態で出土し、埋土中の土や砂を噛みこみ元の形状が分か

らなくなっている。また破片に崩壊した状態のものもあり、顕微鏡観察やレントゲン撮影等事前調査を実施しながら錆取り作業を実施し、元の形状を復元、また樹脂含浸等強化処理を施すことで後世に遺し、かつ展示等活用できる状態になる。保存処理の工程は主に鉄製品と銅製品に大別されるが、いずれも透過X線撮影等事前調査を実施したのち、錆取り作業（鉄製品は精密グラインダーやエアブラシを、銅製品は顕微鏡下で解剖用メスを用いた）⇒脱塩処理（銅製品はBTA（ベンゾ・トリ・アゾール）処理）

⇒アクリル樹脂含浸強化処理⇒接合・修復を実施した（図6-5-2）。各資料の詳細は『千々石ミゲル夫妻伊木力墓所発掘調査報告書【報告編】』に詳しく報告されており（千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会 2019a）、そちらを参照いただきたい。

◆4次調査出土品の保存処理（2022年3月15日～4月14日実施）（註2）

預かり受けた金属製品は鉄釘104点で、木片と見られる有機物が付着残存していた。

従来の金属保存処理工程では、処理前写真撮影・透過X線撮影で観察した後メスやグラインダーを使って付着している土や錆を落としていくが、今回は釘に付着している木片ごと保存するため、硬さの異なる筆を使い分け土などを落とし、筆で除去できない硬い土や錆などには竹串を用いて錆取り・クリーニング作業を行った。その後、これ以上の劣化を防ぐためアクリル樹脂（パラロイドNAD10（20%））含浸強化処理を施した（図6-5-3）。



図6-5-2 3次調査出土「棹通し金具 No.84 (I-10)」の保存処理



図6-5-3 4次調査出土「釘」の保存処理

(3) ガラス製品

第3次調査では68点のガラス製品が副葬品として出土している(表6-5-1)。ここでは、ガラスビーズと板ガラスに分けて調査結果を報告する。

表 6-5-1 ガラス製品一覧

資料ID (2019 報告)	本報告	出土遺構	層位	資料名	色調	蛍光 X 線分析	点数
Miguel 第3次-No.41	I-1-1	棺内	B-2	コイルビーズ	白色	鉛ガラス	1
Miguel 第3次-No.50-1~2	I-1-2-3	棺内	A- 棺床	ガラス玉	白色	鉛ガラス	2
Miguel 第3次-No.50-3~9	I-1-4~10	棺内	A- 棺床	ガラス玉	青色	アルカリガラス	7
Miguel 第3次-No.50-10	I-1-11	棺内	A- 棺床	ガラス玉	紺色	鉛ガラス	1
Miguel 第3次-No.50-11	I-1-12	棺内	A- 棺床	ガラス玉	黒色	アルカリガラス	1
Miguel 第3次-No.50-12	I-1-13	棺内	A- 棺床	ガラス玉	黒色	鉛ガラス	1
Miguel 第3次-No.50-13~58	I-1-14~59	棺内	A- 棺床	ガラス玉	琥珀色	アルカリガラス	46
Miguel 第3次-No.51	I-2	棺内	A- 棺床	板ガラス (1/2 残存)	水色	アルカリガラス	1
Miguel 第3次-No.52-1~8	I-1-60	棺内	A- 棺床	板ガラス (小片)	白色	鉛ガラス	8

ガラス製品点数計：68

①ガラスビーズ

ガラスビーズは59点出土しており、事前に蒸留水に浸漬した状態で筆や竹串を用いてクリーニングを実施した。ビーズ孔内土壌のクリーニングは顕微鏡下で実施し、ビーズを連結する際に使用されたであろう紐などが残存していないか確認も行った結果、No.41 (I-1-1) のコイルビーズの孔内から紐状の残存物が見つかった(図6-5-13-⑧)。クリーニング作業でビーズ孔内が貫通したことで、テグスにより連結させ調査に供した。

まず透過 X 線撮影(レントゲン撮影)を実施した。X 線は同じ材質であれば厚みがあるほど、同じような厚みであれば密度が高い物質ほど吸収されるため、その透過画像の濃淡から、ある程度の材質を検証することができる。テグスで連結した状態で撮影したガラスビーズのレントゲン写真(図6-5-4)からは、黒く映った5点は鉛ガラス、淡く灰色に映った54点はアルカリガラスであると予想された。

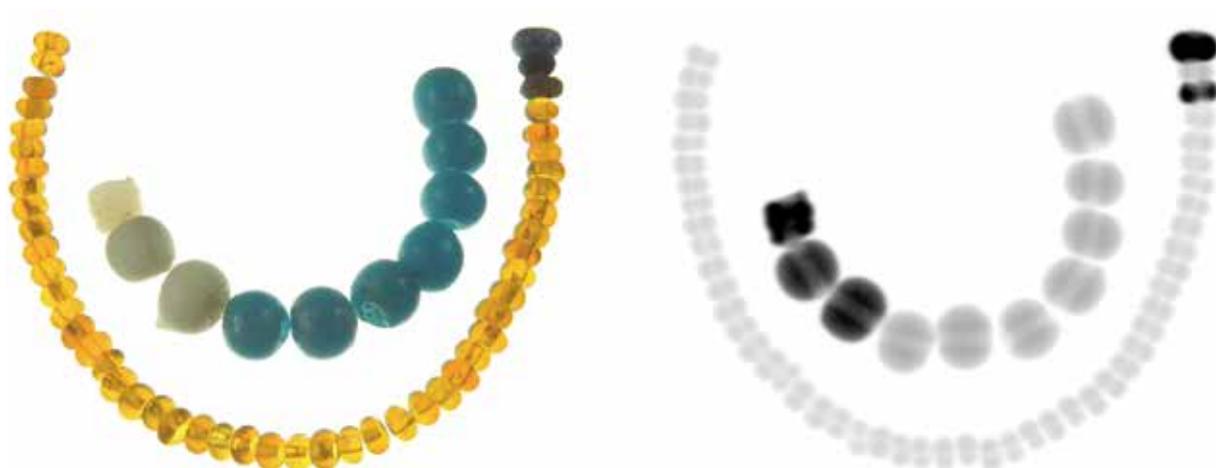


図 6-5-4 ガラス製玉類のレントゲン写真
『鉛ガラス』は濃く、『アルカリガラス』は淡く映る。

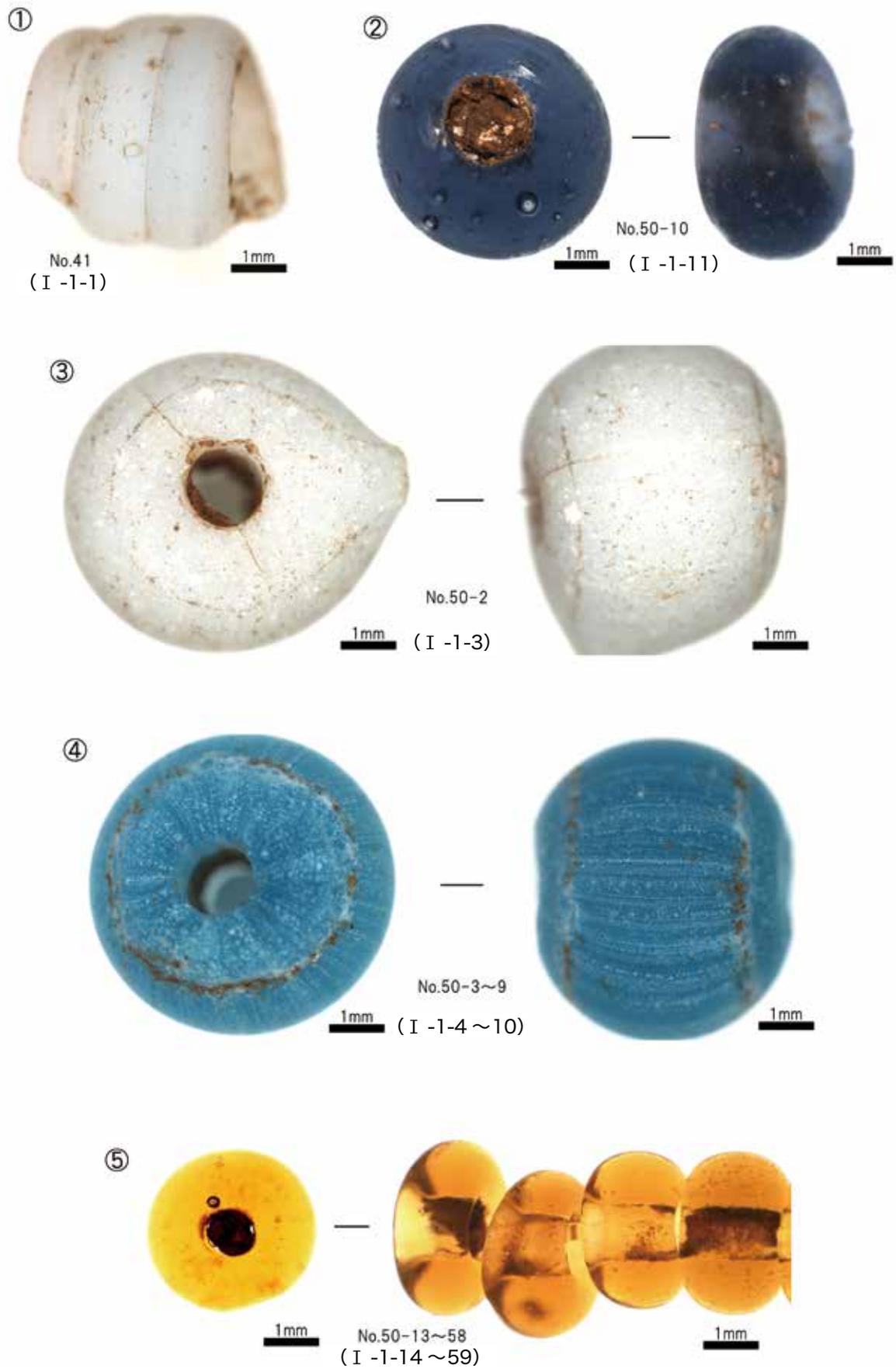


図 6-5-5 ガラスビーズの顕微鏡写真

次に顕微鏡観察を実施した。顕微鏡下で拡大し気泡の流れ等を観ることで、コイルビーズ（図6-5-5-①）と紺色ビーズ（図6-5-5-②）の2点は「巻きつけ技法」、それ以外のビーズは気泡が孔と平行に流れていることから「引き伸ばし技法」で作成されていると分かった（註3）。また、白色ビーズ（No.50-1,2）と青色ビーズ（No.50-3～9）は、いずれも孔の付近に同心円状のキズが観察され（図6-5-5-③、④）、これらが摩擦を伴う使用に因るものであれば、この擦削痕からロザリオの可能性が示唆されている（浅野 2019b）。

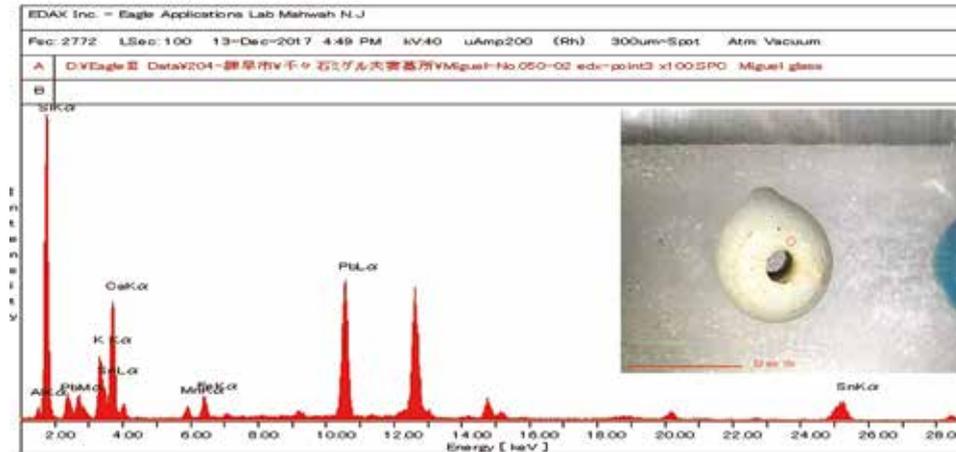


図 6-5-6 ガラス製品 No.50-2 (I-1-2) の蛍光 X 線分析スペクトル (鉛ガラス)

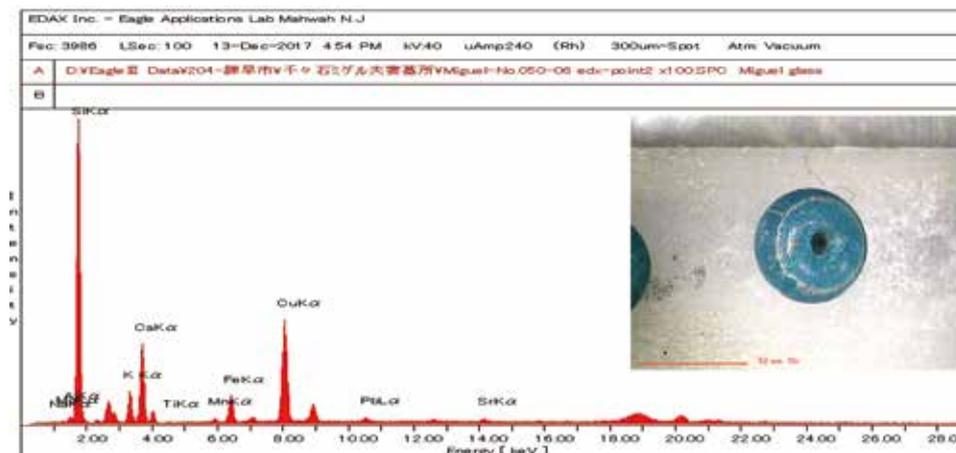


図 6-5-7 ガラス製品 No.50-3 (I-1-4) の蛍光 X 線分析スペクトル (アルカリガラス)

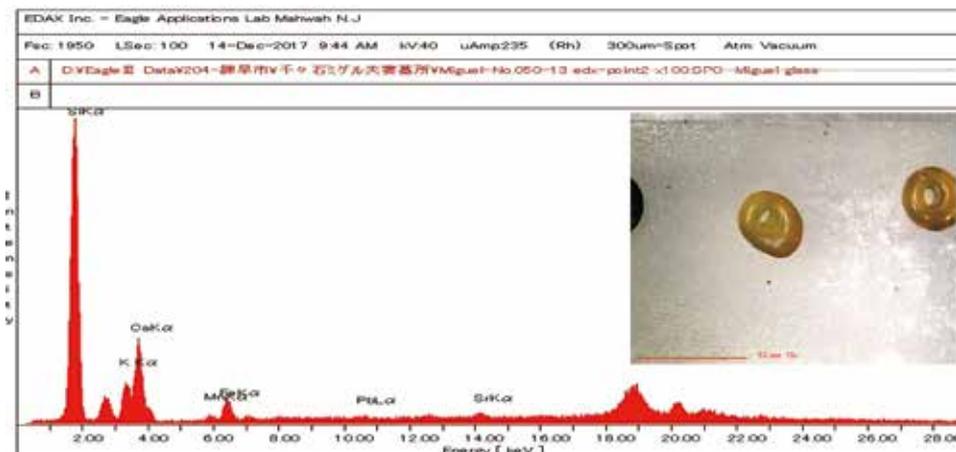


図 6-5-8 ガラス製品 No.50-13 (I-1-14) の蛍光 X 線分析スペクトル (アルカリガラス)

ガラスビーズ全点に関して蛍光 X 線分析による成分分析を実施した。蛍光 X 線分析法では、資料に X 線を照射することで資料表面から発生する特性 X 線 (= 蛍光 X 線) の強度を調べることにより、対象に含まれる元素の種類と含有量を調べることができる。今回使用したエネルギー分散型蛍光 X 線分析装置の仕様は次のとおり。米国 AMETEK 社製: EAGLE III XXL。上面照射式で、照射径は 0.3mmΦ。Rh (ロジウム) 管球、半導体検出器 (SDD 検出器) で検出器の冷却に液体窒素を要する。分析条件は、管電圧 40kV、管電流は抵抗値によって自動設定とし、真空雰囲気中で測定時間は 100 秒で実施した。

代表的な分析スペクトルを図 6-5-6~8 に示す。分析スペクトルの横軸は蛍光 X 線のエネルギー値 [keV] で、検出された元素によって固有のエネルギー値にピークが現れる。縦軸は検出された蛍光 X 線の量 [cps] を表し、ピークの高さが検出した元素の含有量を概ね示す。

分析の結果、コイルビーズ (No.41) と白色 (No.50-1,2: 図 6-5-6)、紺色 (No.50-10)、黒色 (No.50-12) のビーズは『鉛ガラス』で、その他の青色 (No.50-3~9: 図 6-5-7)、黒色 (No.50-11)、琥珀色 (No.50-13~58: 図 6-5-8) は『アルカリガラス』のなかでも『ソーダ石灰ガラス』という種類のガラスであると分かった。この結果はレントゲン撮影結果とも一致する。

②板ガラス

板ガラスは 2 種 9 点出土している (図 6-5-9)。No.51 (I-2) は薄い水色を呈し元々楕円形であったものが半欠した状態で薄い水色を呈す。縁は丁寧に打ち搔いて成形されている。蛍光 X 線分析の結果、主成分であるケイ素 (Si) とカルシウム (Ca) を多く検出したことから、ソーダ石灰ガラスで鉄 (Fe) やマンガン (Mn) で着色されていると考えられる (図 6-5-10)。No.52 (I-1-60) は 8 破片検出されており、いずれも同一用途のものと考えられる。元々「貝殻片」とされていたが、顕微鏡下で観察したところ表面に、層状に剥離するような白色物が観察され、鉛ガラスの風化層に似た様相を呈していた。蛍光 X 線分析の結果、主成分であるケイ素 (Si) と鉛 (Pb) を多く検出したことから、鉛ガラスであることが判明した (図 6-5-11)。

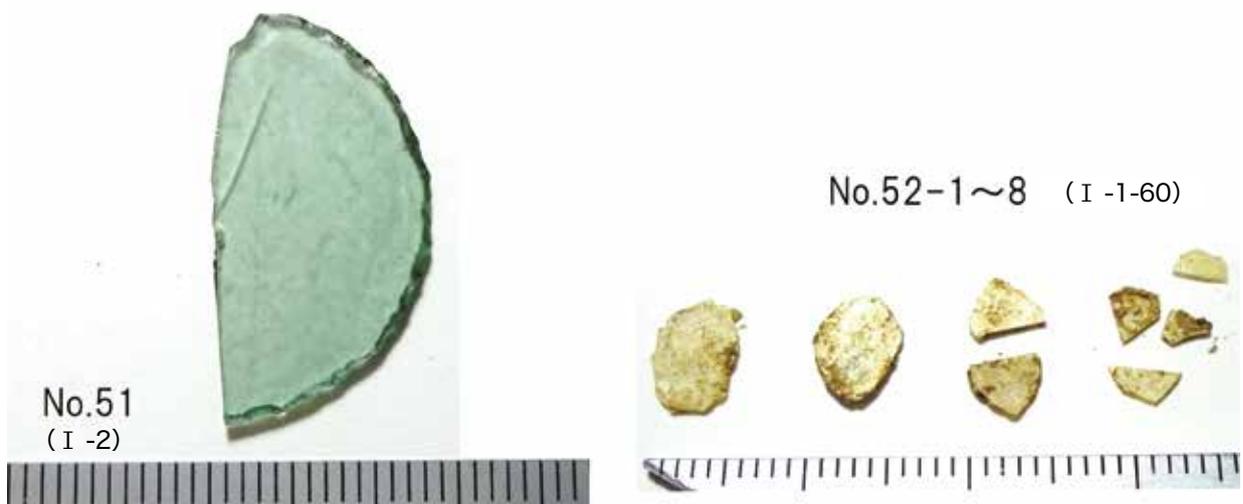


図 6-5-9 板ガラス

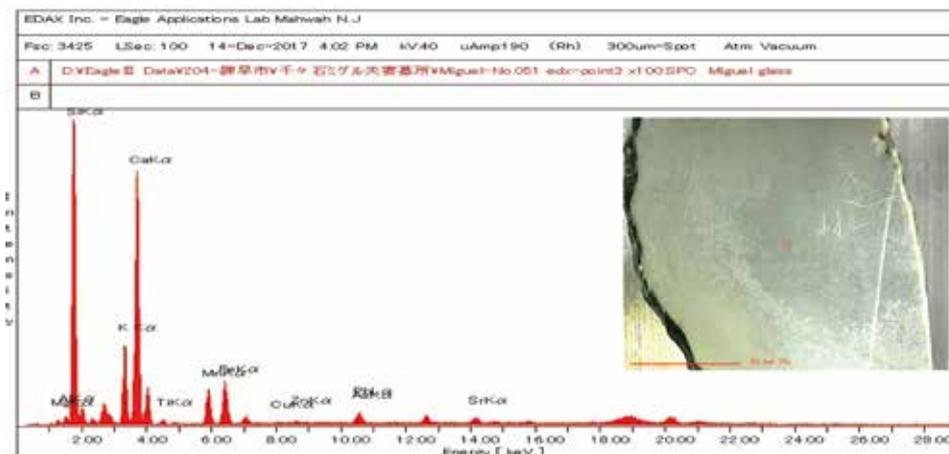


図 6-5-10 ガラス製品 No.51 (I-2) の蛍光 X 線分析スペクトル (アルカリガラス)

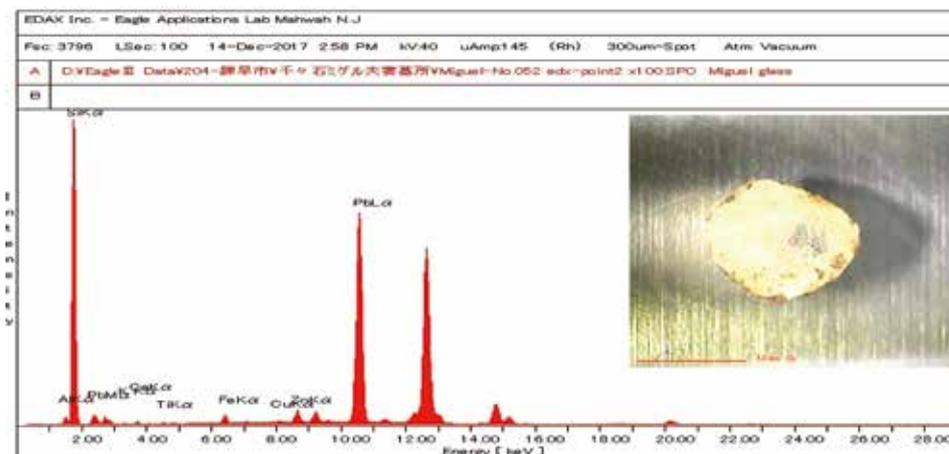


図 6-5-11 ガラス製品 No.52 (I-1-60) の蛍光 X 線分析スペクトル (鉛ガラス)

(4) 有機質資料

第3次調査では、発掘調査で出た土壌を篩にかけて微細な資料も極力検出する努力が成されていた。長崎県埋蔵文化財センターに搬入された資料の中にも、これら篩作業等によって検出された有機質資料があり(表2)、主に顕微鏡観察を実施した結果を記す。ガラスビーズの項で前述のように、No.41 (I-1-1) コイルビーズの孔内をクリーニングした際に、残存土壌の中から紐状の物質が見つかった(図6-5-13-⑧)。単繊維を捻ったような様相だが繊維質は残っておらず、コイルビーズの鉛成分が浸透し辛うじて形状を保っていたものと思われる。

No.100 (I-3) は当初、紙ではないかとされており、発掘当初から湿らせた状態で保管されていた(図6-5-12-①)。墨書の有無を確認するため赤外線写真を撮影したが、赤外線に反応するような炭の痕跡は観られなかった(図6-5-12-②)。顕微鏡観察でも濡れた状態では表面の様相が確認し辛かったため、小片1片を乾燥させてみたところ、単繊維が不規則に絡まる様相が観察された(図6-5-12-③)。これはフェルト(不織布)に似た様相であり(図6-5-12-④)、本資料は聖遺物(聖人の衣服の切れ端)であった可能性も考えられる。

表2 有機質資料一覧

資料ID (2019)	本報告	出土遺構	層位	資料名	備考	点数
Miguel 第3次-No.041	I-1-42	棺内	B-2	ビーズ連結用の紐か	ガラス玉孔内残存物	1
Miguel 第3次-No.087	I-4	棺内	A-2	漆塗り皮製品か	表面は漆塗膜のちぢみのような様相	1
Miguel 第3次-No.100	I-3	棺内	B-2	フェルトか	不織布のような様相	3
Miguel 第3次-No.102-1	I-4	棺内	A-2	獣皮か	毛穴のような様相	1
Miguel 第3次-No.102-2		棺内	A-2	紐	単繊維を捻った紐状の様相	1
Miguel 第3次-No.102-3		棺内	A-2	漆塗膜片か	漆塗膜のちぢみのような様相	1
Miguel 第3次-No.102-4		棺内	A-2	漆塗膜片か	漆塗膜のちぢみのような様相	1

有機質資料点数計：9

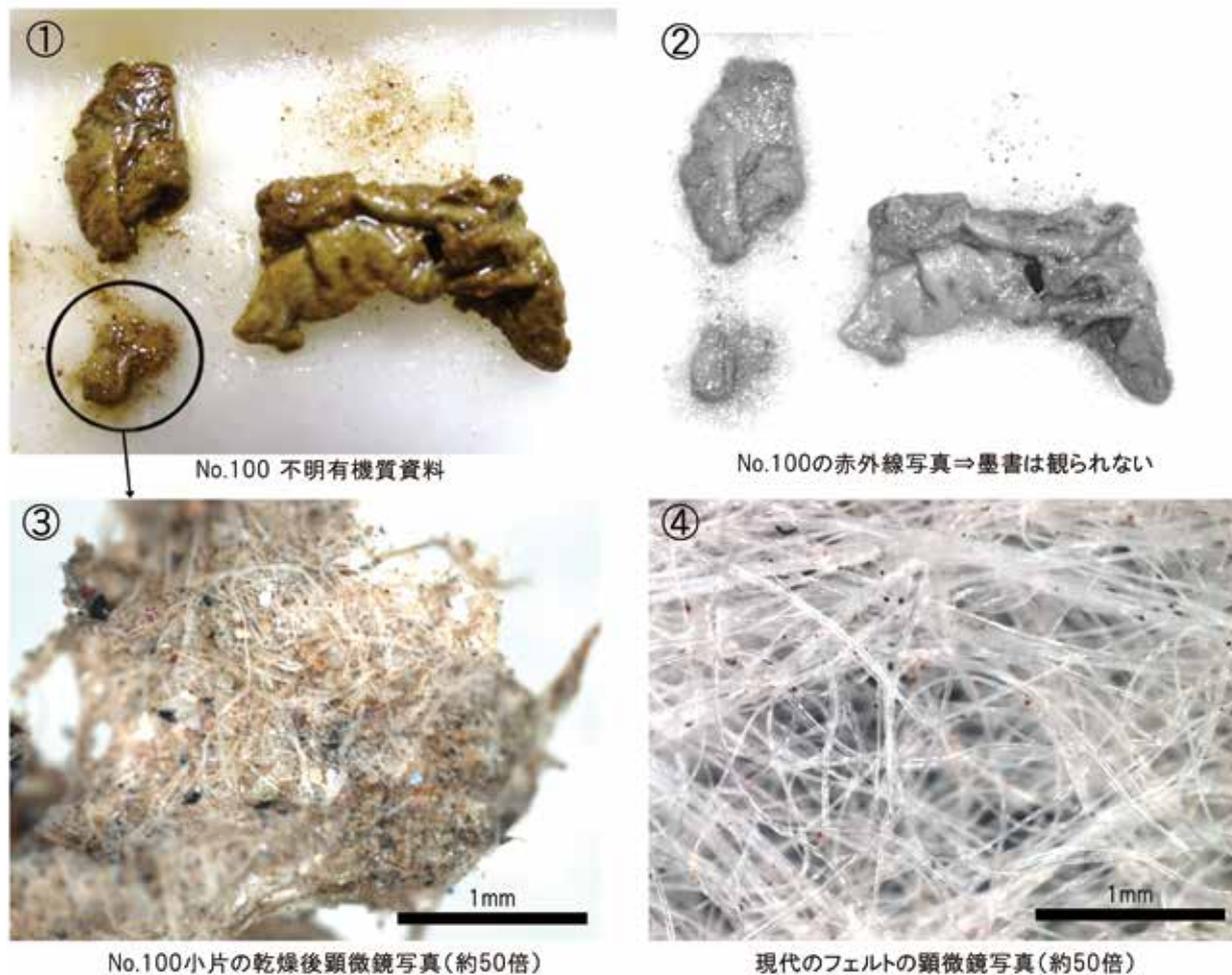


図 6-5-12 No.100 (I-3) の赤外線写真及び顕微鏡写真

No.87は1cmに満たない小片であるが(図6-5-13-①)、表面に漆のちぢみの様な様相が観察され(図6-5-13-②)、何かしらの支持体に漆を施した漆製品の破片であった可能性がある。No.102-1(図6-5-13-③)は毛穴から生えている産毛のようなものが観察され(図6-5-13-④)、獣の皮又は樹皮ではないかと考えられる。No.102-2(図6-5-13-⑤)は数十本の単繊維を束ねて捻った紐状の資料で(図6-5-13-⑥)、恐らく麻などの植物性繊維であると考えられる。No.102-3,4(図6-5-13-⑦)は、黒い膜状資料で、表面に細かく波打つようなちぢみが観られるため、漆塗膜の破片ではないかと考えられる。

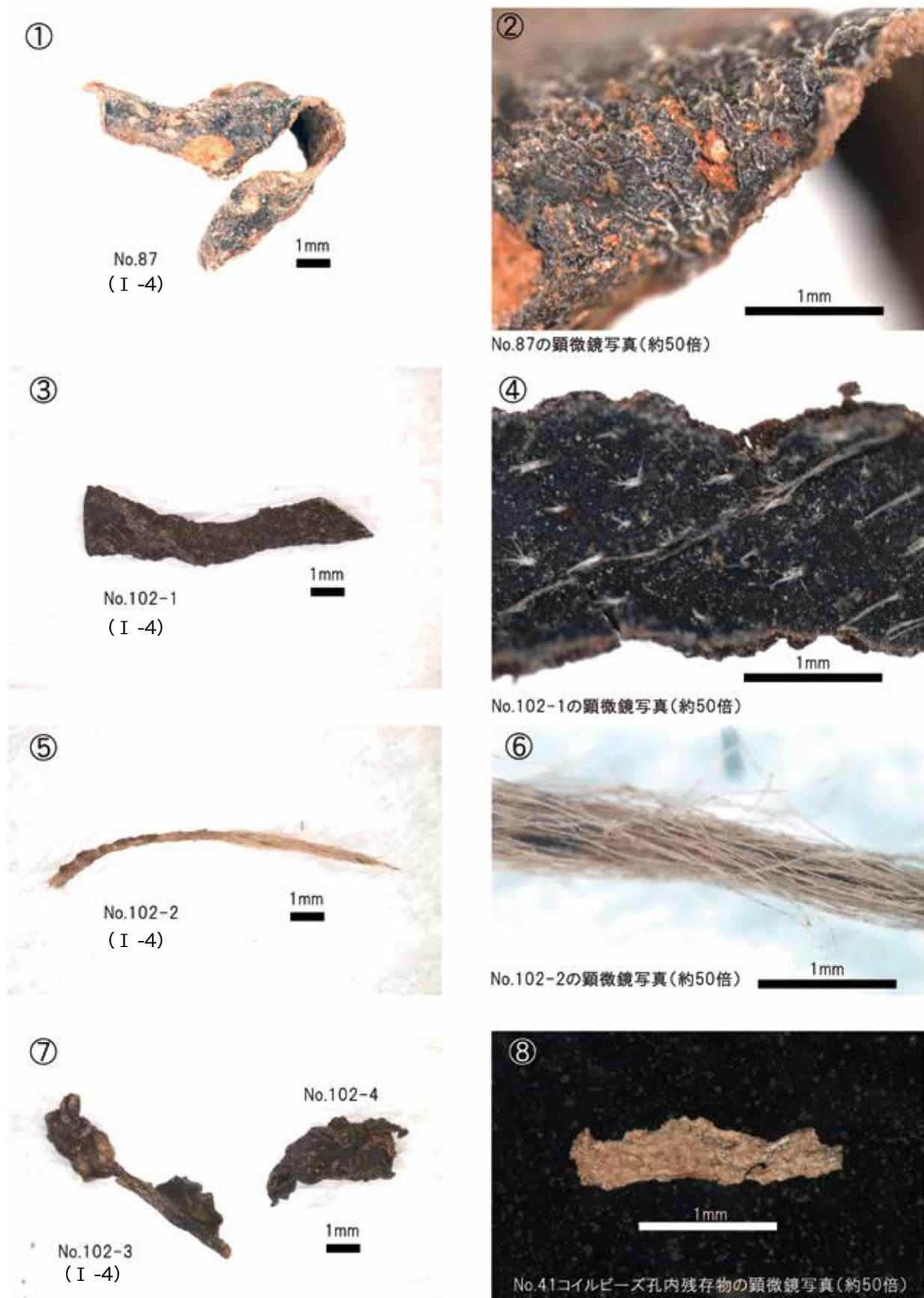


図 6-5-13 有機質資料の顕微鏡写真

(5) まとめ

ここまで、千々石ミゲル夫妻伊木力墓所第3次調査及び4次調査出土品の保存処理及び調査分析結果について記してきたが、世界史的ともいわれるこれら出土品の調査に関われたことを幸運に感じている。他方で、300点を超える金属製品の保存処理と、68点のガラス製品の調査を実施するには期間があまりにも短く、十分な調査が実施できなかったことが悔やまれるが、本報告が今後のキリシタン信仰具研究推進の一助となれば幸いである。

(かたた まさき 長崎県埋蔵文化財センター調査課係長)

(こんどう よしえ 長崎県埋蔵文化財センター調査課文化財調査員)

- (1) 3次調査出土品の保存処理作業は、片多指導のもと文化財調査員(当時) 鮫島葵が実施した。
- (2) 4次調査出土品の保存処理作業は、近藤佳恵が実施した。
- (3) No.50-12は腐食が著しく気泡の流れ等観察できなかった。

【引用・参考文献】

千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会 2019a 『千々石ミゲル夫妻伊木力墓所発掘調査(第1次～第3次) 報告書 報告編』

千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会 2019b 『千々石ミゲル夫妻伊木力墓所発掘調査(第1次～第3次) 報告書分析・考察編』

6. 千々石ミゲル妻墓所出土遺物について

後藤晃一

千々石ミゲル妻墓所出土遺物の遺物構成は、ガラス板、ガラス玉、わずかな繊維質物質、そして紙かフェルトのようなものからなる。この遺物がキリスト教関連遺物であるかどうかを検証するために、大きく2つの視点から考察することとする。

一つは現存しているキリスト教信心具が、仮に千々石ミゲル妻墓所出土遺物と同じ環境下で発見されたとした場合に、どういった形で残りうるかを検証する。もう一つの視点としては、個別の遺物の中でも、特に特徴的なガラス板に焦点をあてて検証することとする。

(1) 類例資料の検証

まずは千々石ミゲル妻墓所出土遺物と同じ出土環境下に置かれた場合に、同様なものが残存する可能性のある、キリスト教信心具の類例を見ていくこととする。神戸市立博物館所蔵の福井医家伝世資料の中に可能性の高い資料があるので、それについて見ていくこととする。

1) 神の子羊図聖牌①・②（神戸市立博物館所蔵）

アニュス・ディと呼ばれる神の子羊を象った聖牌である。ガラス板の中は蠟で作られていると考えられる。周囲は、2, 3種類の大きさの黒のガラス玉が多数つながれており、それによって装飾されている。

(1) については、蠟に象られた像が鮮明でないため、はっきりとは分からないが、恐らく子羊と無原罪の聖母が象られているものと考えられる（図6-6-①～③）。周囲は大きく2種類のガラス玉で装飾され、ガラス板の周囲を取り囲む23個の玉（中サイズ）と、さらに小さい直径1mmほどの多数のビーズ玉（小サイズ）から構成される。この中サイズの玉は、2.5mm～3.0mmほどの範囲のサイズ幅がみてとれる。中サイズの玉は両面で46個、さらに周囲にも確認できるので、全部で50～60個ほどあったと考えられる。因みに、この千々石ミゲル妻墓所出土ガラス玉は直径3.0mmであり、この中サイズの玉に近い。しかし多数見られる小サイズの玉は、千々石ミゲル妻墓所出土ガラス玉にはない。

この資料が仮に千々石ミゲル妻墓所のような土中に置かれていたとすると、まず中の蠟製品は残存しないであろう。またビーズ玉をつなげていた糸、繊維も残りにくいであろう。推定千々石ミゲル妻墓所では繊維質のものがわずかに確認できているので、一部は残るかもしれない。

したがって、この資料が土中で残るとしたら、楕円形のガラス板とガラス玉ということになる。

(2) については、資料の保存状況から片方の面しか調査できなかったが、蠟に象られた図像は、神の子羊の像がはっきりと確認できる（図6-6-2）。

ガラス板の周囲には大きく大・中・小の三種類のサイズのガラス玉が巡る。大サイズのガラス玉は目視できる範囲で聖牌の側面に32個確認でき、ガラス板の縁を巡るように小サイズと中サイズのガラス玉が多数配されている。ガラス板の内側には、青色と金色の紐状のものが交互に撚られてめぐる。

この聖牌が仮に千々石ミゲル妻墓所のような土中に置かれていたとすると、①と同様に楕円形のガラス板とガラス玉が残ることになる。



図 6-6-1-①



図 6-6-1-②



図 6-6-1-③

図 6-6-1-①、②、③ (1) 神の子羊図聖牌
(神戸市立博物館蔵)



図 6-6-2 (2) 神の子羊図聖牌
(神戸市立博物館蔵)

2) 笞打ちのキリスト図聖牌 (神戸市立博物館所蔵)

長径は、上部のリング部分まで入れると 4.5cm、本体部分では長径 4.25cm、短径 3.3cm である (図 3)。周囲を糸状のもので装飾し、「笞打ち」キリスト図を描いた銅版画が詰め込まれている。銅版画は上にガラス板がかぶせられているが、割れており、半分ほど欠損している。ガラス破損の時期は不明であるが、当時から一部欠損していた可能性もある。

周囲の装飾部分については、約 2.5mm の青色ガラス玉が側面に 24 個、同じく青色のガラス玉が、ガラス板の周囲に 24 個確認できる。側面のガラス玉とガラス板周辺のガラス玉は同サイズ、同色、同種のガラス玉と考えられる。また周囲と側面の青色ガラス玉の間をつなぐように、灰黒色のリング連結状の装飾が糸を覆っており、その数は、やはり同じく 24 個である。聖画を覆うガラス板が破損しているために、裏返すことができず、裏面については不明である。

ガラス板の正確なサイズは周縁部が装飾の下にはめ込まれているため不明であるが、長径 3cm、短径 2cm ほどと考えられる。

この資料が仮に千々石ミゲル妻墓所のような土中に置かれていたとすると、まず中の銅版画は残存しにくいであろう。また周囲を装飾していた糸状の繊維、ビーズ玉をつなげていた糸等も残りにくいであろう。ただ、千々石ミゲル妻墓所では繊維質のものがわずかに確認できているので、一部は残るかもしれない。また、糸を巻いた灰黒色のリング連結状の装飾については、その素材が不明なために、残存の可能性は推測が難しいが、金属であれば残るであろう。

したがって、この資料が土中で残るとしたら、楕円形のガラス板の破片と青色のガラス玉および灰黒色のリング連結状の装飾ということになる。

以上、神の子羊図聖牌①・②、笞打ちのキリスト図聖牌が千々石ミゲル妻墓所と同じような環境下で発見されたとすると、ガラス板と複数のガラス玉、繊維質のものが残るという点で合致する。ただ神の子羊図聖牌①・②については、2.5mm～3.0mmの中サイズの玉については、大きさ形態ともに千々石ミゲル妻墓所出土遺物と一致するが、他に多数の小サイズの玉が残るはずであり、その点で異なる。また、中に入っているのが蠟で象られたものであり、紙などは残らない。それに対して笞打ちのキリスト図聖牌については、玉のサイズも近く（図6-6-4）、数も見えているだけでは48個、裏は不明だが、仮に同様にあったとしても千々石ミゲル妻墓所出土遺物と大きくかけ離れるものではない。しかもガラス板の下には銅版画の聖画が入れられており、千々石ミゲル妻墓所出土遺物に紙のようなものが残っている点と符合する。したがって千々石ミゲル妻墓所と同じような環境下で発見された場合は、笞打ちのキリスト図聖牌のようなものが可能性として考えられる。



図 6-6-3 笞打ちのキリスト図聖牌
(神戸市立博物館蔵)



図 6-6-4
玉のサイズ比較

左：千々石ミゲル妻墓所
出土遺物
右：笞打ちのキリスト図
聖牌

(2) ガラス板の検証

まず、日本二十六聖人記念館に所蔵されている大分市丹生出土のガラス板についてみる。

昭和 40 (1965) 年、大分県大分市の丹生台地小原地区の畑で、高さ 27cm、口径 11cm の備前焼の壺の中に入った状態で発見された資料である。壺の中には、このガラス板 2 枚以外に、木彫「聖母子」1 点、黒檀製像十字架のキリスト 1 点、木製のロザリオの珠 3 組、真鍮製十字架 1 点、箱付きの真鍮製十字架 1 点、メダイ 9 点、嵌め込み型のメダイ 1 点、ホステアが 1 点入っていた。壺は備前焼で玉縁状の口縁部を有し、頸部は短く直立する。頸部直下には 4 か所に耳がつく。また肩部から胴部上半にかけてヘラ描きによる記号が見られる。

これらに資料の中でも特に注目されるのは、フランシスコ・ザビエルとイグナティウス・デ・ロヨラを表裏に描くメダイである。ザビエルの銘が「B.Fran・・・」と「B」で始まっており、聖人ではなく福者 (Beato) を表していることがわかる。ザビエルが副者であったのが 1619 年～ 1621 年の間であり、よってこのメダイが丹生にもたらされたのはそれ以後に位置づけられ、同じ壺の中に入っていた他の資料もすべて近い時期のものである可能性が示唆される。よって、千々石ミゲル妻墓所出土遺物と時期的には近い (ミゲル夫妻没年 1633 年) と考えられる。

この丹生の資料は、聖遺物入のガラス板と理解されていたが、聖遺物入であれば通常は金属でできており、その金属部分が確認できていない。前述の神戸市立博物館で確認した聖牌はガラス板の周囲が金属ではなく刺繍など繊維質のものが確認できており、丹生のものもこうしたものであった可能性がある。

ガラス板はいずれも長径 3.4cm、短径 2.6cm で同サイズである (図 6-6-5・6)。さらに両者ともに縁辺部を押圧剥離で楕円形に成形している。その結果断面が台形状の形態をなしており、一方の面がわずかであるが広がっている。つまり、このガラス板には、平らで若干面積が広い面と加工痕が残る面積が狭い面の上下が存在していることを意味する。今後は面積の加工痕の残る狭い方を上面、平らで広い方を下面と呼称してすすめる。(1) のガラス板は、上面に楕円状に紙か繊維のようなものが付着している (図 6-6-2)。一方下面にもやはり若干弧を描くように、着色された紙か繊維のようなものが一部に付着している (図 6-6-3)。(2) のガラス板については、上面には若干の汚れのようなものが見られ (図 6-6-2)、下面には紙のようなものが弧を描いて付着している (図 6-6-3)。

こうしたガラス板の形態をなし、紙や繊維質のものが付着する可能性のものとして考えられるものに、前述のような聖牌もしくは聖遺物入がある。そこでいくつか類例を検証してみることにする。

(3) は、磔刑のキリスト図 (片面/神の子羊図) 聖牌資料で (図 6-6-7①)、神の子羊図の方にわずかであるが、ガラス板の縁辺部が確認できる。見えるところに関しては、縁辺部が複数の剥離痕が認められ (図 6-6-7②)、これも同じ押圧剥離による加工が施されている可能性が高い。

(4) は、神戸市立博物館所蔵の十字架を担うキリスト図聖牌 (図 6-6-8①) であるが、図 6-6-8②のように、ガラス板は外れている。ガラス板の形状は楕円形で、4 枚に割れている。縁辺部の加工については、部分的に押圧剥離によるものと考えられる剥離痕が認められる。先の丹生出土資料のように連続した剥離痕が認められないのは、ガラス板の厚さに起因するものかと思われる。なお、本体部分に残る聖画自体も楕円形をしていることがわかる。

(5) は、日本二十六聖人記念館所蔵の 17 世紀のスペイン製聖遺物入である (図 6-6-9)。ガラス



図 6-6-5-①



図 6-6-6-①



図 6-6-5-② 上面



図 6-6-6-② 上面



図 6-6-5-③ 下面



図 6-6-6-③ 下面

図 6-6-5-①、②、③ (1) 丹生出土ガラス板
(日本二十六聖人記念館蔵)

図 6-6-6-①、②、③ (2) 丹生出土ガラス板
(日本二十六聖人記念館蔵)



図 6-6-7-①



図 6-6-7-②

図 6-6-7-①、② (3) 磔刑のキリスト図 (片面 / 神の子羊図) 聖牌 (神戸市立博物館蔵)



図 6-6-8-①



図 6-6-8-②

図 6-6-8-①、② (4) 十字架を担うキリスト図 聖牌 (神戸市立博物館蔵)

板を外して見ることはできないので、露出して見えている範囲でしか確認できないが、形状は楕円形で、断面は台形状になると思われる (図 6-6-9②)。つまり、聖画と接する面が下面で広く、露出する上面は若干面積が狭くなる。縁辺部が上面から下面にかけて斜めに傾斜する点では、丹生出土資料と同様であるが、丹生資料のような剥離痕は認められない。しかしながら、よく見ると、剥離痕らしき単位がうっすらと見えており、丹生資料と同じような押圧剥離を行った後、磨いて成形している可能性も考えられる。今後 16 世紀～17 世紀にかけて、こうしたガラス板の加工技術が行われていたかどうかについて、日本国内、西洋の双方において検証していく必要がある。

以上、楕円形の形状で断面台形状の形態は聖牌や聖遺物入に見られる形態と合致することがわかる。さらに、平らで面積の広い下面の下に銅版画等の聖画が置かれ、上面は表面に露出させる形態も合致する。上面には剥離痕が残っているが、構造上周囲の装飾で見えることはない。こうした形態のために、聖画等が後に付着するとしたら下面の方に付着することとなる。さらに聖画自体が楕円形をしていることも多く、付着物が楕円形や弧を描く形状をなすと考えられる。こうした状況は丹生出土遺物(2)

で見られるように、下面に紙か繊維質のようなものが弧を描いて付着している状況と一致する。丹生出土遺物（1）は、上面、下面の双方に付着物が楕円状に付着しているため、上面については別の解釈が必要である。一つの可能性として考えられるのは、このガラス板は、備前焼の壺の中に、他の多数のキリシタン遺物と共に納められていたことから、一緒に壺の中に入っていた紙質もしくは繊維質ものが付着したことが考えられる。この際、聖牌や聖遺物入の露出しているガラス部分が楕円形であり、さらには、ガラスの周囲には金属もしくは、繊維質のものが楕円形状にとりつくために、他のものがガラス面に付着するときは必然的に楕円形状になる。

以上から、この丹生出土のガラス板は、聖画を納めた聖牌や聖遺物入のガラス板である可能性が高い。ただ、壺の中から発見されているのが、ガラス板のみである点は注意を要する。このガラス板が入っていた壺は、土中から発見されている。したがって、有機質のものは消失してしまった可能性がある。そのため聖画は付着物として残っているのみと考えられる。では周囲の装飾はどうなったかという点であるが、金属製の聖遺物入であれば、メダイが多数同じ壺から出土していることを考えると、腐食して消えたとは考えにくい。そうすると考えられるのは、周囲の装飾も同じ有機質の繊維質のものであった、いわゆる前述の神戸の資料のような聖牌であった可能性である。



図 6-6-9-①



図 6-6-9-②

図 6-6-9-①、② (5) 17 世紀のスペイン製聖遺物入（日本二十六聖人記念館蔵）

なお、丹生出土の 2 枚のガラス板は、その形状、サイズ、加工においてほぼ同形態であることから、通常聖牌は両面に聖画を入れてガラス板で覆う形態が多いので、同一個体の表裏につけられていたガラス板と考えられる。

以上の視点を踏まえて、千々石ミゲル妻墓所出土遺物のガラス板についてみてみよう（図 6-6-10 ①～④）。

形状は楕円形と考えられ、3分の2ほどを欠損している。現存している部分で横 2.7cm、縦 1.3cm である。縁辺部を押圧剥離している関係で、断面は台形状をなす。加工痕の残る方を上面、平ら部分の方を下面とすると、下面に楕円形状にうっすらと黒色の痕跡が残っている。何かが接していた痕跡と考えられる。

この千々石ミゲル妻墓所出土遺物のガラス板を先の丹生出土ガラス板と比較してみると以下のようなになる。

①形状はともに楕円形で共通している（図6-6-10⑤）。サイズは千々石ミゲル妻墓所出土遺物の方が3分の2ほどを欠損しているために、正確には把握できないが、合わせてみるとほぼ同サイズである可能性が示唆される（図6-6-10⑥）。

②加工については、共に押圧剥離によってなされており、共に断面台形状をなす。加工痕の残らない平らな面（下面）の方に、丹生出土遺物は紙のようなものが付着しており、この面が聖面に接していた面と考えられるのに対し、千々石ミゲル妻墓所出土遺物の方も下面に何か接していた痕跡が残っていることから、この点も共通している。



図 6-6-10-①、I -2 (表)



図 6-6-10-②、I -2 (裏)



図 6-6-10-③



図 6-6-10-④



図 6-6-10-⑤

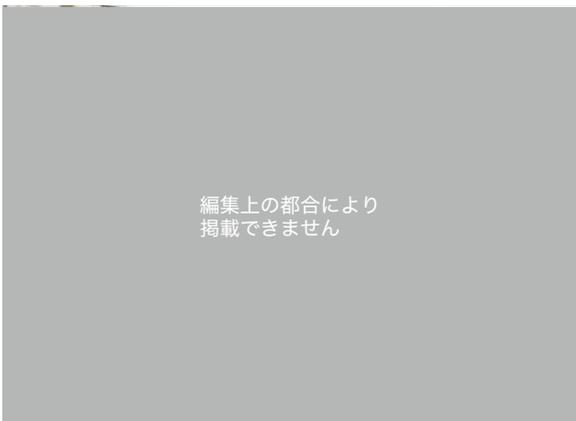


図 6-6-10-⑥

左：丹生出土（日本二十六聖人記念館蔵）
右：千々石ミゲル妻墓所出土遺物

図 6-6-10-①、②、③、④、⑤、⑥ 千々石ミゲル妻墓所出土のガラス板

以上から、千々石ミゲル妻墓所出土遺物のガラス板は、キリシタン遺物である丹生出土ガラス板と形態的にも、技法的にも共通しており、非常に近い性格のものであることが考えられる。さらに言えば、丹生出土のガラス板が聖牌のものである可能性が高いことを勘案すると、推定千々石ミゲル妻墓所出土遺物のガラス板も同様のものである可能性が示唆される。

以上、類例資料とガラス板の両側面から検証した結果、千々石ミゲル妻墓所出土遺物はキリシタン遺物である可能性が高いと考えられる。さらに、具体的には、その残存状況から考えると、神戸市立博物館所蔵の管打ちのキリスト図聖牌のようなものであった可能性が指摘できる。

本稿を成すにあたり、神戸市立博物館の塚原晃氏、日本二十六聖人記念館の宮田和夫氏、大浦天主堂キリシタン博物館（当時）の大石一久氏には様々なご教示・ご助言・ご協力を賜りました。心よりお礼申し上げます。

（ごとう こういち 大分県立埋蔵文化財センター所長）

参考文献

- * 後藤晃一『キリシタン遺物の考古学的研究－布教期におけるキリシタン遺物流入のプロセス－』溪水社 2015年
- * 後藤晃一編特別展解説図録『キリスト教王国を夢見た大友宗麟』年大分県立歴史博物館 2015
- * 岡泰正・成澤勝嗣編『南蛮美術セレクション』神戸市立博物館 1998年
- * サントリー美術館・神戸市立博物館・日本経済新聞社編『南蛮美術の光と影 泰西王侯騎馬図屏風の謎』日本経済新聞社 2011年

7. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所出土ガラス製品に関する一考察

浅野ひとみ

今回千々石ミゲル夫妻伊木力墓所で発掘されたガラス製品（以下、伊木力作例）は大きく分けて2種類になる。一つは、径2 cm程度の透明板ガラス断片、もう一点は、様々な色を呈する2～5 mmほどの小さなビーズである。発掘当時、前者については、「聖牌」（註1）の一部、後者についてはロザリオの一部と解されたが、国内の伝世品や発掘作例と比較し、海外の考古遺跡や沈船から得られた同種の作例に関する報告を参照した結果、ガラス片は聖遺物容器の蓋の一部であり、ビーズは、おそらく聖遺物箱を入れる小さな袋等に縫い付けられた装飾品である可能性を以下に示唆したい。なお、ガラス製品はかけらを集めて再利用したり、複数の性質の異なるガラスを重ね合わせて作る製法もあり、測定部位によって得られる結果が異なる。さらに、後述するように、同じ工房でソーダ石灰ガラスと鉛ガラスを用途によって作り分けている場合もあるため、蛍光エックス線分析によって得られるデータは、傍証にこそなれ、必ずしも客観的に年代や制作地を特定する資料にはなり得ず、むしろ、断面などの観察、技法の確認を顕微鏡レベルで行うことが重要であるということを最初に述べておきたい。本稿では、16～17世紀のヨーロッパと中国の代表的なガラス製品の技法に言及し、美術史的観点から伊木力作例を考察したい。

なお、本稿は、2019年出版の報告書所収論文「出土ガラス製品に関する美術史的考察」に加筆訂正したものである。

<序>

1582年、長崎を出発した天正遣欧少年使節は、リスボンからヨーロッパへ上陸し、スペインではフェリーペ二世、ローマでは教皇グレゴリウス XIII世とその後継者シクストゥスV世にまみえ、長途の旅路では「日本の王子たち」として扱われ、各地の人士に歓待された。彼らが帰国したのは1590年、日本を出発してから9年近くの歳月が経っていた。この間各地で諸侯より贈り物を受けたことが、G. グアルティエリの『日本遣欧使節記』（以下、『使節記』）やE. サンデの『日本使節の見聞対話録』（以下、『対話録』）に記されており（註2）、その一部は、帰国後に聚楽第で豊臣秀吉に献上された。しかしながら、それらの品は現存せず、実際にどのようなものが日本にもたらされたか、詳細は不明である。

千々石ミゲルは、帰国後、1591年に伊東マンショとともにイエズス会で誓願を立てたが、その後、1603年頃に棄教し、日蓮宗の門徒となり、結婚して4人の息子をもうけ、1633年に没したと考えられている。1606年頃に出版された排耶書の著者とみなされたため、棄教説を押しことになったが、D. マッサレラは、キリスト教に関する知識を提供したにすぎないと推察している（註3）。また、一貫して、ミゲルの棄教に疑問を呈している大石一久は（註4）、2013年にミゲルのものと目される当該墓碑を諫早市伊木力（長崎）で発見し、2017年にその二つの墓坑のうち一基を発掘調査した結果、墓からはミゲルの妻と目される若い女性の人骨とガラス製のビーズが出土し、注目を集めた。

発掘によって得られた遺物は、小粒のビーズ玉59点と薄い板ガラス断片等である。副葬品がキリスト教関連遺物であるか否かで被葬者の宗教信条が明らかになるとは限らないが、今回、これらのガラス

製品について、ヨーロッパにおけるビーズ製作の歴史等、文化的背景を勘案しつつ、以下に考察した。

<ガラス・ビーズ交易>

16世紀から100年ほどスペイン人支配下にあったフロリダ、ゲール県のサンタ・カタリーナ布教区 Mission Santa Catalina de Guale (セント・カトリーヌ島、アメリカ、ジョージア州)の住居址、修道院、墓地などから、およそ7万点のガラス・ビーズが発掘されており、アメリカ自然史人類学博物館を中心に四半世紀にわたる学際研究成果が刊行されている(註5)。

セント・カトリーヌ島のビーズを見ると、その多様性に驚かされる。調査チームは、80年代発掘が始まった当初から、それらを素材、技法、層構造、仕上げに注目して分類し、ビーズのタイポロジーを試みている。その他の発掘物も含めて、リストには、制作地として、ヴェニスはもちろん、フランス、スペイン、オランダ、バルティック海近郊、ボヘミアの名が挙がっている。また、スペインの中でも、鍍金ビーズはアンダルシア、ガラス十字架はカタルーニャ、黒玉はガリシア、水晶の断片はカスティーリャからのものとP.フランシスは指摘する(註6)。さらに、マニラ・ルートからの交易品と思われる中国製のビーズ、インドの紅めのうビーズも含まれる。大西洋ルートでアメリカ大陸を行き来していたスペイン人とは逆方向に、小さなガラス粒が16～17世紀にインドやマニラから太平洋を越えてアメリカにもたらされていたのである。

<ヴェネツィア・ガラス>

ヴェネツィア共和国では早くも7世紀からガラス製品が作られていたが、初めは瓶(fiole)の製作に限られていた。9～11世紀にかけてビザンティン帝国より特権を得て産業が保護された結果、豊かな富を背景にして、1094年の第1回十字軍以降、レヴァント(東地中海)にも基盤を置くようになる。その後、海路の中継地として栄え、遠くシルクロードやグラナダ王国、モロッコとも交易を行っていた。1291年、市内での火災予防と技術の流出を恐れた共和国政府は(註7)、すべてのガラス職人たちをムラーノ島に移住させた。1453年、コンスタンティノープルが、オスマン軍によって陥落すると、多くのガラス職人がヴェニスに逃れて来たため、ガラス生産技術は飛躍的に発展した。一方で、ポルトガル人が喜望峰ルートを発見して、新大陸から香料輸入を始めると、ヴェネツィアの交易は凋落し、代わってギニア湾が新しい交易の中心となった。ポルトガル、スペイン、オランダ、イギリス人が扱う品物の中にヴェネツィアとボヘミア産のガラス・ビーズが含まれていたが、これらは、小さく、耐久性があるために貨幣と同等とみなされ、アフリカに行ったヨーロッパの商人は、ビーズで金、象牙、奴隷を購入し、新大陸で金と毛皮に交換した(註8)。

ガラスはもともとガーネットやアクアマリンのような天然の宝石を模した疑似宝石を作り上げることを目的としていたが、ことに水晶に似せた無色透明なガラス、「クリスタッロ crystallo」の製造は夢の産物であった。ヴェネツィア人は、1301年には、レンズの製作に成功したが、このクリスタッロ(ソーダ石灰ガラス)は、二酸化ケイ素(SiO_2)、酸化ナトリウム(Na_2O)、酸化カルシウム(CaO)の3要素しか含まないことを特徴とする(註9)。

14世紀半ばには、融解させるガラス塊(frit)をシチリア産の石英砂から、ティチーノ川(北イタリア)産の水晶の小石(cogoli)に変えた。これらの石は、濁る原因となる鉄やクロム、酸化マグネシウ

ムの含有量が少なかったため、透明度が上がった。また、1348年の文書には、水冷後に再加熱する方法が初出している。当時の焼成炉は高温に達しなかったため、一度にガラス塊を溶融させることができなかったが、溶解後、水にとって冷やし固める再溶解を数回繰り返し、さらに、るつぼの表面に浮かぶあくを丁寧に取りながら、半日から数日かけて溶解させることにより、非常に透明度が高く曇りの無いガラスが安定的に生産されるようになった。

さらに、15世紀半ばには、ムラーノのアンジェロ・バロヴィエール Angelo Barovier が、それまでずっと用いられていた植物灰をさらにひいて、ふるいにかけて後に沸騰水で溶かし、フィルターで濾して乾燥させた「クリスタッコ粉 sale de cristallo」を開発し、透明度が格段に上がった。

また、ヴェネツィアでは、クリスタッコに並行して中国製の陶器に似せた乳白色のガラス (lattimo) や着色された透明あるいは不透明の鉛ガラスも生産されていた。後者は特にビーズ、宝石のイミテーション、エナメルを作るのに用いられた (註 10)。

こうした技法は、17世紀初頭までムラーノのみに伝わり、門外不出であったが、1612年にアントニオ・ネリ Antonio Neri によって『ガラス技法』が出版されると (註 11)、たちまち、版を重ね、ヨーロッパ中に知られるようになった。

『使節記』では、少年使節は、ヴェネツィア滞在中のある午後、ゴンドラでムラーノ島へ渡り、庭を眺め、ガラス工房を見学したと簡単に記されている (註 12)。それに対して、ヴァリニャーノがマカオでスペイン語で書いたものをサンデラがラテン語に翻訳、付記したと考えられている『対話録』には、ガラス職人たちの働く様子が詳述されている。その頃は、まだ、ヴェネツィア・ガラスの奥義が守られていたはずで、そのためか、中空の竿を用いて宙吹きし、器を空冷させる職人の様子は比較的正確だが、「(宙吹きの後) 別の道具でその素材 (ガラス) を柔らかい蠟のように滑らかにし、形を整え、様々な用途に合わせ、金やいろいろな色をつける (拙訳)」 (註 13) と読める後半の記述は、それに比べると正確さに欠ける。器を成形してから彩色するのは陶器の製造過程であり、ガラスは溶融段階で発色剤を添加する。おそらく、『対話録』著者は、ガラス製作工程を実際には見ていないか、一般的なガラス職人の仕事ぶり、できあがったライオンや人を象った製品のみ見知っていて、想像と伝聞でこの部分を書いたか、いずれにせよ、それほどつぶさに製作過程を知っていたわけではなかったのではないかと思わせる部分である。実際、『使節記』やその原本とされる『ヴェネツィア紀行』にはムラーノのガラス工房の内部まで描写した部分は見当たらない。

<ガラス・ビーズ>

ガラス製のビーズ生産は、先史時代より認められ、世界中の考古学遺跡から発掘されている。しかしながら、先進的な技術をもってしてもそれらの年代や制作地を判定することはほとんど不可能である。まず、容易に溶解できるガラスの性質を利用し、かけらを再溶融して混ぜ合わせるため、含まれている成分によって年代や制作地を判定することはできない。また、ムラーノで技法が発展したシード (種)・ビーズ職人がオランダなどヨーロッパ各地に移住したことから、ビーズ製作の拠点は各地に広がり、制作地を特定するには至らない。さらに、ガラス・ビーズは主にスペイン人によって交易に用いられたものの、最後の段階まで仕上げた粒ビーズばかりでなく、長細く中空のストロー状のガラス束のまま輸出して、現地の職人が粒状に切断して切り口を整える場合もあったため、形式から制作地を推定すること

も不可能である。

<ガラス・ビーズ製ロザリオ>

ロザリオは、短い祈り（連禱）の回数を数える数珠であり、15世紀初頭にはキリスト教徒の間で用いられていた。1495年には、教皇アレクサンダー VI 世により、ロザリオの信徒会に贖宥が与えられている。

12世紀に、「詩編」150章を音読することが奨励されたが、文盲の平信徒たちは、聖書を読む代わりに「主の祈り（paternoster）」を150回唱えるようになった。14世紀に聖母マリア信仰が盛んになると、「アヴェ・マリア」を唱えるようになるが、この祈りを「ロザリウム」と称したために、その道具をロザリオというようになった。

15世紀初頭には、アヴェ・マリアは15連に分かれ（註14）、各連の間に「主の祈り」が挿入された。この祈りの形式が数珠の形に反映している。しばしば、3玉の粒ビーズと十字架が数珠の先端につけられる。この形は、「大ドミニコ」（註15）と呼ばれるが、5連のみの「小ドミニコ」と呼ばれるロザリオの方が多（註16）。ドミニコ会士であった教皇ピウスV世は1571年のレパントの海戦勝利をロザリオの聖母の加護によるものとしたために、ロザリオ信仰は全世界に広まった（註17）。

<パーテルノストゥリとマルガリテーリ>

このロザリオのための珠を作る職人ギルドがパーテルノストゥリであり、ムラーノでは1486年に創設された。一方、マルガリテーリも同様にビーズを専門としたギルドであったが、より小さい粒を製作し、製品は主にビーズ工芸品に使われた。

時に、マルガリテーリがより大きな玉を製作したり、また、逆のこともあったので、両者が製作するビーズ玉は大きさでは区別されないが、P. フランシスによると、仕上げに大きな差があるという。

ビーズは、ガラス塊を引き流し、中空のマカロニ状の細い管を作り、希望の大きさに特殊な機械で裁断し、その後、火であぶって両端を丸く整える。この最後の仕上げで、パーテルノストゥリは、「ア・スペオ a speo」という技法を、より細粒を扱うマルガリテーリは「ア・フェラッツァ a ferraza」技法を用いた。

K. カークリンズの紹介する、ヤーコブ・ファン・ロー（1614-1670）による油彩画、《ビーズとサング工房》（図6-7-1）（註18）には、ビーズ製作の各過程が表されている。親方らしき、向かって右端の赤いチョッキの男性と数人の男たちが炉のある暗い工房で働いており、中央寄りの二人の黒ずくめの男たちは、鍋でガラスを溶かしているようだ。奥には、炉の前で作業をする男たちが3人見える。そして、最も目を引く画面手前に座る巻毛の少年は、手元に50センチぐらいの長さのガラス棒を置いて、ビーズを一粒一粒裁断している。その足元には、向かって左にバスケット、右に四角い箱があり、粒はこれらの容器に落とし入れるようになっている。また、足先には、裁断後の3種類の長さのビーズが床に転がっている（註19）。少年の背後には、数本の枝のあるフォークのようなもの（speo）が見えており、1本には何も刺していない状態、1本は裁断した直後の切りっ放しのビーズをいくつもはめている状態、もう1本には、火であぶって先端を丸めて仕上げた状態のビーズが刺してある（図6-7-2）。これがまさしく「ア・スペオ」技法を示したものである。

一つ一つの粒の両端を火であぶり丸みを出すア・スペオに対し、ア・フェラツァでは、細粒のビーズを互いにつかないように、灰あるいは炭と石灰を混ぜた混合物に混ぜ、銅の鍋で再加熱しながら、かき回し、角を取るものである。その後、砂が入った袋、ぬかの入った袋に入れて振り、磨きかけた。ここまでが男の仕事で、出荷に際しては、女性がそれぞれのビーズの小さな穴に糸を通しておよそ10個単位につないだネックレス状のものを作った。しかしながら、ビーズは、最後まで仕上げないで、未裁断の束のまま売られる場合もあり、その場合は、現地の職人が裁断して磨きかけた（註20）。

こうしたビーズは、大航海時代にポルトガルやスペイン人によって新大陸に持ちこまれ、クリスタックロよりも交易品として大きな価値を持つに至った。



図 6-7-1 ヤーコブ・ファン・ロー (1614-1670)
《ビーズとサンゴ工房》(1629-1670)
デンマーク国立美術館 コペンハーゲン (Wikimedia より)



図 6-7-2 図 1 の拡大部分 (明度加工)

<シード・ビーズ>

今回の発掘品のうち、2～4mmほどの径の小さなビーズは、不透明の白、紺、青、透明のアンバー色を呈している。これらは、シード・ビーズと総称されるもので、おもに布などに縫い付けて工芸品として用いられた。

伊木力で発掘されたガラス製品は、遺体の胸元にあり、副葬品として添えられたのであろうが、禁教期の状況を考えると、死装束の衿の折り返し部分に隠されていた可能性もある。シード・ビーズは前述のように、小さすぎてロザリオの一部と考えるのは難しい。もちろん、装飾的な用途でロザリオの、たとえば、十字架をつける部分に使われた可能性は否定できないが（註21）、やはり、支倉常長請来品の袋、水戸彰考館所蔵聖遺物入れの紐部分のように、装飾的な用途で用いられたと考える方が妥当であろう（註22）。桃山時代に制作された南蛮屏風（長崎歴史博物館所蔵）では、一人一人のカピタンが手のひら大の聖遺物入れを首から提げている様子が表され、それらの所有者は聖職者と限らず、日本の懸け守りのように破邪のお守りとして当時の人々が身に着けていたものである。

以下に、今回の伊木力作例についての所見を述べる。シード・ビーズは、小さいながら、色ガラスを何層も重ねたり、また、切断面の処理の仕方に制作地のヒントがある場合もあり、今後、顕微鏡下での観察が必要と思われる。

1. シード・ビーズ

(1) 白色コイル・ビーズ 1点（図6-7-3、a）

乳白色のガラスはラッティモ *lattimo* と呼ばれ、中国の陶磁器に似せて作られた色であった。ネリは、クリスタロ生地を煨焼した鉛と錫、マンガンを加えて創出している（註23）。今回の発掘品のうちにも3点見出せる。セント・カトリヌ島から発掘された白色ビーズの中には、艶を出すために透明のクリスタロが上から重ねられているものがあるという。

今回、発掘されたビーズのうち、当該作例1点は、他と様式が異なる。つやのある白色ガラス製のこのビーズ玉は、端がくるりと巻いたようになっており（註24）、同じ白色でも他の2点とは大きさ、色つや、製法が異なる。筆者は、インド太平洋海域のビーズ研究のパイオニアである P. フランスが述べている、コイル・ビーズと同定する。著者によると、これらは、インド太平洋ビーズに比して小さく、鉛の含有量が多く、光沢があり、直径3mmまでの大きさであることを特徴とし、中国で長期にわたって生産されており、太平洋域いたる所で発掘されている。発掘品の色に地域によってかたよがりがあり、たとえば、フィリピン出土品の62.8%は白色であるという。中国では、コイル・ビーズは、15-16世紀を頂点に現在も生産されているが、サラワクでは、14-17世紀に生産量が減り、フィリピンでは、大航海時代の終わり（1450-1600年頃）には、盛期の3分の一の量に減ったという（註25）。

(2) 白色ビーズ 2点（図6-7-3、b1-2）

前述のコイル・ビーズよりやや大きく、つやは無いが、形はよく整っている。おそらくその他の色のものと同様、芯引きの技法で作られているものと思われる。切断面に擦過痕があるのは、ア・スペオ仕上げではなく、ア・フェラツァによることを示している可能性がある。

(3) 紺色 小 1点、紺色 大 2点（図6-7-3、c,d1-2）

紺色のビーズは大きめのものが2点、小さい物が1点出土している。ネリは、青い色彩をいくつか作り分けているが、アクアマリンや空色など呼び名が多様であり、どの色が当該ビーズの「紺色」であるか、記述だけではわからない。しかしながら、鉛丹、呉須、マンガンによって得られる「紫がかった空

色」というのがこの作例の色に近い可能性がある（註26）。

（4）トルコ・ブルーのビーズ（図6-7-3、e1-7）

スペイン船の積荷の中にも見出される「トゥルキ turqui」（トルコ石）がこれにあたるだろう。乳白色のラッティモをベースにして、金箔を投じて作るとラピス・ラズリに似た鮮やかな青を獲得できるという（註27）。これは非常に人気のある色だったようで、ネリも思い入れ深く、「私はこの色をしばしば作っている。というのは、これは商売上必須の色であり、工芸品において最も高く売れ、尊ばれる色だからだ。（我々の）台所を潤す青を作るには、緑色のクリスタッロと海緑色のロチェッタを半々混ぜると良い。しかしながら、これはクリスタッロとは別物である」と記している（註28）。

（5）透明の黄金色のビーズ（図6-7-3、f1-46）

最も小さいビーズだが、粒がそろっている。おそらく、琥珀あるいは東洋のトパーズ色を再現しようとしたものではないだろうか。ネリのレシピにある赤酒石、マンガンを加えて作る「金のような黄色」を鉛ガラスのフリットに加えると「オリエントのトパーズ」を思わせるガラスができるという（註29）。

2. ガラス片（図6-7-4）

ビーズだけであれば、伊木力作例全体は、キリスト教の信仰具と断定することはできなかったが、ともに発掘採取された円形半裁のガラス片は、日本二十六聖人記念館所蔵聖遺物入れのガラス面2点と大きさ、ガラスの質ともほぼ一致したため（図6-7-5）、ビーズも信仰具と関連した装飾品であった蓋然性が高くなった（註30）。

本作例の特徴は、透明度が高く、薄く、気泡などがなく、表面が平らであり、比較的質の高いガラスでありながら、淡い緑青色を帯びていることである。このようなガラスの青みは、酸化鉄を含有してい

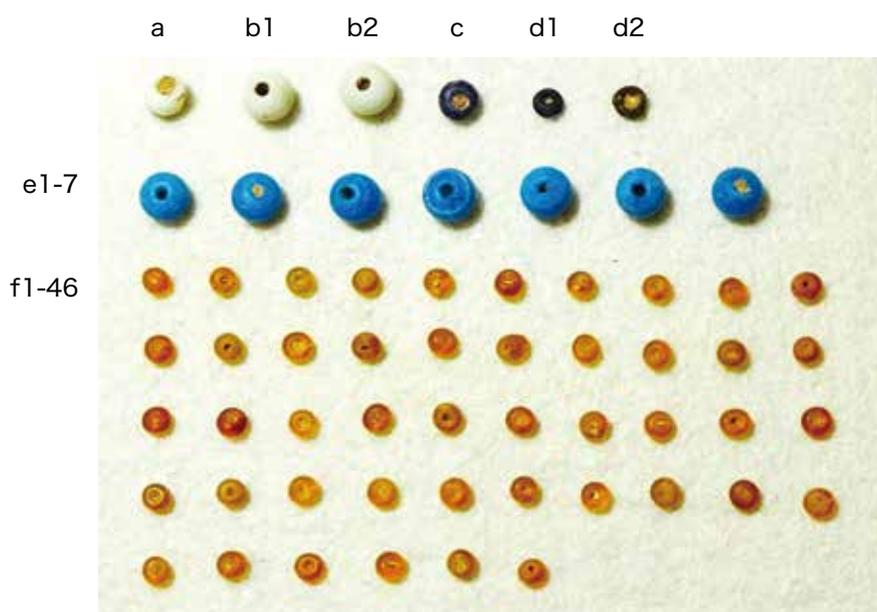


図6-7-3 伊木力作例 シード・ビーズ（撮影：片多雅樹）

ることに起因し、酸化マンガンを加えることにより無色透明にできるという。

16世紀、ネリは、良質の透明ガラスを作るためには、レヴァント地域のポルヴェリネ polverine という砂が最良であり、アリカンテ（スペイン）（註31）のバリリア barillia を入れると、ポルヴェリネを用いた時ほど透明にならず、常に青みがかかった色になる、と述べている（註32）。

伊木力作例は、まさにネリのレシピに挙げられたスペイン製の砂を使ったガラスであると考えられよう。実際、無色透明であることが求められる、こうした内容物を展示するための容器に薄緑色のガラスが用いられているということは、その作例はヴェネツィア製とは言いがたいことを示しているだろう。



図 6-7-4 伊木力作例
ガラス片
(撮影：片多雅樹)



図 6-7-5 聖遺物入れガラス面、2点、大分県丹生出土、3.5×2.8cm
(日本二十六聖人記念館蔵、伊木力作例を下辺に重ねて加工、
撮影・加工：浅野ひとみ)

以上、伊木力作例に関して、美術史の見地から、現段階でわかることを簡潔に述べた。もとより、聖遺物入れやビーズなどのような小さな作例は、未完成品も含め、素材が世界中に出回り、輸入した人々が、個々に細々とした家内作業を経て製品に仕立てたものであり、原材料の生産地が特定されたとしても、作例が作られた場所を語るものではない。また、年代についても同じ技法が何百年も綿々と伝わっていくものであるため、これまた、特定には至らない。しかしながら、日本において、江戸時代以降主体となる、切子細工やガラス絵などのベースとなっている鉛ガラスは、16世紀ヨーロッパのソーダ石灰ガラスとは明らかに異なることから、由水常雄は、宣教師の時代に伝わったガラス製造法が長崎に定着したのではなく、それよりも古い時代に伝わっていた中国のガラス製法が西洋の技法を幾分吸収して江戸時代に発展したと考えている（註33）。今回、ネリの著作を詳細に吟味した結果、16世紀、ヴェネツィアでは、ソーダ石灰ガラスに加え、鉛ガラスも生産しており、特定の不透明な色彩が必要な時には鉛ガラスの生地が用いられるなど、組成のみで単純に線引きできる問題でもないことが明らかになった。

非常に複雑で多彩な交易文化を反映させているガラス製品であるが、さらに、発掘作例が増えれば、別の角度から論じることができるようになるかもしれない。また、マカオやマニラなどの貿易中継地での発掘の成果、沈船の船荷などの史資料も今後の調査対象としていきたい。

なお、千々石ミゲル夫妻伊木力墓所発掘作例はキリスト教関連遺物とみなされるものの、被葬者の宗教・信条に関しては、結論を出すにはいたらない。しかしながら、帰国後の千々石ミゲルが病にかかり、

何度も殺されそうになり、あげくの果てに「天草四郎の父親」と言われるなど、不幸に見舞われ続けて歴史の舞台から消えたことに深く心を痛めていた日本二十六聖人記念館元館長の結城了悟師が半世紀前に書いた情愛あふれる論考を今回「発掘」したので、最後に紹介しておこう。

結城氏は、棄教したとされるミゲルが「釈迦や阿弥陀を崇拜しない」と述べているルセーナの言葉を引き合いに（註34）、それは、セルケイラ司教が「(ミゲルは)法華宗の信奉者になった」としたためたことと矛盾しない（註35）、すなわち、ミゲルは大村喜前が新しく広めた日蓮宗徒になったミゲルは大村喜前が新しく広めた日蓮宗徒になった、キリスト教を棄教したことを外部に示すためと推定している。そして、大村藩のドン・サンチョのもとをドミニコ会士が訪れた時に対応したミゲルが、イエズス会士を追放して、自分たちを代わりに庇護するよう求める彼らに対して、「幼少の頃から知っていて愛情をもっているパードレを追放して知らぬ人々を受け入れることは殿の名誉にかかわる問題である」と言って、即座に退けた（註36）というエピソードを取り上げるとともに、旧友である原マルティエーノと対立する立場でありながら、どこにもそのような文書が残っていないと指摘している（註37）。

<謝辞>

本稿執筆にあたっては、日本二十六聖人記念館宮田和夫様、仙台市博物館にご高配たまわりました。記して深謝申し上げます。

(あさの ひとみ 長崎純心大学 教授)

註1 一般に金属製のブラケットを意味するが、日本では定義や訳語があいまいであるため誤解を生じやすいが、キリスト教の教義において、民間の信仰具が聖性を有すると定められたことは無く、「聖具」はカリスなど、司祭が用いるミサ祭祀に必須の道具を指し示す。

註2 これらの本は、少年たちが訪欧したのとはほぼ同時期に刊行されており、ヨーロッパの人々の関心の高さが伺われる(Gualtieri 1586 : caps.VIII-IX,XI-XII, Sande 1590 : col.XXIX)。資料の信憑性については、松田が以下に詳述している(松田 1977 : pp.225-226)。少年たちは、いずれの都市でも歓待され、鎧、銃、時計を始めとして、祭服、金銀の小十字架や象牙製磔刑像、絵、金襴緞子の布、聖遺物箱、絵絹、姿鏡等を贈られている。宣教師も歴史家も概して、モノにはあまり関心を払わないため、どのような大きさの何でできた品物のことを指しているのか不明なことが多く、美術史プロパーとしては文献を読みながら、もどかしく感じることが多い。その点、画家でもある太田正雄(木下空太郎)の邦訳は、非常に正確で有用である。ただ、ヴェネツィアで贈られた「Crocifissi (キリスト磔刑像)」とペルージャで贈られた「crocetto (ペンダント型の小十字架)」を訳し分けていない。

註3 Massarella 2012 : p.30

註4 大石 2015 : pp.84-122

註5 Blair et al. 2009

註6 Francis 2009 ② : p.180

註7 例えば、安定剤(炭化カルシウム)としてレヴァントから輸入されていた植物の灰(alume catino)は、他のガラス製作地に輸出したり、また、別の種類の灰を使うことが禁じられていた(Verita 1991 : p.61)。

註8 Panini 2007 : pp.143-144, 175

註9 Verita 1991 : p.62

註10 Verita 1991 : p.62

註11 Neri 1612。ただし、本書は、色ガラス製作のための調合レシピであり、温度や時間といった微細な過程が影響する色味を再現するのは容易ではないようだ。また、写真がついているわけではないので、実際にはどのような色を表しているのか判断しがたい部分がある。

註12 Gualtieri 1586 : Cap.XI.

註13 多くの研究者は、「蠟のようになめらかにし、彫琢し、色をつける」と訳している。確かに、花瓶のようなものは、金箔を敷いた上に冷え切っていないガラス腕を転がして色をつけたりもするが、フィギュアの製作過程で、「彫琢」(ピ

ンセットのようなもので縁を刻んで成形すること)した後に着彩するのは順番として不自然であろう。postea vero alijs instrumentis eande materia instar mollissimae cerae poliunt, excolunt, et ad varios usus accomodant, auruque, et varios colorea adiungunt (Sande 1590 : Coll.XXIX) .

註 14 decade (英語)。10を基数とする単位。

註 15 聖ドミニクスが聖母マリアより直接数珠を賜ったという逸話による。

註 16 Francis 2009 : p.10

註 17 フランシスコ会士は聖母マリアの七玄義に基づいて七連のロザリオを用いた。スペインの植民地であったアメリカ大陸ではこのタイプのものが発見されている (Francis 2009 ① : p.11)。

註 18 K. カークリンズは、「原題は《Einer Koller Machery》であるが、この場合、Kollerはサンゴを意味しない」と指摘している (Karklins 1993 : p.35)。絵画のタイトルは後世他者がつけることが多いので、この場合、「職業尽くし」のような絵画連作として描かれた後に別の絵画と混同されたのではないか。

註 19 このような、ある製品の製作過程を説明的に描いた版画や絵画は、豊かな市民生活を背景に特にネーデルラント地方を中心に17世紀以降盛んに描かれた。版画では、過程を表すのにアルファベットが用いられ、解説を伴う。ここでは、ガラス芯はこのように希望する大きさに切断されるということを観者に示している。

註 20 Francis 2009 ③ : p.65

註 21 武田 2014 : pp.29-30

註 22 遣欧使節団として、フランシスコ会士ソテロに同道、大西洋を横断し、メキシコ経由で渡欧し、1620年に帰国後、もたらしたものは現在、仙台市博物館所蔵となっている。テカおよび袋として記録されている聖遺物入れと目される革製の袋には、青系のシード・ビーズが用いられている (「ミゲル報告編」 : p.25)

註 23 Neri 1612 : caps. LIV et LV.

註 24 他のビーズの擦過痕とともに片多雅樹氏の綿密な観察により口頭で教示を得た。ここに記して謝意を表す。また、粟田薫の分析によると、今回発掘されたビーズのうち、白色玉3点、紺色玉1点、黒色玉1点のみが鉛ガラス製であり、その他はアルカリ(ソーダ石灰)・ガラス製だという (「ミゲル報告編」 : p.25, p.36)。

註 25 12回も巻いたものが出土しており、スプリングのように見えるところからフィリピン国立博物館のレイ・サンティアゴによって命名された (Francis 2002 : pp.76-78)。

註 26 Neri 1612 : cap.LXXXIV

註 27 Neri 1612 : cap.LXXII.

註 28 この部分は邦訳では省略されているが、英訳にも記載されている (Neri 1612 : cap. XXXVI)。

註 29 Neri 1612 : caps. XLVI et LXVII

註 30 日本二十六聖人記念館作例との比較に関しては、大石一久氏、後藤晃一氏に示唆を得たことをここに記して謝意を表す。

註 31 Turner 1962 : p.13

註 32 Neri 1612 : cap.VIII.

註 33 由水 1977 : pp.111-113.

註 34 「大村史料」 : p.118

註 35 「大村史料」 : p.201

註 36 「大村史料」 : p.153

註 37 Pacheco1973 : pp.35-37

[参考文献]

- Blair et al. 2009 Blair, Eliot H., Pendleton, Lorann S.A., Francis, Peter Jr. : *The Beads of St. Catherines Island*, New York
- Francis 2002 Francis, Peter Jr. : *Asia's Maritime Bead Trade. 300 B.C. to the Present*, Honolulu
- Francis 2009 ① Francis, Peter Jr. : "Beads in the Spanish Colonial Empire", in Blair et al. 2009, pp.7-12
- Francis 2009 ② Francis, Peter Jr. : "The Glass Beads of the *Patrostri* of Venice", in Blair et al. 2009, pp.65-71
- Francis 2009 ③ Francis, Peter Jr. : "Significance of St. Catherines' Beads", in Blair et al. 2009, pp.179-182
- Gualtieri 1586 Gualtieri, Guido : *Relationi della Venuta degli Ambasciatori Giaponesi a Roma sino alla partia di Lisbona*, Roma
- Karklins 1993 Karklins, Karlis : "The *A Speo* Method of Heat Rounding Drawn Glass Beads and its Archaeological Manifestations", *Beads*, 5, pp. 27-36

- Massarella 2012 Derek (ed.) : *Japanese Travellers in Sixteenth-Century Europe. A Dialogue Concerning the Mission of the Japanese Ambassadors to the Roman Curia (1590)* , London
- Neri 1612 Neri, Antonio : *L'Arte Vetraria*, Firenze
- Pacheco 1973 Pacheco, Diego : “Los cuatro legados japoneses de los Daimyos de Kyusyu después de regresar a Japón” , *Boletín de la Asociación Española de Orientalistas*, 9, pp.19-58
- Panini 2007 Panini, Augusto : *Middle Eastern and Venetian Glass Beads. Eighth to Twentieth Centuries*, Milano
- Sande 1590 Sande, Eduardo de : *De missione legatorum iaponensium ad Romam curiam, rebusque in Europa, ac toto itinere animaduersis dialogus*, Macau
- Turner 2006 Turner, W.E.S. : “A Notable British Seventeenth Century Contribution to the Literature of Glassmaking ” , in *Glass Technology*, 3 (6) ,1962, pp.201-13, rep. in Cable, Michel (ed.) : *The World' s Most Famous Book on Glassmaking. The Art of Glass by Antonio Neri translated into English by Christopher Merrett*, Sheffield, 2006, pp.3-36
- Verita 1991 Verita, M. : “Some technical Aspects of Ancient Venetian Glass” , *Technique et Science. Les Arts du Verre*, 1991, pp.57-74
- 大石 2015 大石一久『天正遣欧使節 千々石ミゲル 鬼の子と呼ばれた男』、長崎文献社
 [大村史料] シュETTE、ヨゼフ・フランツ編『大村キリシタン史料 アフォンソ・デ・ルセナの回想録』キリシタン文化研究会、1975
- 武田 2014 武田恵理「千提寺・下音羽出自のキリシタン遺物カタログ」、浅野ひとみ編著『千提寺・下音羽のキリシタン遺物研究』長崎純心大学、pp.3-34
- 松田 1977 松田毅一『史譚 天正遣欧使節』講談社
 [ミゲル報告編] 『千々石ミゲル夫妻伊木力墓所発掘調査（第1次-第3次）報告書 報告編』千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会、2019
- 由水 1977 由水常雄「日本の古代ガラス」、(由水・棚橋)『東洋のガラス』、三彩社、pp.78-113

8. 錠をかけた埋葬についての覚書再論

田中裕介

はじめに

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の埋葬遺構でもっとも予想をくつがえしたのは、1号墓の木棺の形式である。通常の木棺ではなく、長さ1m幅50cm高さ50cmの比較的小型の長持を転用し、その蓋を固定するのに錠前を使っていたことである。しかも長持は竿通し金具が折れていたことから新品ではないと推定され、錠前を解く鍵は、墓所の内部には存在しなかった。中世の木棺に唐櫃の本体を転用して用いる例(註1)を直接調査した経験もあったから、道具の転用そのものはあり得ることと考えていたが、錠前をしていることに驚いた。単純に釘留めの代わりに錠をかけただけかもしれないが、類例を集めてみると必ずしもそうではないようである。

以下の管見した例を東から順に挙げてみよう。

(1) 資料

こまどり
小泊遺跡第15号墓・第17号墓(註2) 宮城県桃生郡北上町(現石巻市) 27基以上の墓からなり18基の墓壇を調査した。1700(元禄年間)年ごろから幕末までの近世墓地である。そのうち15号墓と17号墓はいずれも墓石が原位置で残っていた。墓石の年代から15号墓は1784(天明4)年、17号墓は1741(寛保元)年の埋葬であることが分かった。15号墓は長さ1m幅70~80cm深さ60cmの長方形の墓壇の中から、副葬品として寛永通宝銅銭5枚、鉄製鋏1点、石英製火打石1点が飾り金具と作り付けの鉄製錠前がついた木製の箱に入れられていた。17号墓もほぼ同大の長方形墓壇から寛永通宝15枚とキセル1点が副葬された錠前付きの箱に埋葬されていた。錠前はいずれも櫃や筆筒などに取り付けられた洋式の系譜をひく錠前であるが、施錠されていたかどうかは判定できない。

自證院遺跡第46号墓(註3) 東京都新宿区 1640(寛永17)年に日蓮宗の寺院として創設されたのち、不受不施派弾圧のよって天台宗になった寺院である。開山当初から明治時代に改葬されるまでの墓地87基が調査された。46号墓は底面で一辺1.35m、深さ検出面から2.3mとかなり深い位置に埋葬された方形の座棺を用いた土葬墓である。木棺に取り付けた金具に鉄製とみられる錠前が残されていた。副葬品は銭貨6枚のみである。錠前は合田分類のVI類にあたる洋鍵のデザインを取り入れた江戸時代の和錠である。いわゆる達磨錠である。錠前はかかった状態である。寛永通宝6枚からなる六道銭の内訳は古寛永4枚に享保期初鑄の新寛永2枚で、銭貨の年代から18世紀第2四半期以後の墓と推定されている。埋葬姿勢は坐位と推定される。

切支丹屋敷跡第169号墓(註5) 東京都文京区 江戸時代に切支丹屋敷ととして知られた宗門奉行所の裏門脇から発見された3基の墓地の中央に位置している。日本に潜入した最後のカトリック宣教師ジョバンニ・バティスタ・シドッチの埋葬と断定された墓である。シドッチは正徳4年(1714年)10月21日にこの切支丹屋敷で亡くなっている。歴史地理学的な検討と人骨のDNA分析から断定されている。現状では考古資料とも矛盾しない。副葬品はなく、転用された長持の規模は長さ1.5~1.6m、高さ0.65~0.75m、幅0.55~0.7mで、埋葬姿勢は東頭位の右側臥位半伸展葬とされるが、膝から下を大きく曲げており、伸展葬とはいえない。長持には錠がかかっており、布に包まれた鍵が内部か

ら出土した。おそらく錠に合う鍵であろう。錠は合田VI類の鉄製錠である。達磨錠である。ちなみに隣接して発見された 170 墓も櫃を転用した棺であるが錠はかけられていなかった。

門前第2遺跡Ⅱ（菖蒲田地区）墓 73・墓 136（註6） 鳥取県西伯郡大山町 136 基の近世墓が発見された墓地である。報告書によれば「10 個ほどの礫を集めて標石としている。墓 73 は墓壙が長方形で、長辺 1.3 m、短辺 0.7 m、深さ 0.75 m を測り、底面で遺存状態の良い人骨を検出した。遺体の埋葬形態は西頭位の仰臥屈葬と推定される。被葬者は熟年男性と推定されている。遺物は、銅銭 1 枚が上層か

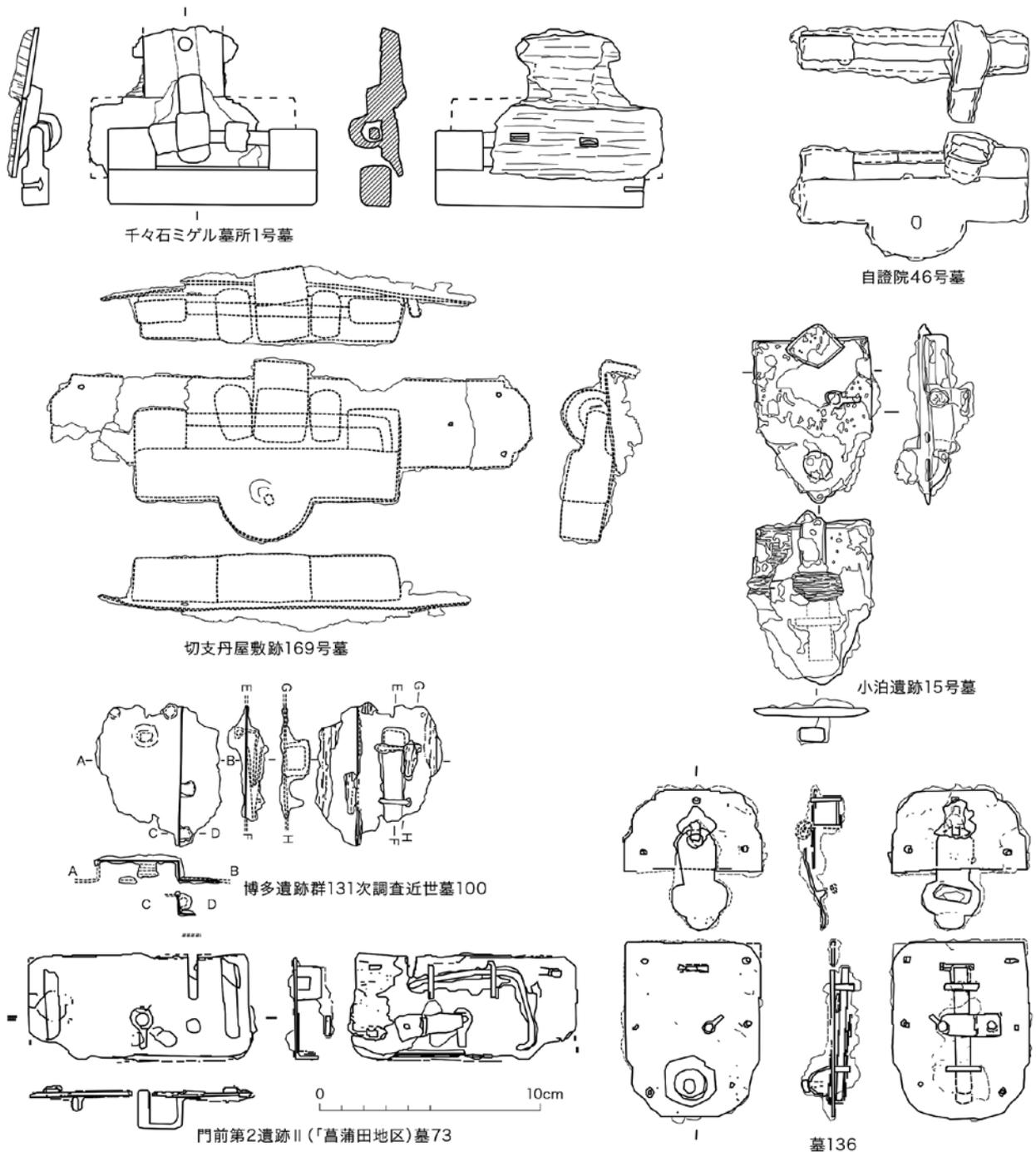


図 6-8-1 転用棺に使用された錠前

ら出土し、底面からは人骨の下から玉髓片の固着した火打金が、右膝上で金具が、右の足元付近で煙管雁首と銅製飾り金具がそれぞれ出土した。金具の蝶番と錠前は和箆筥や長持ちなどの金具と思われるので、こうした家具を棺として転用したのであろう。」とする。錠前は作り付けのものであろう。19世紀と推定されている

墓136は礫を数個集めて標石としている。墓壙は平面長方形で、長辺1.45m、短辺0.85m、深さ0.55mを測り、土壙底面北東寄りで頭蓋骨が出土した。北頭位の臥葬の可能性が高いと考えられ、熟年男性?と推定されている。遺物は土壙底面中央付近で煙管、銅銭6枚が出土したほか、蝶番金具、取手金具、錠前が出土した。これらは長持ちなどの家具の金具と考えられるので、家具を棺として転用したのであろう。18世紀中葉から18世紀後葉とされる。

博多遺跡群 131 次調査近世墓 100 (註7) 福岡県福岡市博多区 18世紀後半に整地された第2遺構面で発見された墓地である。10数基が発見されている。近世墓100の掘方は長方形プランで長径140cm、短径115cm、深さ40cm。方形の木棺の可能性が高い。頭位は北西。土師器小皿2点を副葬する。鉄製品「171は薄い鉄板を凸状に折り曲げ、木材に釘で固定したものである。鉄板の外側屈曲部にはリング状の細板2枚を貼り付ける。更に裏側には細い鉄板3枚を貼り付け、その一部を表へ貫通させて環頭部している。環頭部は細板3枚の反発力によりバネのように伸縮したものと考えられ、錠のような用途が想定でき」と報告者は述べている。この錠を検討した合田は「バネ構造とはいえ、機構(からくり)や実際の使用法などまだ不明な点が残り、錠とは断定できない。」とする(註8)。合田の分類には入らないものであるが、後述する日焼遺跡で類品が発見され、何らかの錠のついた箱が棺に転用されたものと考えられる。

報告書では17世紀と推定しているが、副葬された完形の土師器小皿のうち1枚の108は口径に比べて糸切り離しの底部が小さい18世紀以後の製品と推定され、かつこの墓地は18世紀後半には整地されて廃絶されているので、近世墓100は18世紀前半の墓と推定される。

日焼遺跡 7次 ST007 近世墓 (註9) 福岡県太宰府市 多数の小墳丘を残す近世墓地でその地下から数十基の墓壙が発見された。ST007は長さ76cm幅42cm高さ40cmの長方形に箱を棺に転用して直葬している。その箱には蝶番などの金具と共に鉄製の錠前が取り付けられていた。櫃や箆筥などに取り付けられた洋式の系譜をひく錠前である。博多遺跡群131次調査近世墓100の錠前に機構が非常によく似ている。施錠されていたかどうかは判定できない。ほかに出土遺物はなく時期は不明。

(2) 年代

以上錠前をつけた家具の転用棺の初歩的な資料収集によって集められた7墓地9例であるが、今のところ中世にさかのぼる例はなく、長崎県の千々石ミゲル墓所1号墓が1633(寛永9)年の最古の例である。年代を推定できる例をあげれば、東京都の切支丹屋敷169号墓シドッチ墓が1714(正徳4)年、東京都の自證院46号墓が18世紀第2四半期以後となり、錠前靴金具の分類に基づけば、最古のミゲル墓所1号墓が戦国期以来の形態のV類、切支丹屋敷169号墓と自證院46号墓例が17世紀第2四半期以後に生産されたと推定されているVI類にあたり、埋葬当時にもっとも普及していた形式の錠前が使われていると考えてよい。

作り付けの錠前を使用していた残りの埋葬を検討すると、宮城県小泊遺跡17号墓は1741(天明4)年、

15号墓は1784(寛保元)年。鳥取県の門前第2遺跡Ⅱ(菖蒲田地区)墓73は19世紀、墓136は18世紀中葉から18世紀後葉と推定されている。福岡県博多遺跡群131次調査近世墓100は18世紀前半と推定され、よく似た錠前を使っていた福岡県日焼遺跡7次ST007近世墓も18世紀まで下るものと考えられる。このようにみると18世紀以後の例ばかりで、18世紀前半は錠前Ⅵ類と同じように使われつつ、18世紀後半以後はこの形式の錠前を使用する家具が転用されていったことがうかがわれる。錠前の材質で見るとミゲル墓所1号墓の錠前は銅製であるが、以後の例はすべて鉄製である。

(3) 転用された家具

この推移を転用された家具の種類から見ると、1633(寛永9)年のミゲル墓所1号墓は小型の長持、1714(正徳4)の切支丹屋敷169号墓は大型長持、それ以後の例は、箆笥の錠前と同じものを取り付けた長方形の櫃のような箱を棺に転用していたといえよう。切支丹屋敷169号墓の大型長持をのぞけばいずれも長さ1m程度の大きさの箱が転用されていることがわかる。またミゲル墓所1号墓例のように、竿通が破損していることから長年使用された長持が、埋葬に転用されることが普通であったと考えられる。

(4) 性格

ミゲル墓所1号墓例で明らかなように、入念に作られた石槨や巨大な墓碑を使用した墓地であるので、専用の木棺を誂えることは十分可能であったはずである。にもかかわらずかなり窮屈な屈肢葬を行われなければならない小型の長持を利用したことから、転用の意味については、何らかの理由があったと考えねばならない。切支丹屋敷169号墓についても同時に発見された170号墓は錠前のない櫃の転用、168号墓は早桶の座葬である。やはり特殊な事情を考えねばならない。他の墓地の例も数十基の墓地の中で1ないし2例のみしかなく、何らかの理由を考える必要がある。

そのばあい、錠前のかかる箱形の家具を転用する意味に、以上の例の分布が示すように東北から九州まで存在しているので、近世を通じて共通する何らかの事情、たとえば特定の病気あるいは特定の死に方などの特殊な理由にもとづく埋葬方法、つまり近世に存在した共通する民俗的な理由を見出す方向か、あるいは個々別々の事情、たとえばミゲル墓所のような複雑な宗教的事情、切支丹屋敷169号墓のシドッチ墓であれば日本に帰化棄教しなかった外国人宣教師という政治的な事情など、各埋葬それぞれの理由を追及する方向の二者があるだろう。現状ではこのような共通する民俗例は知られておらず、現状では個々の埋葬の事情の考察を積み重ねから考えていくしかない。

(5) 中世の参考情報

以上のように鍵のかかる家具を棺に転用した例は近世に限られているようであるが、中世の例を文献史料から一つ紹介しておきたい。それは白川宗源氏が紹介された禅僧義堂周信の葬儀に関する史料である(註11)。義堂周信は1325(正中元)年にうまれた臨済宗無窓派の禅僧である。鎌倉と京都の五山の禅林で重きをなし、1388(嘉慶)2年に、南禅寺慈氏院でなくなった。義堂の日記『空華日用工夫略集』は、義堂の手になる日記を素材として、死後に門人たちが編纂した僧伝という性格をもっている。そのため通常の日記では知りえない義堂の臨終と葬送の様子が判明する。

義堂の葬送の特徴は土葬を選択したことにあり、その経過を追うと、嘉慶2年2月10日発病して有馬温泉に湯治中、病状が悪化し、26日に弟子に対し火葬ではなく土葬を望むことを告げ、翌27日次のような土葬の方法を指示した。原文は漢文であるが、ここでは蔭木英雄氏の読み下し文を引用する。(註12)

「凡そ掩土^①の法は、地を掘り^{あな}窖を作り、石を切りて底裏に布き、且つ龕様に随い其の畔岸に側立す^②。塗るに泥粉を以てし、其の孔隙を塞ぐ。是れ俗の所謂窆^{ちゆんせき}窆^③なり。龕中に椅子を立て身を跏趺坐に安んじ^④、椅前に机を置き、机上に筆硯水瓶など平日の資具を陳設す。龕戸鎖封し、鑰子^{やく}⑤は折りて之を棄つ。龕を窖中に投じて覆うに石蓋を以てし、亦其の罅^かを粉し^⑥、土で掩いて深く埋め、石浮図^⑦を立てて表となす云々」

①土葬。②柩の形に沿いその外側に切石を立て並べる。③墓穴。④亡骸を跏趺坐にして安置。⑤鍵。⑥隙間を泥粉で塗る。⑦石塔

注目してほしいのは下線の文章である。義堂は自らの柩の口を鎖封し、鍵は折って捨てよというのであるから、「鎖封」とは錠をかける行為を伴っていると考えられる。ところで禅宗の葬送儀礼を定めた『清規』には、土葬の場合に鎖あるいは錠で封じる規定はない。したがって義堂が命じたこのような柩が柩を封じる行為は禅宗の儀式に由来するものではないと考えられる。なぜ義堂は自身の埋葬方法にこのような行為を加えたのであろうか。いまのところ理由は判然としないが、14世紀末の禅僧に、納棺後、錠をかけることがあったことが知られる。

終わりに

いまのところ類例が少ないので、以上のような予察に留まるが、江戸時代の埋葬と事例のなかに、東北から九州まで17世紀から19世紀までこのような錠前のかかる家具を棺に転用するそうです葬法がきわめて少数ながら存在したことしめすことができたと考える。

資料の収集に当たっては中尾陽介氏（埋蔵文化財サポート株式会社）の教示を得たほかウェブサイト全国遺跡報告総覧を利用した。

(たなか ゆうすけ：別府大学文学部 教授・調査担当)

註1 大分市豊後府内遺跡の戦国時代のイエズス会教会墓地4号墓では、唐櫃の足を切り転用して埋葬した後に蓋を釘付けしていた。そのため錠前は利用していない。田中裕介・後藤晃一ほか2007『豊後府内6』大分県教育庁埋蔵文化財センターほかにも近世墓地の中には錠前こそないものの櫃を棺に転用した例は散見される。

註2 中村光一ほか1986『小泊遺跡—中世板碑造立地の発掘調査—』川北地区教育委員会

註3 野沢均・扇浦正義ほか1987『自證院遺跡』p57-58 東京都新宿区教育委員会

註4 合田芳正2009「近世の施錠具—江戸の錠・鍵—」『青山考古』25・26 青山考古学会

註5 石井たま子編2016『東京都文京区 切支丹屋敷跡』(株)三菱地所レジデンス・(株)テイケイトレード埋蔵文化財事業部

註6 中森祥・北浩明2007『門前第2遺跡Ⅱ(菖蒲田地区)』鳥取県埋蔵文化財センター 国土交通省倉吉河川国道事務所

註7 吉武学編2003『博多92—博多遺跡群第131次調査報告—』(福岡市埋蔵文化財調査報告書第763集)福岡市教育委員会

註8 合田芳正2009論文p359

註9 島内浩輔ほか2005『太宰府・佐野地区遺跡群』(太宰府市の文化財80)太宰府市教育委員会

註10 合田芳正1998『古代の鍵』考古学ライブラリー66 ニュー・サイエンス社、合田2009前掲論文

註11 白川宗源2017『義堂周信示寂記事に関する一考察』『空華日用工夫略集の周辺』p118～135、義堂の会

註12 蔭木英夫1982『訓註 空華日用工夫略集—中世の禅宗の生活と文字—』p370-371、思文閣出版

第7章 調査指導委員会の検討

1. 第3回千々石ミゲル墓所調査指導委員会議事録

- ・開催日：2022年4月22日14:00～16:00
- ・会場：千々石ミゲル墓所調査プロジェクト事務所（諫早市多良見町）
- ・出席者：委員：谷川章雄、久田松和則、浅野ひとみ、小林義孝、宮崎賢太郎、山田順
プロジェクト：浅田昌彦、井手則光、町田義博、大石一久、田中裕介、渡邊亨介、北島美智子
オブザーバー：諫早市文化振興課 野澤哲朗、福井遥香
株式会社オリエントアイエヌジー 中島靖人

・議事次第

- ①開会のことば
- ②千々石ミゲル墓所調査プロジェクト代表あいさつ
- ③委員紹介
- ④資料内容確認
- ⑤議事
 - (1) 第4次伊木力墓所発掘調査の概要報告
 - (2) 第4次発掘調査について
 - ・墓地形成を含めた遺構について
 - ・出土遺物について（第1号墓出土遺物との比較も含む）
 - ・千々石ミゲル墓所としての可能性について
 - ・その他、今後の復元整備や報告書作成に関する助言など
 - (3) その他
- ⑥閉会のことば

・発言者表記

【指導委員会】

- 谷川：谷川章雄（委員長・早稲田大学人間科学学術院教授）
久田松：久田松和則（副委員長 富松神社宮司）
浅野：浅野ひとみ（長崎純心大学教授）
宮崎：宮崎賢太郎（元長崎純心大学人文学部教授）
小林：小林義孝（NPO 法人 地域文化調査研究センター総括）
山田：山田順（西南学院大学国際文化学部准教授）

【千々石ミゲル墓所調査プロジェクト】

- 浅田：浅田昌彦（プロジェクト代表）
大石：大石一久（プロジェクト調査統括）
田中：田中裕介（発掘責任者・別府大学教授）
井手：井手則光（プロジェクト副代表）

[オブザーバー]

野澤：野澤哲朗（諫早市文化振興課）

議事録

浅田 千々石ミゲル墓所調査プロジェクトの第3回指導委員会開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

年度当初の大変お忙しい時期の開催にもかかわらず、久田松副委員長、浅野委員、宮崎委員、小林委員、さらには発掘指導いただいた田中先生には会場にお集まりいただき、谷川委員長、山田委員にはリモート参加という形で日程調整をいただきましたこと、感謝申し上げます。

本会合は、昨年9月12日の発掘調査中に開催されました第2回指導委員会以来の開催となります。9月28日の発掘調査終了後、約6か月をかけて調査資料の整理、墓所全体像の研究、出土人骨・遺物の保存処理・分析・鑑定等が行われ、指導委員の先生方にご披露できる運びとなりました。本日は忌憚ないご審議・ご指導をお願い申し上げます。

大石 それでは第3回の指導委員会をはじめます。委員の先生方ひとつずつお願いします。谷川章雄委員長から、よろしくをお願いします。

谷川 谷川でございます。すみません、現地に行くことができませんで。送っていただいた資料を拝見しました。非常にきちんとしたものをお作りいただいて、ありがとうございました。

大石 副委員長の久田松先生、お願いします。

久田松 久田松でございます。改めて今日、どういった結果が出るのか楽しみにしておりました。あらかじめ資料いただきまして、書いてあるような結果、もう少し落とし込んだ結果も出るのかと思っておりましたが、少しさっぱりしているかな、という感じがいたしております。今日もいろんな立場からの御意見で、どういった結論をまとめることができるのか、楽しみにいたしております。

大石 それでは浅野先生から順番に宮崎先生、小林先生、山田先生でお願いします。

浅野 長崎純心大学の浅野と申します。美術史の観点から何が言えるのかということで、考古学的な成果とともに何か新発見があったらいいなと思いつつ、結果を見させていただいております。よろしく願いいたします。

宮崎 宮崎と申します。キリシタン史の立場から、何かお役に立つことがあればと思っておりますけれど、ようやくお送り頂いた資料などを拝見しておまして、めでたくゴールインできるのではないかという感触を得ています。私としては、よい結果が出るのではないかなと思いつつながら参りました。よろしく願いいたします。

小林 小林です。4次の報告書を拝見して、3次の報告書と重ね合わせてこれまでにないような新しい近世のお墓の世界が垣間見えるのではじゃないかなと、わくわくしながら勉強したいと思っています。よろしく願いいたします。

山田 福岡の西南学院大学の山田でございます。今日、現地にお伺いできず、申し訳ございません。今日は、授業と会議が詰まっています、オンラインでの参加になりました。

今、ローマのコロッセオの近くで病院の地下を発掘しています、初期キリスト教の礼拝所の

発掘をしています。その関係で、もし副葬品、出土品があった場合に、ローマのほかの類似品との比較などでお役に立てるのではないかなと思い、参加させていただきました。大変貴重な現場での様子など、このような機会を与えていただきまして、いろんな意味で勉強させていただいております。

今日もどうぞ、よろしくお願いいたします。

大石 第1次の調査から今回の第4次調査まで発掘調査の担当者として、調査を指導いただいた別府大学の田中先生お願いします。

田中 田中です。皆さん、お久しぶりです。第4次の調査から半年が経ちました。少しずつ調査図面の整理が進んでまいりまして、これから4次調査の出土遺物の本格的な記録作業に入る段階に進んでいます。遺構の全体像はほぼ解明していますので、資料から何が考えるようになるのか楽しみにしております。今日はよろしくお願いいたします。

大石 調査プロジェクトからは代表の浅田昌彦、事務局長の渡邊享介、会計の北島美智子、そして調査統括のわたくし大石一久が参加しております。また第4次調査の現場の実務をお願いした(株)オリエントアイエヌジーの中島靖人さんにもおいでいただいています。また、オブザーバーとして諫早市文化振興課の野沢哲朗さんと福井遥香さんにもおいでいただいています。

野澤 こんにちは。諫早市文化振興課の野澤です。本日はよろしくお願いいたします。諫早市から提供させていただいた資料は4つあります。諫早市では、諫早市全体のキリシタン関連の遺跡の調査を実施し、今年度で3年目になっております。昨年度は千々石ミゲル墓所推定地の周辺で発掘調査を実施し、その成果について、写真などで後ほど紹介させていただくよう予定しております。よろしくお願いいたします。

大石 それでは配布資料の確認をさせていただきます。まず、(株)オリエントアイエヌジーから提出いただいた『千々石ミゲル墓所推定地発掘調査業務結果報告書』、2番目が分部先生の「千々石ミゲル墓所推定地2号墓壙出土人骨について」という概要の報告です。地鎮遺構から出土した土師器杯についてのレポート、最後に田中先生の千々石ミゲル墓所推定2号墓の遺物と出土状況という資料、この4点です。

それとミゲル墓所について、被葬者を特定する論拠を記した大石の論文も入れております。よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事の進行は委員長の谷川先生にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

谷川 リモートで進行役というのもちょっと申し訳ないのですが、お手元の次第に従いまして、進めてまいります。

議事の(1)ですね。第4次伊木力墓所発掘調査の概要報告ということでございます。御説明をお願いできればと思います。

田中 オリエントアイエヌジーの『千々石ミゲル墓所推定地発掘調査業務結果報告書』3-⑨という図面を開いてください。発掘した範囲の平面図になります。真ん中左手に人骨が青色で表示された図です。

今回の第4次調査の発掘範囲は、この図の左手の2号墓壙の一带と、右上のところを拡張し

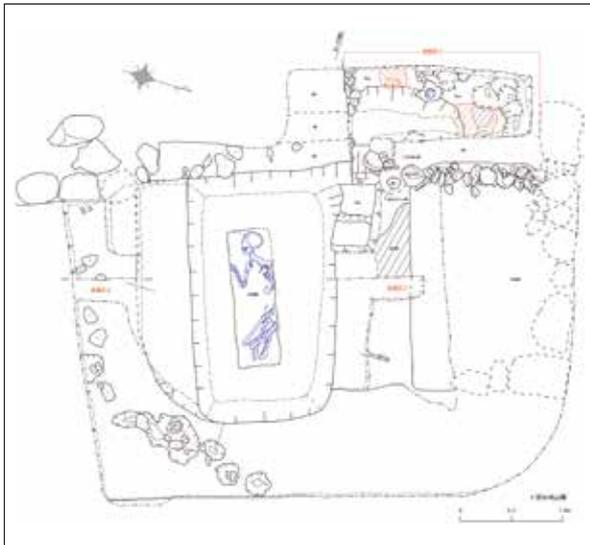


図 7-1 (3-⑨) 2号墓壙遺構実測図

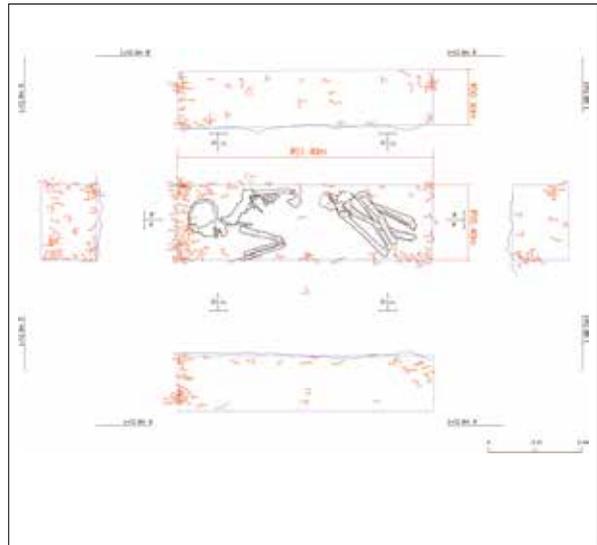


図 7-2 (3-⑩) 2号墓壙木棺遺構実測図

て発掘調査しております。今回の発掘の成果は、予想されたとおり2号墓壙が実際に1号墓壙と並んで存在したことが判明しました、それが第一です。

2号墓壙の中に、1号墓壙と方向を同じくする木棺がございまして、その中に人骨が1体、埋葬されておりました。次に3-⑩の図面を見てください。

1号墓が長持を棺に転用したのに対して、2号墓は当初から木棺を使っているというところに違いがあります。

2号墓の木棺には、100点近い大量の釘が使われておりまして、この釘の多さは非常に不思議な感じがしています。

木棺の大きさにも特徴があります。いわゆる寝棺なのですが、長さは1.4m、幅が0.4mで、高さが30cmぐらいなのですが、伸展葬を意図した木棺ではなくて、明らかに膝を曲げて屈曲した形で埋葬するのを前提にした木棺であります。2号墓の遺体が1号墓と頭位の方向、西側に頭を向けるという点では同じ方法で埋葬をされております。

1号墓と2号墓の関係がどうなっているかは、図3-⑫の断面図をみていただくと、分かります。

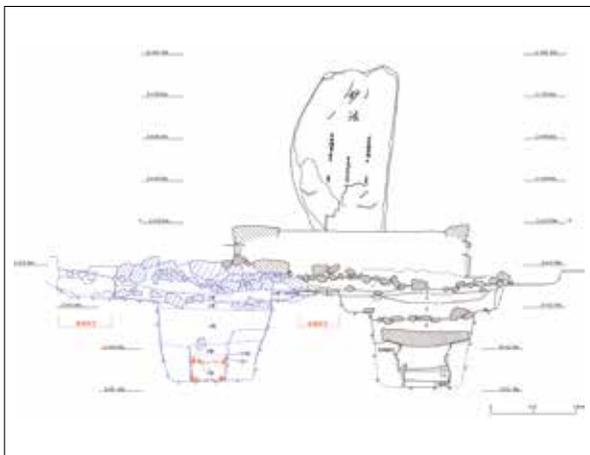


図 7-3 (3-⑫) 1号墓壙 2号墓壙 N-S 軸 断面層位図

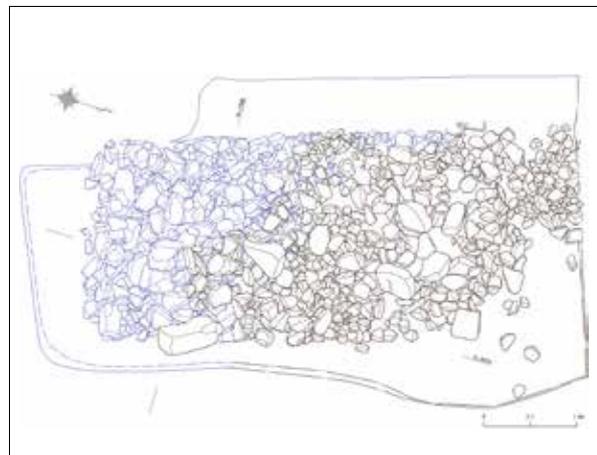


図 7-4 (3-⑬) 1号墓壙 2号墓壙集石遺構合成図

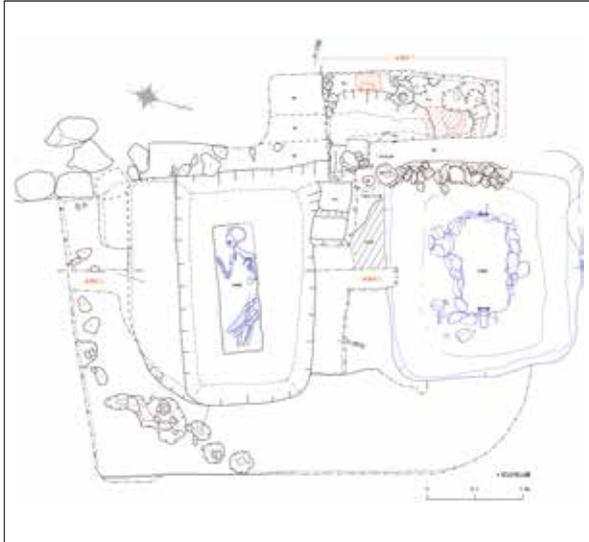


図 7-5 (3-⑩) 1号墓壙 2号墓壙遺構合成図

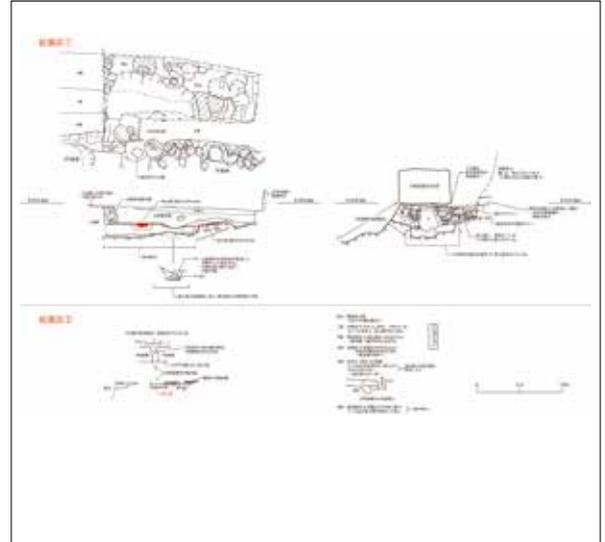


図 7-6 (3-⑪) 拡張区 断面層位図

これは今回の発掘前の状況の図面です。墓所が造られた当初ではありません。1号墓壙と2号墓壙がこういう並びにあることが分かります。底の高さもほとんど同じで、ほぼ同じ深さで造られている墓壙であることがわかります。この1号墓壙と2号墓壙の切り合いの関係は、第3次調査で1号墓壙の調査が終わった段階では、墓壙同士の切り合いがあると考えられたのです。しかし今回精査しましたところ、相互の切り合い関係はなかったことが明らかになりました。2基の墓壙はそれぞれ別々に掘られており、どちらが先かという前後の関係は分からなかったというのが調査の結果です。

しかし二つの墓壙は同時に作られたことがわかりました。図3-⑩をご覧ください。

これは石組基壇をのけた段階で発見された集石遺構の範囲を図面上で一つにしたものです。黒い線で囲まれた範囲を発掘したのが3次調査、青い線で囲まれているのが今回の4次調査の調査範囲です。当初は集石遺構に南北に長い広がりがあるとは思わず、二つの別々の広がりが見接しているのかなと思っていました。

つまり、1号墓壙、2号墓壙という埋葬施設があって、それを埋め戻した後に、両方の全体を覆うように長方形の集積石を行っている。

それともう一つ、調査範囲の北側に拡張区のトレンチを設けました。西側の斜面の方に調査トレンチを設けてギリギリのところまでを拡張区1として発掘をいたしました。

どうしてここを掘ったかといいますと、集石遺構の表面を検出したときに、墓石を立てた痕跡がなかったのです。もしこの石を積んだ遺構の上に墓石を建てていたなら、積石の乱れた箇所が絶対にあります。それが3次調査でも4次調査でも実はなかったのです。それでは、もともと墓石を建てられたところはどこなのだろうという疑問がわきました。それをはっきりさせたいということで、拡張区を掘りました。そうすると長円形に落ち込みが見つかりました。西北隅の4分の1を掘った段階で停めています。この南側に広がり、実際にはまだこの倍ぐらいの大きさになるかと思えます。こういう掘り込みがちょうど遺構の外側にあることがわかりました。

この掘り込みが恐らく墓石の形から見ても当初に墓石の立てられた場所であろうと思います。さらに図3-⑨で、赤い斜線が入ったところがあります。

墓石の掘方に切られるような形で2か所。さらに拡張区2というところに地面が焼けたところがありました。お墓を造る直前の地山の面が出まして、その面に火を炊いた跡、焼土面が3ヶ所見つかりました。図3-⑩に、拡張区1と拡張区2の拡大された図面を出しています。

2か所の焼土面の間に不整形な掘り込みがありまして、そこから土師器の小皿が出土しました。その土器は円礫の上に被せるように置かれていました。

この埋納坑は位置関係から見ると墓石とセットになると思うのです。墓石の掘方を掘る前の段階で、地面が焼かれ、土師器を小抗に入れた可能性もあるのです。この墓5所を造るという一連の行為の中で、こういうことが行われています。

以上のような調査結果から墓所の造営過程や構造が分かってきました。墓所が造られた場所は、もともと山の斜面ですが、最初にそこをL字状にカットして墓所の造成が行われています。その段階で何かのお呪いまじないをしています。この呪いは何の呪いかは分かりません。キリスト教の呪いじゃなさそうです。火を焚いたり、土師器をお供えするような、地鎮というか、場所を清める意味の行為を行っています。その後に埋葬に先立って墓石を立て、つぎに2基の埋葬を行っています。そして埋葬施設の上に石を覆って墓所は完成します。

以上のように埋葬が行われるに至る墓所の造成、埋葬が終わって墓所が完成するまでの過程が復元できる情報を発掘調査によって得ることができました。

以上の発掘調査の結果の上に、女性と男性の戒名が彫られた墓石、その墓石に書かれているとおりの2人の埋葬施設が発見され、女性と男性という人骨の鑑定が出ています。この墓所に埋葬された人は、墓石に戒名が書かれた二名の人物であることは間違いのないところまでは明らかになったと思います。

谷川 ありがとうございます。それでは何か御質問、あるいはコメント、あるいは補足等、ございますでしょうか。

小林 墓石の掘方と2号墓壇の切り合い関係を確認したいのですけれども。

田中 墓石が先に建てられて、その後に二基の墓壇の掘削が行われてのち、集石が行われたという順番です。

3-⑩の断面図を見てください。1号墓壇がどの層を切っているかということ、この礫混じりの整地層の2層なのです。その礫混じりの層を切って1号墓壇が掘られています。2号墓壇も、結局その2層を切っていることが観察できましたので、墓碑を建てて、その周りに整地層を置いて、そこから墓壇を切り込んでいるということです。その後集石遺構を完成させているという順番になろうかと思います。

谷川 はい、ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

久田松 現況建っている墓石の位置関係はどうだったでしょうか。

田中 現況というのは調査前の状態ですね。

田中 前回の報告書（『千々石ミゲル夫妻伊木力墓所発掘調査（第1次～第3次）報告書』（報告編））の12頁をみてください。墓石が立てられていた地点は、1号墓壇と2号墓壇の上にはかから

ずに、1号墓壙にかかっている感じですね。1号墓壙の、しかも真上にかかっているようになっています。

谷川 ちょっと改めて、お訊ねしたいのですが、2基の墓壙は同時埋葬というふうに理解してよろしいわけですね。

田中 時間の幅をどう取るかによりますけれども、ほぼ同時埋葬ですね。1号墓壙と2号墓壙の切り合い関係がありませんでした。前回の第3次調査では2号墓壙のほうが1号墓壙を切っていて新しいと理解していたんですけど、今回2号墓壙じゃなくて、真ん中に残された整地層を切っていたというのが分かったので、直接の切り合い関係がありません。

このように考古学的な調査としては前後関係が出ませんけれども、集石遺構と墓石をひとつにするということから、集石を施した段階では二つの埋葬は既に終結しています。

亡くなったのが2日違いですから、それをそのまま信用すれば、ほぼ同時に埋葬していますので、墓所そのものもひとつの墓所として設計されていると思います。ですから同時に埋葬されたと考えて、まず間違いないと思います。

谷川 はい、ありがとうございました。二つの墓壙の断面図、断面形がすごくよく似ているので、さっき田中先生おっしゃったように、深さがほぼ一緒で、やはり同時に掘った墓壙なのかなというふうに私も直感的にはそう思っていたのですが。

あともう一つ、平面形が2号墓壙の方はやはり若干細長いというか、長方形で、1号墓壙の方は幅があるような感じですね。だから恐らく棺の構造を最初から分かっている、それで墓壙を掘ったのではないかと、これは推測の域を出ませんが、そういう感じを受けたのです。亡くなった後に恐らく納棺すると思うのですが、納棺した段階で、もう奥さんのほうは長持に入っていて、ミゲルのほうは木棺に入っていたということが分かっている、この墓壙を掘った。ちょっと言い過ぎないようにしなきゃいけないのかもしれませんが、そういうような印象を受けましたが、いかがでしょうか。

田中 なるほど、墓壙の形は、確かに埋葬施設の形を知っていて造っているような感じはします。谷川先生の御意見もそのとおりだと思います。ですから、そこも含めてすごく計画的に作られているという感じは同感です。

谷川 ほかにいかがでしょうか。

小林 今回の2号墓壙の棺桶のくぎが異常に、九十数本あって、若干の違いはありますが、どうも大・中・小で3種類ぐらいあります。それから頭部側の小口に非常にたくさん釘が集積しているんですね。どんな構造の木棺が考えられるのでしょうか。これだけ釘を使っている木棺の類例を御存じないですか。

谷川 釘の多さというのは異例ですよ。私も見たことはないです。構造がどういうものなのか、これだけ釘を使うということは板材がとても多いということなのか。でも、そんな端切れみたいな板材を組み合わせて木棺作るというのも、あまりよく分からない。棺の構造を考えると、この釘の多さをどう判断するかというのは、大変重要な問題だと私も思います。

久田松 木棺にどういう木材が使われていたのかが分かったのでしょうか。

大石 人骨の保存処理が終わってから木片がどこまで残っているのかを確認して、できれば樹種を鑑

定してもらわないといけないですね。

久田松 例えば杉ならやわいですよ。使っている木材の質によって釘の数が変わってくるのかなと。

またその木棺の材質は出てないのですね。

大石 そこまで、まだ分析していません。

小林 どんな釘がどのように分布し、向きがどうかということ押さえていかなければ、方法がないのですかね。

田中 木棺を掘っているときに気がついたのですが、下から突き上げている釘が幾つかありましたので、底の板を確実に張っているとは思いました。当たり前じゃないかと思われるかもしれませんが、キリシタン墓の長方形木棺は、底に板がきっちり張っている例は意外と少ないのです。棧を渡しているだけや、すのこ状の底が結構多いのですよ。だから、これはそうじゃないなと思いました。ただ小口にこれだけたくさん釘があるのは、私はちょっと理解不能です。別に箱のようなものがあるような気もしなかったのですが。

谷川 あとはこの、1 m 40cmの木棺というのは通常、普通あるものなんですか。

田中 中世後期に使われている、いわゆる寝棺の木棺の寸法だったら類例はあります。ただその場合、もうちょっと幅があります。幅 60cmぐらいあつたりするものが多いですけど。ただ長崎で桶に変わるのはいつでしょうか。意外とこの時期まで、この手の木棺は残っている可能性もありますから。

谷川 これ、あまり参考にはならないかもしれませんが、江戸だと大体 17 世紀の中葉で長方形木棺は終わるのですね。

田中 ああ、そうですか。

谷川 ただしですね、これ、1m40cmといたらちょっと長い感じがして。江戸ではもう少し短い、要するに足をもっと抱え込むような感じで葬っているのですね。だから、棺自体がもう少し短いのです。この場合は、要するに膝が下のほうへ伸びているような感じで葬っていますので。実際は、江戸の側臥屈葬で葬っている膝頭が胸につくような感じで、埋葬姿勢と比べると、何か長いなという。

田中 ああ、なるほど。

谷川 ただ、これはもう地域が違いますから、全然参考にはならないかもしれません。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、議事次第では、もう(2)のほうに入っていると思いますが、遺物の話を、これに合わせてしていただくほうがいいかなと思います。出土遺物について第1号墓出土遺物との比較も含めて、田中先生がお書きになっている資料を基に。

田中 出土遺物については2点あります。墓石を建てる前の段階で呪いのような行為に使われた土師器の報告です。

割れているのは、掘っているときに気がつかずに割ってしまったので、本来は完形品です。完形品がひっくり返して置かれていました。

大きさが、小皿と言われる器種ですが、7cmぐらいの口径で深さが3cm。ちょっと表面はトロトロしているのですが、ロクロ水挽回転糸切り離しの技法で作られています。口縁が外反す

るような形ですが、川畑敏則さん（長崎県埋蔵文化財センター）によると大体 16 世紀代ぐらいに今のところ報告されている類例があるということです。ただ問題なのは、長崎では 17 世紀でははっきりした報告例が少ない。

私は 17 世紀に下って全然おかしくないと思っています。近世の土師器は、最終的には地元の資料と比較するしかありません。諫早の土師器も大体 17 世紀の初めぐらいまでしかなく、近世に下った資料が逆にあれば比較できるんですが、今の段階では、1633 年前後にこれが使われていたとしても、私は全然おかしくないと思っています。

ミゲル墓のいいところは、集石遺構の表層まではちょっと乱れがあるけども、それから下は 1 号墓も 2 号墓も含めて層位的乱れがなく、層位の区分が非常にはっきりしていて分かりやすいのです。ですから、そこの中から出土したものがどういう物かがはっきりすれば、層序の点からも年代を判定することがほぼ可能なのです。ですから、層位を区切りながら、そこから出た遺物を全部、陶磁器の専門家の中野雄二氏（波佐見町歴史文化交流館「波佐見ミュージアム」学芸員）に見ていただきました。

前回の調査につづいて今回の 2 号墓壙も、例えば一番上の方形の石組基壇の裏込めの遺構の中から出てきたものは、近世・近代までの陶磁器が 36 点と、福岡県柳川産の近代瓦が 3 点でした。このように各層の中でどういう時期のものが何点出てきているかという点数を出していくと、方形の石組基壇の裏込めからは 18 世紀のもの、19 世紀のもの、近代のものまで出てきて、石組基壇が作られたのは、どうも明治時代に入ってからということがわかりました。

このように一番新しい遺物で年代を決めていくのですが、それで矛盾したものがないかどうかを確認していきました。そういう方法で層序をにらみながら。整理していくと、集石遺構の中から出てくるものは、近世陶磁器と中国の青磁ばかりで、さらに上層・中層・下層と細分して見ていくと、上層と中層には 18 世紀の近世陶磁器と土師器の小皿の小片が何点かずつ、含まれてるわけですね。集石遺構の上中層から何故 18 世紀とか 19 世紀の遺物が出るかということ、それは簡単で、集石遺構は石を置いただけで土をかぶせていませんから、300 年間地上に露出していたのです。その間に、たびたび供養が行われますので、石と石との間は当然ながら隙間がずっと残っています。雨が降ったら、土が抜けていくのですよ。ですから、陶磁器や土器の破片が石の隙間に入り込むのは、逆に当たり前のですね。ですから、そういう遺物が上層と中層から出てきます。

その後、墓壙の埋土の中から出てきた遺物は大体これぐらいです。A 層・B 層。A 層 2 号墓壙の最上層ですね。この中には中世の中国の青磁片や土師器の碎片とか、年代の分かるもの、すべて 17 世紀でいいということです。墓所の年代にぴったり合う時期の遺物が出てきているということです。

それから下は、滑石製の石鍋など 1633 年より古いものが混じっている。これは当たり前のことですね。2 号墓壙でこのように遺物が層位的に矛盾のないことが判明しました。1 号墓壙の発掘の際には、埋土の最上層の中に漳州窯青花など、17 世紀の初めぐらいまで品物が入っていました。それから集石遺構の一番上に銭貨がありました。寛永通宝、1 枚は古寛永ですから、時期も合います。

以上の遺物の出土状況から、大体17世紀の前半代の墓壇としても問題はないと整理できるだろうと思います。

ミゲル墓所出土の土師器の資料とか、木棺の金具、錠前などはこの時期の指標になる資料になるだろうと思います。遺物に関しては以上です。

谷川 ありがとうございます。御質問、御意見、コメントはございますでしょうか。

久田松 墓石ができた経緯が田中先生から説明され、まずは墓石が立石をされてから墓壇ができるという手順になるということが確認されましたけれども、その際に、大石さんの分野になると思うのですが、立石をしたときに、戒名が表に彫れている、その時系列で考えた場合に、どの時点で碑文に彫り込みがされたのか。遺体ですから、痛むということもありますでしょうから、そう時間的な経過は許されないと思うのですね。そこをどう解釈していくのか。恐らく何かのときにそこに疑問点が出てくるんじゃないかと思うのですが、取りあえず立石だけして、後ほどのみで彫るといったことが可能なかどうか。いかがでしょうか。

大石 私は立石のまま墓石に銘文を彫るという事例に接したことはありません。通常はやはり横に置いて陰刻するのが通常だと思います。とくに伊木力墓石の銘文は全体が本当に小さく彫られていますから、なおさらだと思います。何で墓石を最初に建てたのかは、今後の課題だと思います。

ついでに申しますと、墓石を調べる場合、まず彫られている「寛永九年」銘の墓石が当時の墓石であるかどうかをまず確認しないといけないわけですね。後代に作られた可能性もあるのですから。

自然石を使用する墓石についてですが、私が悉皆調査している肥前の場合についていえば、大体寛文年間の1660年代ぐらいまでは、表面にはほとんど加工を加えません。もちろん例外はありますが、多くは研ぎ出しを入れません。自然の凹凸をそのままにして、そこに紀年銘や銘文を彫るのです。また、銘文の字体が全碑面に対して小さく彫られていますし、それだけの風化面が現れています。これらの諸点から、伊木力の墓石は紀年銘の「寛永九年十二月」（1633年1月）の墓石と判断して間違いないと考えました。

それと以前、谷川先生から「妙法」という字が非常に大きいじゃないかと指摘されました。通常の場合、「妙法」は他の銘文以上に大きく陰刻されます。ただ、それ以外の銘文、例えば「自性院妙信」などの戒名や紀年銘などと比較すると、確かに通常のバランス以上に大きく陰刻されています。この点も、今後検討していきたいと思います。

なにはともあれ、墓石が建った後に銘文を彫ったかどうかは、今の段階では結論は出せないですね。ただ、紀年銘の「寛永九年十二月」、西暦で1633年の1月ですが、その紀年銘からそんなに経ってない時期に銘文は彫られていることは間違いないと思います。

谷川 遺物からいっても墓石の没年と合ってくるということは、今の田中先生のご説明で、私もそれでいいのではないかなと思いましたが、いかがですか。矛盾がないというか、年代的に合ってくる。

もう一つは、埋葬の前に墓石を建てている、後になって墓石を建てたというのでなしに墓石を先に建てているということは、非常に大事なことはないかなと思うのですね。同時埋葬で、しかも埋葬施設の年代自体が遺物からいっても寛永年間という、その墓石の没年と矛盾

はないということは非常に大事なことのじゃないかなと思いますけども。ですから、そうすると後から追刻したかどうかという問題もある程度残るとはいつても、何も書かないで板石だけ建てることはあまり考えられないので。やっぱり「妙法」と戒名とのバランスが、私もちょっとどうなのかなと思います。ただこれも地域によって、あるいは年代によっても違うと思います。

いずれにしても、墓石を建てた年代と墓が造られた年代というのはほぼ同時であるというか、一緒であるというふうに考えていいのではないかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

それではまたこの問題、戻るかもしれませんが、千々石ミゲル墓所としての可能性について、大石先生の送っていただいた資料のご説明になるのでしょうか。

大石 伊木力に建つ墓石が千々石ミゲル夫妻の墓石であると特定したのは、今から18年前のことです。言うまでもないことですが、当時は墓石の銘文からしか判断できませんでした。その際、墓地所有者の浅田家に残る文書や大村藩関係文書などの文献資料は大変重要で、その文書から多くの知見を得ることができました。

特定するに至った内容は論文に書いていますように、最初に寛永9年銘墓石の適合性、背面陰刻の「千々石玄蕃允」が施主であることを論証した後、玄蕃に関わる一族約20名の没年を検証し、寛永9年12月12日と14日に該当する墓石がないことを確認しました。その後、玄蕃により墓石を建塔されるべき夫妻とは誰か、伊木力に関係する玄蕃周辺の人物など7項目について調べました。その結果、伊木力墓石は千々石ミゲル夫妻の墓石であるという結論に達したわけです。

ただ、この結論は地上標識の墓石の銘文と関係文書から得たものですから、この墓石の地下遺構がどうなっているのが最大の問題でした。この地を「墓所」としたのは、浅田家文書中の「浅田氏先祖代々御法號誌」に「墓所」と特定していることが根拠になっていますが、果たして本当に地下遺構があるのかどうか問題でした。

これまでの発掘調査で、墓石と遺構が完全に一致しましたので、もうこれはミゲル夫妻墓所以外にはないだろうというふうに私は考えておりますが、立場上、私はこれ以上言及することはやめて、各委員の先生方に判断を委ねたいと思います。

谷川 ありがとうございます。それでは、墓石と、それから墓壇、埋葬施設の年代のこと、それからもう一つは人骨の所見を寄せていただいていますので、このことについて御説明を頂ければと思います。

大石 各委員の先生方には、長崎医療技術専門学校長の分部哲秋先生ほかによります分析結果が配布されていると思います。これは4月10日ぐらいに頂きまして、それをそのまま、プリントアウトしたものです。この中で、結論的に言うならば、男性であるということ。ただその中で、年齢的なことは第3次発掘の第1号墓を含めて今回は全て割愛をしたいということが最後のページに入っていると思います。

人骨の所見につきましては、分部先生の分析結果を読んでいただく以外にありませんので、これ以上、私からの説明は省かせていただきます。よろしいでしょうか。

谷川 はい、ありがとうございます。この点につきましては、何か皆様から御意見とかコメントとか、

ございますでしょうか。

基本的には成人男性の人骨であるということだと思うのですが、それで前回の1号墓が女性であるということなので、2号墓は発掘当初は男性か女性かもまだ確定はしていなかったわけですから、その意味では、この男性であると確定できたということは非常に大きいなというふうに私は思っております。

浅野 身長については、どこにも書いてないみたいなのですが、推定される身長というのは、どのくらいとか分かっているのでしょうか。

大石 実は身長のことについてもちょっと分部先生に伺いましたが、分部先生からは、それは出せませんということでした。

谷川 私が少し関わった江戸の「切支丹座敷」にあったシドッチの墓の場合は、大腿骨が残っていましたので、そこから身長を推定したということを国立科学博物館の坂上和弘先生はおっしゃっていました。

大腿骨の長さがある程度分かればいいんだけど。これは、どうなのでしょう、ちょっと途中で欠損しているのかなというふうにもちょっと思ったんですけど。専門外があまり言うわけにもいかないのかもしれませんが。

小林 分部先生には報告書の段階でもう少し詰めてほしいと思います。

小林 江戸時代の墓って、乳児・幼児・成年・成人・熟年ぐらいで分けるのですかね。

谷川 そうですね。

小林 年齢まで行かなくとも、そのぐらいの範疇で分けていただけませんかね。

大石 なるほど。それ、私が聞いたほうがいいですね。

分部先生にその旨は、こういう指導委員会での話がありましたということをお伝えしたいと思います。

谷川 はい。あとは病変が何か、特徴的な病変があったりすると、それも私はミゲルの生まれてから死ぬまでの間の、文献なんかに残っているようなこととつながるかどうかは別にして、そういう病変があるのかどうかということも、大事なことだと思うのです。性別・年齢・病変というのは、基本的な情報なので。あと、それに合わせて推定身長みたいなものが分かれば、ミゲルが何センチだったというのが分かるということはすごく大きなことだと思うのです。ですから、そういう意見が出たということ、あまり失礼のない形で大石先生からお伝えいただきたい。

大石 了解しました。分部先生に問い合わせるのは推定身長、成人かどうかの年齢層。それと病変についての、3点ですよね。

谷川 はい、そうですね。

大石 分かりました。

宮崎 ミゲルは有馬で深手を負うような傷を負ったということが記録にあるのですけれども。もしかして、それが骨に達するようなことがあって、どこかにその刀傷的なものでもあれば、ミゲルがそのときに受けた傷というようなことも推測できるかなとも思います。もう一度骨全体を見て何かそれらしき痕跡があるかどうかなど、そういう目でもう一度見直したときに、そういう痕跡が感じられるようなものが残っておれば、これまた1つ、非常にプラスな材料になるうか

と思いますので、ついでに打診してみても……。

大石 はい、分かりました。

谷川 ありがとうございます。そうすると、もう一つ論点として、ここでちょっと再確認しておきたいのは、キリシタン墓ということの意味というのですかね、そこをもう一度、ちょっと確認をさせていただければと思うのですが、1号墓が出てきたときの副葬品の問題と、それから今回は副葬品がないというような状況なんです。これを取りまとめてキリシタンとの関係というのをどう見るかというところは、これは、私は今年の夏のこの指導委員会の後には、副葬品がないということ自体がキリシタン墓であるということ、むしろ支える部分になるのではないかなというようなことを申し上げたんですが、その辺はいかがでしょうか。あまり積極的に言えるわけではないと思うのですが、しかしキリシタン墓でないということにはならない。むしろ副葬品はあっておかしくないというふうに私は思いますので、このクラスの、千々石ミゲルクラスの武士であれば、何も副葬品がないというのはどうも考えられないので。その辺をもし、改めてご意見があれば伺っておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

田中 私もその辺は谷川先生と同意見です。特に男性の2号墓で副葬品がないというのは、キリシタン墓、イスラム教などの一神教の特徴ですから、やっぱりそのあたりの事情が関係してるんじゃないかなという気はします。

1号墓はキリシタン信仰具を副葬していますから、それは身につけていたものを副葬したと思います。ですから、このような意味で、1号2号ともにキリシタンとの関係が、非常に深いと考えています。

谷川 はい、ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

大石 1633年という時期は、実は伊木力を含めた大村藩域の特徴的な時期なのですね。伊木力の場合ですと、一番分かりやすいのは1622年のドミニコ会士コリヤードの徴収文書です。その中に伊木力の潜伏キリシタンリーダーとして本山善介というリーダーの組織の名前が出てきます。要は、旧大村藩で隣村の時津村や長与村同様に伊木力村も潜伏キリシタンの集住地帯だったということです。これはドミニコ会の組織で、イエズス会ではありません。そこに伊木力移住後のミゲルとの関わりが想定されると思われまます。

大村藩においては、1620から30年代という時期は、まだまだキリシタンに対する取り締まりが緩やかな時期なのですね。大村藩で対策が厳しくなるのは、明暦3年（1657）に発生した郡崩れ以後のことです。

潜伏キリシタンの環境は濃厚だったと考えられますが、1630年に伊木力で9名が処刑されています。この3年後に伊木力墓石は建塔されていますから、墓石を建塔した千々石玄蕃は、大変に気を使ったものと思われまます。建塔当時、玄蕃は玖島城の二の丸に住む大村藩士でしたので、1608年に建立された日蓮宗・本経寺の檀家だったと考えられます。だから、地上標識の墓石には、大きく「妙法」と書かざるをえなかったものと思われまます。

ところで、これは質問ですが、1号墓の女性の方にはキリシタン遺物がありました。2号墓にはない。また、1号墓の場合は長持に施錠をし、さらにその上に石蓋があって嚴重とも思える埋葬の仕方でした。それに対して、2号墓は、約100本の釘は別にして、木棺の直

葬で一見開放的な埋葬に思えます。その辺は考古学的にはいかがなのでしょう。

田中 考古学では答えが出ないですね。発掘例で言えば、谷川先生によるシドッチの墓があります。木棺に長持を転用してる例は近世でも点々とあるのですが、その理由は民俗学の専門家に聞いても出てこないのです。この辺は小林さんが一番得意ではありませんか。

小林 そんなことないのですが。ただ1号墓壙の場合、これまでの報告で石槨という言い方をしていたのですが、あれが石槨かどうかは私はずっと疑問に思っていました。墓壙の底に長持を置いて、埋め土の代わりに石をどんどん詰めていって、そして長持ちの竿金具がぱたんと倒れて、またその上に石を積んで、その上に3枚の大きな石で蓋をする。ちょっと封印しているみたいな、そんな気はします。それに比べて2号墓壙のほうは言われたとおり開放的で、前の指導委員会でも谷川先生も指摘されていたけど、やっぱり鍵をかけているということ。そして鍵は残ってないということ、その辺も何か封じ込めの一連の行為なのかなという風に考えているんですが。

谷川 もう少しいろいろと勉強してみて、他に例とかがあるかどうかも含めてちょっとやってみないと分からないのですが、私が最初に申し上げたとおり、納棺の段階で、もうミゲルとミゲルの奥さんの棺は、もう決まっていたということだと思えるのですよね。したがって墓壙の形が長方形と、割と正方形に近いようなものになっている。そうすると、亡くなって、その後納棺したときに、もう最初から、そういう埋葬施設にすると決めていたというのが、何か非常に興味深いのですよね。

つまり、棺を選別した理由は何なのかということになるのだろうと思いますけども。何らかの理由で、とにかく納棺の段階で、棺は選別していたということなのではないのでしょうか。だから墓壙自体が、当然棺に合わせた形で掘られている。そういうことまでは言えると思うのですね。あとの問題は、その背景がどうなるかというのをいろいろ推測してみる必要はあるかなというようには思います。

少しいろいろ考えてみなきゃいけない。それから小林さんがおっしゃったように、1号墓の周りに石積みのようなものがあって、私は直感的に大名墓の系統につながってくる上級家臣の墓としてはおかしくないと思ったのですが、むしろそうではなくて、何かそういう封じ込めるといって、そういう意味合いで磔を周りにめぐらしたようなことをやったのかなと思えなくもないので、これもまたちょっといろいろ調べてみないと分からない。類例があるかどうかも含めてちょっと考えてみなきゃいけないとは思いますが。田中先生、いかがですか。

田中 封じ込めはさておいて、例えば同じときに亡くなくても、死に方の微妙な違いが埋葬に反映されているとか、まだ手がかりが何にもない状態なのです。だから意外なところで中世の習俗を調べてる人が、ふっと、こういうこともありますよといってヒントが出てくるかもしれないが、今の段階では類例を調べる以外にないですね。

ただ、はっきりしたのは、谷川先生もおっしゃったように、死んで埋葬の準備を始めた段階で、少なくともこういう棺に入れると決めていたことは間違いのないことです。最初から、それは確実だと。だから長持に入れたのも鍵をかけたのも何かの理由があるのでしょうけど、それが今の僕らには皆目分からない。

谷川 はい。取りまとめをしなきゃいけないのですが、浅野先生、山田先生、コメントを頂ければ

と思いますが、いかがでしょうか。

山田 山田です。なかなか日本の考古学は専門外で、特にその地域のいろんな特徴とかは全く分からないのですが、しかし報告書を読ませていただいたのと、あと皆さんのお話を聞いていて、やはり長持施錠の第1号墓、そしてやたら釘打ちで、しっかりと塞いで副葬品の無い2号墓。どれもが異例づくしの特殊な状況であるということは間違いありませんね。その地域の類例を見てもないと分からないということでしたけれども、あらゆる意味で特殊な状況で、それがどうも意図的に最初からプログラムされているという、そういう状況が分かってきたということは大きな収穫じゃないかなと思います。そういう特殊な状況というのは何かその背後に意図があって、先ほど封じ込めとかいう御意見もありましたね。すごく興味深いような気がします。

私の行っているローマの発掘現場でも、よく分からない、いろんなまじないのような、そういう痕跡がいっぱい出ているのですけれども、中世のことについて、大分後の人がそれに類似したものがあるよというのをちょっと教えてくださって参考になったりしたのです。なかなかその時代のものでは特殊な状況、特殊な状況を意図的に何か作り出しているというのは感じられますよね。

ですから、やはり、その背後に何らかの意図があるという、それだけでもかなり特殊な状況を生み出し、その意図が何かというのがなかなかつながってこないのですけれども、状況的に、意図的に、最初からそういう埋葬、どのように埋葬するかの1つの方向性がはっきりしていたということですよ。

1号墓に関しては、キリシタン遺物関係のものを入れながらも、施錠して石を上から置いて、しっかりと隠す。2号墓に関しては、何も入れないが、しかし同時に釘でしっかりと打ち付けているという。キリスト教は復活の信仰ですからね。そこから出てくる、そういう復活と封じ込めにどのような何か意味があるのか、よく分かりませんが、はっきりしていることは、意図的に特殊な状況をプログラムしてやっているということが分かってきたということ、これはすごく大きいことじゃないかなと。皆さんが既に感じてらっしゃることを、ただ言葉にただけですけれども、それが分かったということもすごく大きなことじゃないかなという気がいたします。

谷川 ありがとうございます。浅野先生はいかがですか。コメントいただけますか。

浅野 日本二十六聖人記念館の元館長であられた結城了吾先生が、パチェコさんと名乗っていたときに書かれたスペイン語の論文を読んだのです。そうしましたら、日本語のほうは割とラフな書き方で書かれる方だけど、スペイン語だときちんと文献も挙げて書かれていて、大石先生とほぼ同じような考え方で、千々石ミゲルは棄教していなかったということを書いてらっしゃいます。

それでパチェコさんがスペイン語で書かれたイエズス会士の大きな辞典の中で、ミゲルは半身不随に近い様子だったということを書かれていますね。それがいつからであろうかということについては、刃傷沙汰がある前からのようなのです。10 天正少年使節で海外に行っているときも体が弱かったというような記述もありますし、何の病気とかは全然分かりませんが、この発掘の場面をテレビで見ていた時に分部先生が、男性にしては骨が華奢であるという

ことをおっしゃっていたので、このことなのかなと思ったんですね。そういう身体的な不自由なところが、骨を見ると分かるのですね。ああ、ミゲルなんだと、私は思いました。

谷川 ありがとうございます。宮崎先生はいかがでしょうか。

宮崎 そうですね、ミゲルが最後の段階で信仰を持って亡くなったのか、完全にキリシタンを捨ててしまったのか。これについては多分もう文献の中で新しいものが出てくるというのはかなり難しいかなとは思うのですけれども。

希望的にはイエズス会から脱会はして、キリシタンの世界からは遠ざかったけれども、心の中ではまだローマに行ったその1人として信仰だけは持ち続けた、そうあってほしい、美しいロマンの物語にはなると思うのですけど。

歴史学的に言えば、もう少し厳しい目で見るときには、ちょっと難しい。彼が置かれた1601年に棄教して後の30年あまりの彼の人生を諸々頭に思い浮かべるに当たって、そこまでキリシタンの信仰が彼の中にずっと続くだけのモチベーションというのは、ちょっと私には難しいのではないかなと。やはり最後にはどう言いますか、無神論にということはあるかもしれませんが、キリシタンの世界からはやはり離れていたのではないかなという気がします。根拠のない推測なのですけれども、簡単に、美しいロマンのその物語を提唱するというのも、ちょっと一方ではなかなか難しいなと。どっちか分からんというのが、本当のところだろうとは思います。

ですからお墓に何もキリシタンのようなものがないというのも、ひょっとしたらキリシタンとの関係をほとんど一切、絶っていたがゆえに、何も2号墓のほうからは出なかったということも、こじつけかもしれませんが、見ることも、1つの可能性としてはあるのかなというふうには思わないではないです。

谷川 ありがとうございます。久田松先生、何かございますでしょうか。

久田松 ええ。2点ほど。

ひとつは、先ほど山田先生がおっしゃってありました特殊な状況の中で埋葬されたということがかなり分かってきたということが、ほかの先生方からも出ておりましたが、文政年間に発掘されました痲瘡患者の埋葬事例が平成12年に報告されておりますが、それはやはり長持を使っております。これは恐らく痲瘡患者が出たときに、家族が患者の世帯道具といいますが、布団とか、そんなものを長持に入れて隔離した。そしてそのまま亡くなった後は、その長持を棺桶に使っている例が報告されています。全部が長持ではありません。中には座棺があったり、いろんなケースがありますが。

鍵をかけるということは、それは報告されていませんが、長持を使っておりますね。2人が2日違いで亡くなっているということは、何か自然死ではなくて、やはり異常な状態での死でないかと想像されますし、そうしますと先ほど申しました何がしかの今我々が悩んでおります感染症という可能性があるかもしれません。

ただ、この地方での感染症を大分調べましたけども、なかなか江戸前期はないんですね。江戸後期だと大分出てまいりますけども。

1つは感染症というのが1つあるのではないかなということを考えています。



図 7-7 諫早市発掘調査全体図

もう一つは、仏教なのかキリスト教の信仰を持っていたのかということ。その頭が西向きというのが報告されておりましたですね。これたまたま地形の状態から西になったのか、何がしかの仏教上のそれがあったのか。その辺りは谷川先生がお詳しいんじゃないかと思うのですが、この向きどうも、頭の中でもややもやしているところですよ。以上、2点ほど申し上げました。

谷川 ありがとうございます。

例えば江戸で、この時期の墓は掘っているのですが、副葬品として、やっぱり六銅銭と数珠が入ってくる事例が多いですね。だから、それは仏教的であるというふうに私たちは思っていたのですが。そういう、副葬品的なものがないというのは、寛永期で、しかもこれだけの、要するに社会的地位というか、上級家臣に列するような人にしては、非常に異例だという感覚が私はあるのですけれども。寛永期になると、大体上級家臣が藩主に志向したような形で墓石を建てたりすることが割と多いのではないかとこのように私は思っているんで、その意味からも、2号墓はあまりにも簡素なのですね、木棺だけで何もないというのが。これもまた類例とかいろいろ見ておかなきゃいけないのかと思いますけれども。いかがでしょうか。

田中 先ほど遺物棺内や墓壇内に副葬品がないという話は僕も同感なのですが、銭に関しては、集石遺構の上に2枚あったのですよ。供養する周りの人たちは、終わった後に銭を置いてるのですね。お墓に何か供えるという行為を、当然ながらこの人たちは知っているわけですよ。知っているのだけど、この1号墓には入れてない。あるいは2号墓もですね。当然ながら、中に六銅銭という形で、棺の中、あるいは棺の上でもいいんですけど、入れてないというのはやっぱりかなり意図的だろうと私は思っています。

谷川 はい、ありがとうございます。

諫早市の野澤さんにもご説明をお願いできればと思います。

野澤 諫早市文化振興課の野澤です。地図を2枚、写真を3枚準備しております。令和3年の12月から令和4年の2月まで発掘調査をした部分です。1枚目の図面（図7-7）を御覧ください。

真ん中下辺りが鉄道、JRが走っている線路がありまして、その南側に「千々石ミゲルの墓と思われる石碑」という文字が見えますね。これが千々石ミゲル墓所推定地になります。そのJRの北側につきましては、試掘坑1から7というのを、8か所ですね、入れております。

諫早市の方で試掘調査をしたのは、この黒く塗り潰している箇所、合計、JRの北側で8か所、千々石ミゲル墓所推定値で2か所になります。

墓所推定値のところだけ説明しますと、2枚目の図面（図7-8）になります。

中心下辺りに第3次調査と第4次調査の集積された礫を青いインクで印刷をしております。その北側のほうに若干不整形の南北に長いトレンチと、それから西に伸びるもので、1段上に1か所ですね、2か所分のトレンチの四角を図示しております。令和4年に掘った箇所です。

3枚目の写真（図7-9）を御覧ください。これがちょっと拡大した部分になります。

中心の写真が上空写真ですけども、ドローンで撮った写真です。この写真で説明しますと、第3次調査のときに1号墓のすぐ北側に円形の3号墓というのが確認されておまして、こちらの図のほうにも青いインクで、丸い半円形の集積が確認できます。で、すぐ北側からトレンチを設定して調査しますと、この半円形の3号墓と思われるものがどうも若干長方形になりそ

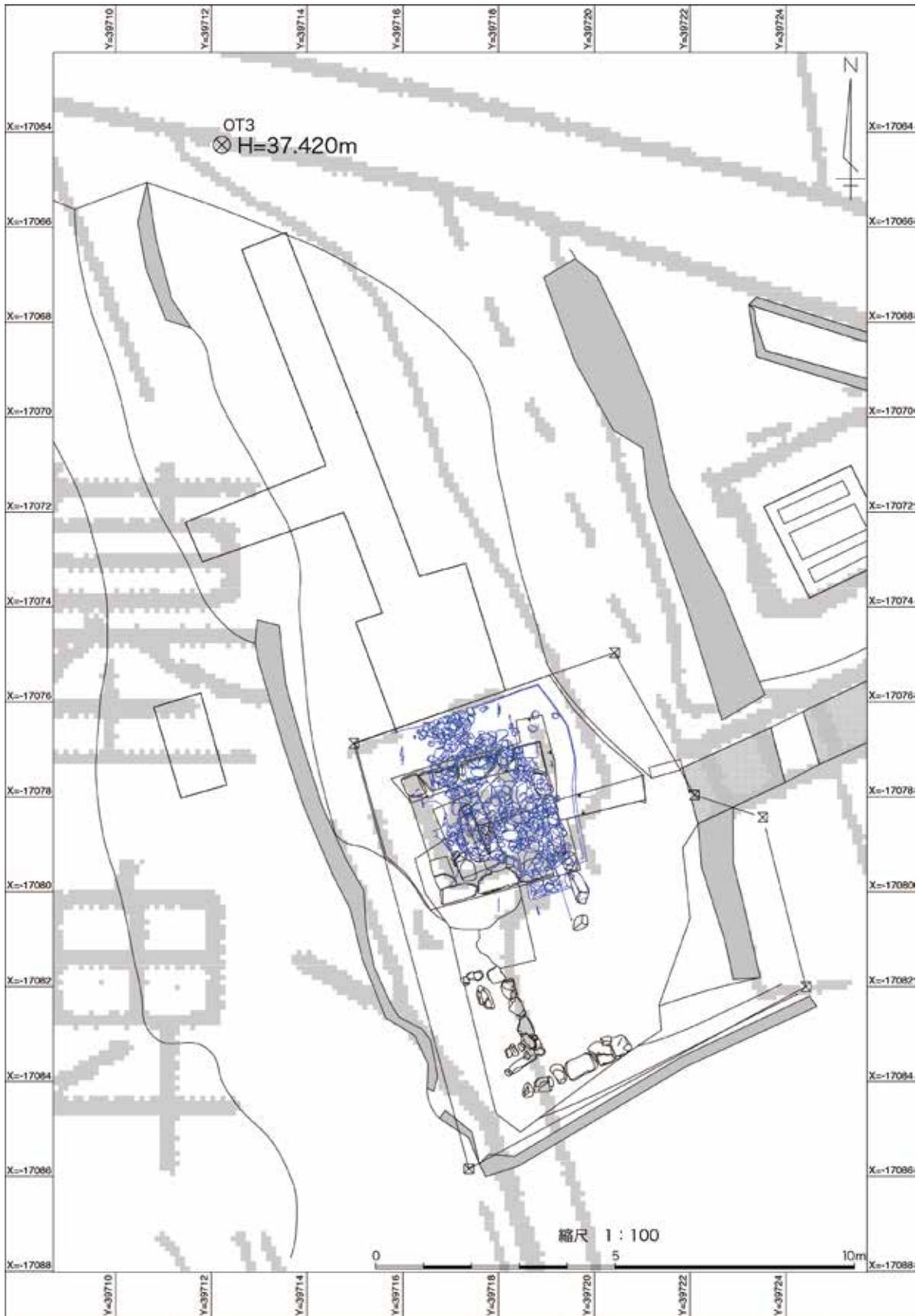


図 7-8 諫早市発掘調査拡大図

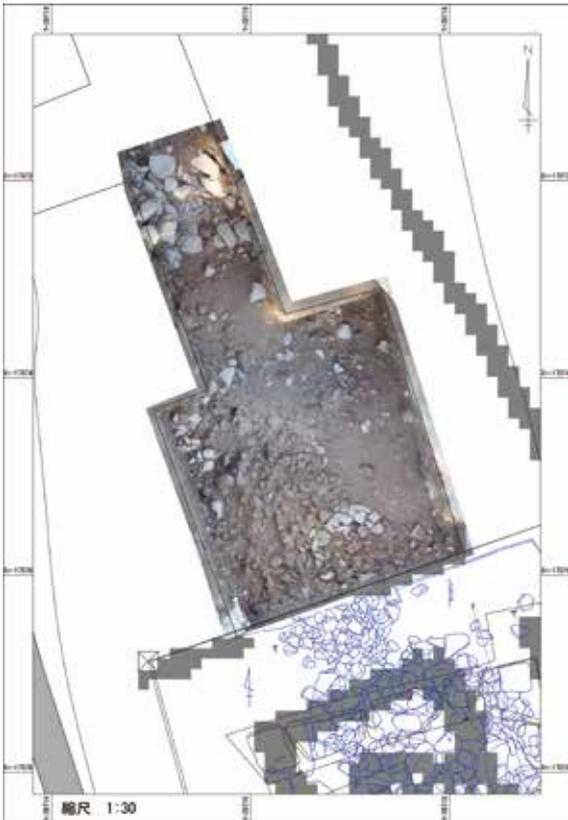


図 7-9 諫早市発掘調査合成図



図 7-10 諫早市発掘調査全体写真

うな集積が確認されました。

その北側にも、少しだけ方位は違うんですけども、不整形の集積が1つ確認されております。

3次調査のときに、この3号墓というのは1号墓と切り合い関係がしっかりして前後関係がつかめていましたので、今回、諫早市の調査で、北側に新しい墓壙が発見されたというのが分かりました。

出土遺物については、この3号墓と呼ばれる部分の北側トレンチを開けたすぐのところ土師器の小皿が表を上にした状態で1点出ております。その小皿自体は、形状は川畑敏則さんが報告されたものと大きさも形も似ております。

その土師器については17世紀初頭ぐらいの土師器が出ている大村市の玖島城のものを確認したところ大体似ていましたので、17世紀初頭になるんだろうと考



図 7-11 諫早市発掘調査拡大写真

えております。

4枚目の写真(図7-10)、千々石ミゲル墓所推定地の上空写真ですね、今からこの説明をさせていただきたいと思います。

赤いコーンが2つ、写真の右下にあります。そちらの南側が千々石ミゲル墓所の墓石が建っている場所です。そこから北側に令和4年になりまして、これだけの範囲を調査いたしております。北側に10メートル近くトレンチを1メートル幅で設けまして、地山の状況を確認しております。真ん中辺りから西側に1メートル幅で段差の高い方にどういう地形になっているのかを発掘するトレンチを入れております。

この西側に伸びているトレンチのすぐ南側に1つ石の固まりと、その中心に丸く集積っぽいのがありますが、これもお墓ではないかなと考えております。そのトレンチの大きな石、地山の石が出ていますけども、そこから北側は、もうほとんどこの遺構は確認されず、地山の礫、岩礫がどんどん出ております。それがずっと北側まで続くという状態です。

西側に伸ばしたトレンチのちょうど中心辺りに礫が3つありますけれども、ここで段差が確認されまして、千々石ミゲル墓所推定地のレベルから50センチぐらい上がって、その上がった先がトレンチの一番西側の端になります。

その部分で表土からおよそ50センチ下で、段差の1段目が確認されております。千々石ミゲル墓所推定地のすぐ山側の上にも1つ、1m×2mでトレンチを、試掘坑を空けております。それが写真の左下の部分です。ここは70cmほど掘り下げております。

堆積の状況を見ると水平堆積で盛り土がされた様子です。表土から60cmぐらいまで一括で盛り土しているのですが、それより下で近世の陶磁器が1点発見されております。そのレベルと先ほど北側に細く伸ばしたトレンチから西に伸ばしたトレンチの段差が1段高くなっているというところのレベル差が20センチあります。およそこの距離だと緩やかに、もう一段平地があるというような感じになっています。一応そういう地形の状況までを確認したところです。

谷川 ありがとうございます。あの墓所全体を計画的に、しかも大規模に造成しているようなイメージでよろしいのでしょうか。

野澤 はい、北側に伸ばしたトレンチで行きますと、墓所全体がずっと同じようなレベルで高さが行きます。そのまま岩盤の礫に当たるということになります。

谷川 結構土量が出て、大変な工事だったのではないかなというか、それなりの社会的なステータスがある人が、いわば中心になってできた墓所だというふうに言ってもいいのかなという、そういう印象を受けました。

いかがでしょうか。今の諫早市の野澤さんの報告に何かコメントございますか。よろしいですかね。

はい。それでは一応今日は大体これでメニューは終わりで、ちょっと最終的に取りまとめなきゃいけないんですが、今年の夏の段階を頭に置いていただくと、それから7か月ぐらいたって様々なことが分かってきたと思います。

一つは墓石とその埋葬施設の年代が一致したということは非常に大きいだろうと思いますし、

それからそれは年代だけじゃなくて、あり方というんですかね、要するに墓石は一応夫婦の戒名が刻まれていて、ミゲルと、その奥さんであるというふうに考えられているわけですが、それが埋葬施設自体もやはり2基あって、しかもそれが2号墓の人骨が男性であるということと、それから1号墓の場合は女性であるということですから、したがって埋葬施設の構造、あるいは被葬者の性別も、これも墓石と一致しているということ。要するに墓石と埋葬施設の年代、あるいは人骨のあり方が一致しているということは非常に大きいのではないかなと思います。ということは、言いかえると、その墓石から推定されている千々石ミゲルとその奥さんの埋葬施設であるということは、ほぼ間違いないというふうに言っているのだからと思うんですが、いかがでしょうか。もうこれ以上のものはないというふうに言ってもいい、要するに墓誌とかが伴うようなことは近世墓の場合でもそんなにたくさんない。したがって被葬者自体を様々な根拠に基づいて推定していくわけですけども、その意味からいっても、これは間違いないというふうに言っているのではないかなというふうに考えられますが、いかがでしょうかね。

では、そういうことで、一つは墓石及び埋葬施設の年代及びあり方、あるいは人骨の性別というのが千々石ミゲルとその奥さんであるということは、ここで一応間違いないだろうという見解に達しました。

あともう一つの問題は、キリシタン墓という問題があって、これは一応昨年の夏の場合はキリシタン遺物が1号墓では出ているわけですけども、2号墓では副葬品がないということからキリシタン墓であるという推定自体はその可能性もある。本来だったら副葬品があってもおかしくないような2号墓でも、そういうものがないというのはキリシタン墓ではないとはならないと思うのですが。

あと問題は、その埋葬施設の構造が、棺も含めて1号墓と2号墓は、どうしてこう違うのかという問題、これは今日の段階で結論づけるのは、もうほとんど無理だというふうに思いますし、今後もいろいろと類例及び研究していく中で、また先生方の御意見をいただきながら詰めていくというようなことであろうかと思えます。そんな感じでよろしいですかね。田中先生、いかがですか。

田中 私は結局、考古学的にはっきりしているのは、あの墓石に書かれた戒名の人のお墓であるのは間違いないです。あとは戒名がミゲルだというのは、結局最初の大石先生の証明が間違いないと考えています。

谷川 例えば江戸の大名墓を発掘調査すると、ここに誰々、例えば藩主の誰が葬られているというようなのは、墓石や墓地図があって、さらに墓誌が出れば、それは確定するわけですが、しかし墓誌がない場合も、一応我々としては、その格式などからいって、これは藩主だということが間違いないければ、その藩主の墓であるというふうに判断をするわけです。そういう意味では、私はこれは千々石ミゲルとその奥さんの墓であると判断されるということは、これは間違いないと言っていいんじゃないかと思えます。

宮崎 本日の委員会を迎えるに当たって、私なりにちょっと総括的に、この墓の問題を考えてみたので、よろしければ、ちょっと申し上げたいんですが。

谷川 ぜひお願いします。

宮崎 まず大きく2つの問題が私の中ではあります。

伊木力の墓石が千々石ミゲル夫妻の墓であるかどうか、これは一番中心的な問題と思います。それに対しては、文献による考証と、それから発掘による考証という2つの側面から総合的に判断をするということです。まずは文献による考証ですけれども、今回資料に添付していただきました大石先生の2005年3月の伊木力墓地の千々石ミゲル夫妻の墓石と判断するに至った著書、これをもう一度熟読させていただきました。

私はできるだけその、大石説を崩すぞという、そのポイントでずっと読み込みました。ところが残念ながら、その大石推論を崩すことが私にはできませんでした。

大石 ありがとうございます。

宮崎 ということは、これは文献的には丸という、私なりの印象を持ちました。

もう一点、その発掘による考証は、今回の特に人骨の問題の報告ですね。あれから最終的に判断するに、発掘というポイントから見ても、これはまずミゲル夫妻のお墓であるということは間違いないというふうに、私自身、ようやく最後の今になって、納得、確信を得る段階に至りました。

そうであるならば、このミゲルのお墓がどのような歴史的な価値、意義を持つのかという、このポイントをやはり私としては考えてみたわけですけれども、そのミゲルが最後まで信仰を持っていたかどうかというのは、一つちょっと置いといて、まだ今の段階ではっきりとしたことを言うのはどうなのかなというのが基本ですけれども。しかし、日本のキリシタン史における少年使節、その中の1人がミゲルですけれども、持つ意味というのは、非常に私、大きなものがあると。ちょっと時間がないので、結構、そこのポイントをまとめてきたのですけれども。

日本のキリシタン史の発展の時期から、それから禁教の時期から、殉教の時期から、それに伴う背教、こういう問題も全部ひっくるめて少年使節が示した生きざまというのは非常に私たちにとって大きな意味があります。これを与えてくれるというのがキリシタン史を少し長くやってきた私にとりましても、非常に重要な日本のキリストの歴史の一場面であると思います。

そしてもう一つ、私は長崎県の文化財保護審議会の委員をして、20年近くなるのじゃないかなと思うのですけれども、その観点から見て、果たしてマスコミの方もそういうポイントは非常に興味のあるところだと思いますので、保護審の1人としてのポイントからも見て、これがどのような位置づけがなされるのかなと思って、少し県の文化財として、キリシタン関係の史跡の、どんなものが指定されているのかというのをリストアップしてみましたら、二十六聖人の殉教地、それからトードス・オス・サントス教会の跡、原城跡、日野江城跡、中浦ジュリアンの出生地、それから、あとは墓になるのですが、長崎甚左衛門の墓、これも県の文化財に指定されているのですね。それから西彼町のキリシタン墓地、今留、島原、小浜、加津佐、口之津、南有馬、北有馬、有家、布津、それから東彼杵、川棚、波佐見町に、それぞれキリシタン墓碑が入っている。

これらのキリシタン墓碑は、全部、多分片岡先生が一生懸命頑張って書いた頃に指定になったものと思います。それと今回の千々石ミゲルの墓碑を比べてみたとき、比較にならないほど、圧倒的にミゲルの墓碑の持つ歴史的な価値が高いということは、多分どなたもノーとおっしゃ

る方はいないと思うぐらいの価値があると思います。今回、これを一応本当にミゲル夫妻の墓だということの断定ができるようですので、これからは、そういった面でも県の文化財・史跡として、非常に注目を浴びることになるのではないかなと、そういうふうに私の中でまとめてみました。

谷川 はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。今の宮崎先生の御意見に何かまた。

浅野 宮崎先生のおっしゃったことは、ごもっともだと思います。

それとは全然別なのですけれども、先日、加藤茂孝先生がDNA鑑定をなさるということでしたけれども、その結果がここには無いようですけれども、まだ出てないということなのですか。

大石 いいえ、DNA鑑定はしていません。

谷川 文化財的な価値については、私もお墓というのは、墓石だけではなくて埋葬施設と、副葬品と、それから人骨というのが近世墓を構成する4つの要素だというふうに考えております。その意味では、この潜伏期のキリシタン墓で、その4つがそろっているものというのは、恐らくないのではないかと思います。そういう意味では、非常に重要であるということは、ここで申すまでもないと思います。今回、千々石ミゲルと、その奥さんの墓であるという墓石の状況と、発掘調査の状況が一致したということですから、その文化財的価値というものが確定したと言ってもいいぐらいに重要な発見だったと私は思っております。

いかがでしょうか、一応取りまとめとしては、そんな形でよろしいでしょうかね。何か御意見ございますか。よろしいですか。

時間が予定より過ぎたようですけれども、これで議事は終了ということで、それでは事務局にお返しします。

大石 谷川委員長、ありがとうございました。

報告書の作成刊行につきまして、各委員の先生方にはお世話になると思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

また、報告書刊行を受けてプロジェクト主催の講演会も予定しております。これにつきましても、各先生方にお世話になるかもしれませんが、その際はよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして第3回千々石ミゲル夫妻伊木力墓所調査指導委員会を閉めたいと思います。最後に、調査プロジェクトの井手副代表から挨拶があります。

井手 副代表の井手でございます。今日は谷川委員長先生を初め各委員さんに大変いろいろなお言葉を頂きまして、ありがとうございました。私たちも伊木力墓石を本当に千々石ミゲル夫妻墓石と思っていたのですが、今回の委員会をもって確証がもてました。これまでの「千々石ミゲルの墓と思われる石碑」という名称を、今後は「千々石ミゲル夫妻墓所」に書き換えてもらいたいと希望しています。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。長時間、ありがとうございました。

2. 千々石ミゲル墓所調査指導委員会委員長・谷川章雄氏総括

谷川章雄

(昨夏に実施された) 千々石ミゲル墓所推定地の(第四次)発掘調査結果に関する指導委員会が(令和4年4月22日に)行なわれました。そこで話し合われた結果、結論に至ったところについてお話し致します。

(当墓所について) 端的に申し上げますと、非常に大きな板石状の墓石があり、そこに刻まれていた戒名が男性と女性で、これが千々石ミゲルとその妻であると推定されていました。そして寛永年間の年代(寛永9年12月:1633年1月)が刻まれていました。

今回の発掘調査の出土遺物を詳細に検討した所、(出土遺物の)年代が墓石に刻まれている年代と一致するということがわかりました。と同時に、一方では埋葬施設に関して先年(2017年)に一号墓(妻の墓)の発掘調査が行われ、今回二号墓の発掘調査が行われたことで、二つのお墓(墓壙)が埋葬施設として並んでいたことがわかりました。さらに(今回の発掘調査で)出土した(二号墓の)人骨の性別が男性であることがわかりました。これで(一号墓と二号墓の被埋葬者が)夫婦である可能性が極めて高いということになりました。言い換えると、墓石に刻まれた戒名及び年代と、発掘調査による出土遺物によって明らかとなった事実、埋葬施設の在り方、さらに人骨の性別、それらが一致したということです。

従いまして、千々石ミゲルの墓と推定されていた墓石と埋葬施設が千々石ミゲル及びその妻の墓であったということを確認することができたと私は思っております。

言い換えれば、(ここが千々石ミゲル夫妻の墓所で)間違いのないという判断に達したというのが今回の指導委員会の結論であると申し上げてよろしいかと思えます。

以上です。

(たにがわ あきお:早稲田大学人間科学学術院 教授、前日本考古学協会会長)

※本文は、令和4年4月22日の第三回指導委員会終了後に行われた谷川章雄委員長の談話を記録したものである。

※()内は千々石ミゲル墓所調査プロジェクトで追記した。

第8章 民間による発掘調査とその意義

調査統括 大石一久

2004年2月、「伊木力墓所は千々石ミゲル夫妻墓所の可能性が高い」と記者発表してから約18年、2014年の第1次調査を皮切りに2021年8月から9月にかけての第4次調査をもって地下遺構の発掘作業はすべて終了した。その間、行政区が多良見町から諫早市に変わるなど様々な変化もあったが、4次にわたる調査結果は期待通りの成果を得ることとなった。それもひとえに、墓地所有者である浅田昌彦氏の発掘調査に対する執念にも似た熱意があったればこそその賜物である。また、長年当墓石を維持管理されてきた井手則光ご夫妻、最初に当墓石を千々石氏関係墓石として注目された宮崎栄一氏、さらには発掘を支えてくれた多くの支援者がいたからこそその成果であったことも長く記憶にとどめ感謝の念を忘れてはならない。ただ、発見当初、墓石調査に入った私らを親身になって世話していただき、また千々石ミゲルについて深い関心を持っていた井手則光氏（第4次の千々石ミゲル調査プロジェクト副代表）の奥さま榮子氏が、最後の第4次調査の直前、2021年4月に他界したことは返す返すも残念でならない。心からご冥福をお祈りします。

ところで、今回の発掘調査は、公的機関による調査ではなく、最初から最後まで民間によって実施した。民間主導で発掘調査をした第1の理由は、墓地所有者・浅田昌彦氏による先祖墓調査への熱意である。系図的に考えて千々石ミゲルの孫娘が大村藩家老の浅田家嫡男に嫁いでおり、ミゲルの血を受け継いだ一番濃い子孫が現在の浅田家当主浅田昌彦氏にあたる。第2の理由は、伊木力墓所自体が当初は公的な文化財指定を受けていなかったためである。伊木力墓所は、現在は埋蔵文化財包蔵地に指定されており、第3次調査からは法定の発掘調査届出書を諫早市を通じて長崎県に提出したのちに発掘調査に入った。その他幾つか理由もあったが、民間で実施したからこそ、墓石発見から20年弱の期間で地下遺構の解明に至ったものと捉えている。

ただ、民間主導の調査であるがために、学術的により高度な調査体制の構築が求められたことはいうまでもない。つまり、発掘調査で得た成果が学術的に信頼され高く評価される調査体制の構築こそが、民間主導による調査のキープポイントと捉える。また、民間主導だからこそ多くのメリットがあったことも事実である。

以下、今回の民間による発掘調査でとくに留意した点を略述する。

①発掘調査体制の確立

4次にわたる伊木力墓所発掘は、4回とも発掘調査の責任者として別府大学教授の田中裕介氏にお願いした。田中氏は、誰もが認めるように、キリシタン墓に関する発掘調査の第一人者である。幸いにも第1次から好意的に協力していただき、最終的に多くの成果を得ることができた。

②調査指導委員会体制の構築

発掘の成果をいかに学術的に評価し位置づけるか、そのために考古学や中世宗教史、キリシタン史、キリシタン美術、葬送研究などの各専門分野の先生方に委員に就任していただき指導委員会を立ち上げた。委員長にはジョヴァンニ・バティスタ・シドッチの発掘でも知られる早稲田大学教授で前日本考古学協会会長の谷川章雄氏、副委員長には富松神社宮司（長崎県大村市）で中世宗教史の久田松和則氏、

委員として元長崎純心大学教授の宮崎賢太郎氏（キリシタン史）、長崎純心大学教授の浅野ひとみ氏（キリシタン美術）、西南学院大学准教授の山田順氏（考古学）、摂河泉地域文化研究所の小林義孝（考古学・宗教史）の6名で構成した。

また、顧問として池辺晋一郎（作曲家、東京音楽大学名誉教授）、加藤茂孝（保健科学研究所学術顧問、東京慈恵医科大学客員教授）、朝長万左男（日本赤十字社長崎原爆病院名誉院長、長崎大学名誉教授）、光田明正（長崎外国語大学名誉学長、桜美林大学孔子学院名誉学院長）の各氏、相談役として一力昭子氏（浅田昌彦氏姉）に就任していただき、調査体制をより充実したものにすることができた。

2022年4月22日に開催された第3回指導委員会では、これまでの発掘成果と当墓所を千々石ミゲル夫妻墓所と特定した大石の研究成果（本報告書に収録）を再度検討していただいた上で、谷川委員長より「当墓所が千々石ミゲル夫妻の墓所であると確定する」との結論を得た。また、当墓所は、被葬者の戒名を刻んだ地上の墓石、地下の埋葬遺構、副葬品、人骨という遺跡としての墓を構成する要素がすべてそろった近世初頭の稀有な遺構である。しかもその被葬者が千々石ミゲルという歴史上著名な人物であったことも考古学上特筆すべき遺構であるとの評価を得た。

③発掘資金の調達と支援団体

民間主導による発掘調査で最大の課題は、資金の調達である。第1次から第2次までは所有者・浅田氏が個人負担という形で実施したが、大規模発掘になる第3次から第4次に関しては支援者の善意にすぎない以外に方法はなかった。

第3次では、千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会の会長・立石暁氏、副会長の町田義博氏、事務局長の本田英二氏を中心に、支援団体である千々石ミゲル研究会、たらみ歴史愛好会、千々石ミゲル会・諫早、大村歴史懇話会の皆さんが各方面に働きかけ、約1300件、600万円を超えるご寄付をいただいた。また、各支援団体から毎日発掘作業員をボランティアとして出していただき、発掘調査の実務を担当した株式会社埋蔵文化財サポートシステム（山口勝也、竹田ゆかり、中尾陽介、山下貢司）のもとで作業に従事していただいた。昼食も、各支援団体からご婦人たちが集まり、毎日違ったメニューで数十人分の手作り昼食を準備していただいた。

地形測量や空中写真撮影では株式会社オリエントアイエヌジー（当時は九州オリエント測量設計株式会社）の協力があり、会社の創立50周年記念貢献事業の一環として作業員2名も毎日無償で出していただいた。さらに、地元・多良見町の株式会社ききつ青果代表取締役・諸岡敏治氏からは多額のご寄付と同時に随時作業員も無償で手配していただいた。役割はそれぞれに異なったが、支援者一人ひとりが発掘調査の主役で、心を一つに邁進していただいたことに感謝の念でいっぱいである。

第4次は、所有者の浅田昌彦氏を代表にした千々石ミゲル墓所調査プロジェクトを立ち上げ、第3次同様に各支援者のご寄付とクラウドファンディングを実施した。結果は、延べ240名の皆さまから約750万円のご寄付をうけ、クラウドファンディングでは延べ459名の方々から1000万円を超えるご協力を賜った。

これら第4次の資金の調達から発掘調査までを一手に引き受けて下さったのが、一般社団法人プラスアイエヌジー代表理事で株式会社オリエントアイエヌジー代表取締役である中島靖人氏である。中島氏からは第3次から引き続き多くの支援とご協力をいただいた。実際、中島氏のご支援とご助言がなかったら第4次の発掘調査は不可能であった。発掘調査の実務も株式会社オリエントアイエヌジー（安楽勉、

生田智志、樋口洋行)に担当していただき、クラウドファンディングも一般社団法人プラスアイエヌジー(田中実里)に実務をお願いした。中島氏には、ただ感謝と低頭合掌の念でいっぱいである。

また、長崎県石材加工組合連合会青年部(会長・松尾心哉氏)からは、県内各地の石材業専門の組合員を毎日無償で作業員として出していただいた。発掘責任者の田中裕介氏やプロジェクト副代表の町田義博氏らと協議しながらクレーンを使って約2トンにも及ぶ墓石の移動を行ったり、基壇石の撤去と発掘終了後の墓地全体の整備までをすべて引き受けてくれた。さらに株式会社ハウジングロビー、Cozy Vision、株式会社長崎国際テレビ、摂河泉地域文化研究所、山本書院グラフィックス(順不同)の各団体からも多くのご支援を賜った。

事務局長の渡邊享介氏(エヌケースリードリームプロ代表)と会計担当の北島美智子氏には諫早市やマスコミとの対応をはじめ、会計処理など発掘作業に関するこまごまとした雑務を的確に処理していただいた。スムーズに発掘作業を終えることができたのも両氏のお陰である。

また、第3次調査時に設立された千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会の後継組織である千々石ミゲル研究・顕彰会と各支援団体からも大いなるご支援があったことを忘れてはならない。発掘の成果以上に嬉しかったことは、最後まで和気あいあいと無事故で終えたことである。とくにささいな事故も一切なく無事に発掘を終えることができたのは、第1次調査から実質的に現場監督の立場にあつて的確に作業指導をしていただいていた町田義博氏の力に負うところが大きい。

このように4次にわたる発掘調査は、多くの皆さま方からの有形・無形のご支援とご協力をいただいたからこそ実施することができた。関係各位の皆さま方に心より感謝します。

④民間事業ならではのメリット

2014年の第1次調査以来、諫早市文化振興課には多大なご指導とご協力を賜ってきたが、民間による調査であったがために行政区を越えて多くの支援者が集まり多大なご協力をえたことは事実である。象徴的なのは、千々石ミゲルの事歴に関わる諫早市の大久保潔重市長、雲仙市の金澤秀三郎市長、大村市の園田裕史市長の3市市長が直に発掘現場を訪れ、それぞれに心強い激励をしてくれたことである。

要は千々石ミゲルという歴史上の人物に対する興味関心が行政区の壁を飛び越えて県内はもちろんのこと県外からも多くの支援者が駆け付け、物心両面で支援してくれたと考えている。またこの動きは、今後の千々石ミゲル墓所という文化財の保存と活用に大いに影響するし、「文化財は自分たちが育て活かしていく資産」としての価値を共有する調査だったと捉えている。

ただ、民間主導の調査であったがために、ややもすると開放的になり過ぎる局面もみられた。その際は、心を鬼にして引き締める必要を痛感した。和やかな現場の雰囲気には水を注す行為ではあったが、引き締めるところは引き締めないと良好な学術的成果は望めない。

最後になりますが、これまで暖かいご支援をいただいたすべての支援者の皆さま方に衷心より御礼を申し上げると同時に、深く感謝します。今後は墓所を皆さま全員の資産として大切に守り、時には足を運んでいただいて墓石と対面しながら、歴史上の人物と対話していただけると幸いです。

(おおいし かずひさ 石造物研究者、元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー)

SUMMARY

The graveyard of CHIJIWA Miguel and his wife at Ikiriki Village is situated in Isahaya City, Nagasaki Prefecture, constructed in the course of 1630, the earliest Edo Period. This graveyard is now registered as Site No.83-81 in the official document 'Sites in Nagasaki Prefecture'. This site is officially named as 'Presumed Graveyard of CHIJIWA Miguel'.

The graveyard was located in the middle of a narrow flat ground created artificially, at the hillside overlooking Ohmura Bay. There stands a huge gravestone (2.5m high and 1.2m in width) in the back of this yard. In front of this monument lay two graves which center lines stretched from east to west. The northern grave (l:4m × w:4m) had a stone chamber including a wooden container recycled as a coffin. In it, we found a body of an adult female which had been crouched on her knees and laid on her side. Around her chest, we unearthed a glass fragment and some glass beads made in Europe. We assumed that these were the ornaments for Christian items. From the other grave (l:2.5m × w:1.5m), we unearthed a body of an adult male in a wooden coffin. He also had been buried in the same way as the female mentioned above. On the surface of this grave, the remains made of stones had been spread over 4.7m from south to north and 2.4m from east to west. We regard this site as a rare case to show us how the members of an upper classed samurai family had been buried at that time.

We presumed these two graves had been built almost at once, and a body was buried in each one. The inscription on the gravestone shows us their posthumous Buddhist names and the dates when they died; January in A.D.1633. According to the document inherited among the descendants of CHIJIWA Miguel, the buried ones turned out to be CHIJIWA Miguel and his wife. Their gravestone and their Buddhist styled burial manner disguised them as Buddhists. Nevertheless, these Christian items buried with the wife made it clear that they had kept their Christian faith to the end.

CHIJIWA Miguel had been selected as one of 4 boys sent to Europe as the proxies of the Christian Lords of Kyushu District at that time for the purpose of giving an audience to the Pope. Miguel has been believed to throw away his Christian faith after getting back to Japan. But our survey shows that he had kept his faith through his life, although he had disengaged from the Society of Jesus.

Our survey gave us valuable information about the tomb in the earliest Edo Period. Moreover, we believe that it will give a huge impact on the history of Japanese Christian in the earliest Edo Period. To close, we declare proudly our survey as a great achievement in the history of archaeology, for many ordinary people supported us without any help from any public institution.

報告書抄録

ふりがな	ちぢわミゲルふさい いきりきぼしよ だいいちじ だいよじ はくつちようさ ほうこくしよ ぶんせき・こうさつへん						
書名	千々石ミゲル夫妻 伊木力墓所 第1次 - 第4次発掘調査 報告書						
副書名	分析・考察編						
シリーズ名							
シリーズ番号							
編著者名	大石一久・加藤茂孝・東憲章・粟田薫・分部哲秋・佐伯和信・弦本敏行・片多雅樹・近藤佳恵・後藤晃一・浅田昌彦・浅野ひとみ・田中裕介・谷川章雄						
編集機関	千々石ミゲル墓所調査プロジェクト						
所在地	〒 856-0047 長崎県大村市須田の木町 967 - 1 Tel. 090-3735-8472						
発行年月日	2024年3月31日						
ふりがな	ふりがな	コード	北緯	東経	調査期間	面積 (m ²)	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号	° ' "	° ' "		
千々石ミゲル墓所推定地	長崎県諫早市多良見町山川内字ケンノ木 59	422045	72204 - 259	32° 84' 54"	129° 92' 44"	第1次調査 2014年9月15日から同月21日 第2次調査 2016年9月6日から同月14日 第3次調査 2017年8月20日から9月19日 第4次調査 2021年8月23日から9月27日	61m ² 学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物	特記事項	
千々石ミゲル墓所推定地	墓	江戸	石槨木棺墓、直葬木棺墓、墓石		人骨、玉類、ガラス板片、長持金具	仏式の墓にキリシタン遺物が副葬	
要約	千々石ミゲル夫妻伊木力墓所（文化財保護法による登録名称は「千々石ミゲル墓所推定地」）においてミゲル夫妻の戒名を刻んだ墓石の下部から2基の埋葬施設が検出された。北側の1号墓を詳細に調査したところ、石槨のなかに長持を転用した木棺が納められており、頭部を西に向けて南を向いた側臥屈葬の姿勢で埋葬された女性の人骨が検出された。さらにその胸部付近からは玉類、ガラス板片、繊維片などが出土し、キリシタンの信仰物を副葬していたことが判明した。ミゲルの妻の墓と推定されるとともに、潜伏キリシタンの墓制の貴重な資料である。続いて南側の2号墓の詳細な調査で、1号墓と同様、頭部を西に向けて南を向いた側臥屈葬の姿勢で、木棺直葬によって埋葬された男性の人骨が検出され、ミゲル本人の墓と推定されている。さらに墓所創建当時の墓石位置、「地鎮」遺構、墓石と埋葬施設の層序等が確認された。 1630年代の近世初頭の上級階層の墓制の事例としても貴重である。						

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所 第1次—第4次発掘調査報告書

分析・考察編

2024年3月31日 発行

発行：千々石ミゲル墓所調査プロジェクト

表紙装丁・印刷：山本書院グラフィックス

組版：テンベーススタジオ 山本書院グラフィックス

Sigis D. Miguel